

# TPP・分野別ファクトシート

内閣官房

TPP政府対策本部

## 目次:

1. 農林水産分野	3
2. 知的財産分野	30
3. 中堅・中小企業分野	38
4. 国土交通分野	60
5. 情報通信分野	66
6. 医療等分野	76
7. 労働分野	81
8. 食品分野(食の安全・安心、酒類)	88
9. 金融分野	96
10. 環境分野	100
11. 地方公共団体	117

# TPP協定の概要

※前文に加え、以下の30章で構成。

<p><b>(1)冒頭の規定及び一般的定義</b></p> <p>協定が締約国間のその他の国際貿易協定と共存することができることを認める。また、本協定の二以上の章において使用される用語の定義を定める。</p>	<p><b>(2)内国民待遇及び物品の市場アクセス</b></p> <p>物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。</p>	<p><b>(3)原産地規則及び原産地手続</b></p> <p>関税の減免の対象となる「TPP域内の原産品(=TPP域内で生産された産品)」として認められるための要件や証明手続等について定める。</p>	<p><b>(4)繊維及び繊維製品</b></p> <p>繊維及び繊維製品の貿易に関する原産地規則及び緊急措置等について定める。</p>	<p><b>(5)税関当局及び貿易円滑化</b></p> <p>税関手続の透明性の確保や通関手続の簡素化等について定める。</p>
<p><b>(6)貿易上の救済</b></p> <p>ある製品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該製品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)等について定める。</p>	<p><b>(7)衛生植物検疫(SPS)措置</b></p> <p>食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。</p>	<p><b>(8)貿易の技術的障害(TBT)</b></p> <p>安全や環境保全等の目的から製品の特性やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。</p>	<p><b>(9)投資</b></p> <p>投資家間の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手続等について定める。</p>	<p><b>(10)国境を越えるサービスの貿易</b></p> <p>国境を越えるサービス提供に関する内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス(数量制限等)、拠点設置要求禁止等に関するルールを定める。</p>
<p><b>(11)金融サービス</b></p> <p>金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。</p>	<p><b>(12)ビジネス関係者の一時的な入国</b></p> <p>ビジネス関係者の一時的な入国の許可、要件及び手続等に関するルール及び各締約国の約束を定める。</p>	<p><b>(13)電気通信</b></p> <p>電気通信サービスの分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。</p>	<p><b>(14)電子商取引</b></p> <p>電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。</p>	<p><b>(15)政府調達</b></p> <p>中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。</p>
<p><b>(16)競争政策</b></p> <p>競争法令の制定又は維持、競争法令の執行における手続の公正な実施、締約国間及び競争当局間の協力等について定める。</p>	<p><b>(17)国有企業及び指定独占企業</b></p> <p>国有企業と民間企業との間の対等な競争条件の確保のための国有企業の規律について定める。</p>	<p><b>(18)知的財産</b></p> <p>特許、商標、意匠、著作権、地理的表示等の知的財産の十分で効果的な保護、権利行使手続等について定める。</p>	<p><b>(19)労働</b></p> <p>貿易や投資の促進のために労働基準を緩和しないこと等について定める。</p>	<p><b>(20)環境</b></p> <p>貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。</p>
<p><b>(21)協力及び能力開発</b></p> <p>協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。</p>	<p><b>(22)競争力及びビジネスの円滑化</b></p> <p>サプライチェーンの発展及び強化、中小企業のサプライチェーンへの参加を支援すること等について定める。</p>	<p><b>(23)開発</b></p> <p>開発を支援するための福祉の向上等や、女性の能力の向上、開発に係る共同活動等について定める。</p>	<p><b>(24)中小企業</b></p> <p>中小企業のための情報、中小企業が協定による商業上の機会を利用することを支援する方法を特定すること等を定める。</p>	<p><b>(25)規制の整合性</b></p> <p>締約国毎に複数の分野にまたがる規制や規則の透明性を高めること等を定める。</p>
<p><b>(26)透明性及び腐敗行為の防止</b></p> <p>協定の透明性・腐敗行為の防止のために必要な措置等に関するルールに関わる事項等を定める。</p>	<p><b>(27)運用及び制度に関する規定</b></p> <p>協定の実施・運用等に関するルールなど協定全体に関わる事項等を定める。</p>	<p><b>(28)紛争解決</b></p> <p>協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続について定める。</p>	<p><b>(29)例外及び一般規定</b></p> <p>締約国に対する協定の適用の例外が認められる場合等について定める。</p>	<p><b>(30)最終規定</b></p> <p>協定の改正、加入、効力発生、脱退等の手続、協定の正文等について定める。</p>

# 1. 農林水産分野

# (1) 農林水産分野に係るTPP協定の概要(市場アクセス分野)①

- ・ 我が国の全品目(農林水産物、鉱工業品)の関税撤廃率は95%、農林水産物の関税撤廃率は82%。
- ・ 農林水産物の重要5品目を中心に、国家貿易制度や枠外税率の維持、関税割当やセーフガードの創設、長期の関税削減期間の確保等の有効な措置を獲得。

## 1. 各国の関税撤廃率(品目ベース)

国	日本	米国	カナダ	豪州	NZ	シンガポール	メキシコ	チリ	ペルー	マレーシア	ベトナム	ブルネイ
全品目	95%	100%	99%	100%	100%	100%	99%	100%	99%	100%	100%	100%
農林水産物	82%	99%	95%	100%	100%	100%	97%	98%	97%	100%	99%	100%

(注1)日本以外の国の農林水産物については、国際的な商品分類(HS2012)において1~24、44及び46類に分類される農林水産物であって、農林水産省所管品目とは一致しない(日本のライン数には含まれていない財務省所管の酒・たばこ類が含まれる)。

(注2)大筋合意時に用いていたHS2007による品目分類を、HS2012によるものに修正したことを踏まえ、平成28年2月29日に数字を更新(関税に関する合意内容が変わるものではない)。

## 2. 我が国の関税を残すライン(全品目、農林水産物):HS2012

	総ライン数	関税を残すライン	備考
全品目	9,321	459	
うち農林水産物	2,594	459	
うち関税撤廃したことがないもの	901	455	
うち重要5品目	(594)	(424)	
うち重要5品目以外	(307)	(31)	雑豆、こんにゃく、しいたけ、海藻等
うち関税撤廃したことがあるもの	1,693	4	ひじき・わかめ

## (1) 農林水産分野に係るTPP協定の概要(市場アクセス分野) ②

品目	現在の関税率	合意内容																										
米	枠内税率: 無税+マークアップ 枠外税率: 341円/kg	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の国家貿易制度を維持するとともに、<u>枠外税率(341円/kg)</u>を維持。</li> <li>その上で、既存のWTO枠(77万玄米トン)の外に、米国・豪州に対して、<u>SBS方式の国別枠を設定</u>。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     米国: 5万実トン(当初3年維持) → 7万実トン(13年目以降)                      豪州: 0.6万実トン(当初3年維持) → 0.84万実トン(13年目以降)                 </div>																										
小麦	枠内税率: 無税+マークアップ 枠外税率: 55円/kg	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の国家貿易制度を維持するとともに、<u>枠外税率(55円/kg)</u>を維持。</li> <li>既存のWTO枠に加え、米国(15万ト)、カナダ(5.3万ト)、豪州(5万ト)に<u>SBS方式の国別枠を新設</u>。</li> <li><u>マークアップを9年目までに45%削減</u>。</li> </ul>																										
大麦	枠内税率: 無税+マークアップ 枠外税率: 39円/kg	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の国家貿易制度を維持するとともに、<u>枠外税率(39円/kg)</u>を維持。</li> <li>既存のWTO枠に加え、<u>SBS方式のTPP枠(6.5万ト(9年目以降))</u>を新設。</li> <li><u>マークアップを9年目までに45%削減</u>。</li> </ul>																										
麦芽	枠内税率: 無税 枠外税率: 21.3円/kg	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行枠外税率(21.3円/kg)を維持。</li> <li>現行の関税割当て制度のほかに、<u>需要動向に連動しない定量の国別枠を新設</u>。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>いってないもの</th> <th>いったもの</th> <th>国別枠 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カナダ</td> <td>発効時 89千ト</td> <td>発効時 4千ト</td> <td>発効時 93千ト</td> </tr> <tr> <td>豪州</td> <td>発効時 72千ト</td> <td>発効時 3千ト</td> <td>発効時 75千ト</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">米国</td> <td>発効時 20千ト</td> <td>発効時 0.7千ト</td> <td>発効時 20.7千ト</td> </tr> <tr> <td>6年目 32千ト</td> <td>11年目 1.05千ト</td> <td>11年目 33.05千ト</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計</td> <td>発効時 181千ト</td> <td>発効時 7.7千ト</td> <td>発効時 188.7千ト</td> </tr> <tr> <td>6年目 193千ト</td> <td>11年目 8.05千ト</td> <td>11年目 201.05千ト</td> </tr> </tbody> </table>		いってないもの	いったもの	国別枠 計	カナダ	発効時 89千ト	発効時 4千ト	発効時 93千ト	豪州	発効時 72千ト	発効時 3千ト	発効時 75千ト	米国	発効時 20千ト	発効時 0.7千ト	発効時 20.7千ト	6年目 32千ト	11年目 1.05千ト	11年目 33.05千ト	計	発効時 181千ト	発効時 7.7千ト	発効時 188.7千ト	6年目 193千ト	11年目 8.05千ト	11年目 201.05千ト
	いってないもの	いったもの	国別枠 計																									
カナダ	発効時 89千ト	発効時 4千ト	発効時 93千ト																									
豪州	発効時 72千ト	発効時 3千ト	発効時 75千ト																									
米国	発効時 20千ト	発効時 0.7千ト	発効時 20.7千ト																									
	6年目 32千ト	11年目 1.05千ト	11年目 33.05千ト																									
計	発効時 181千ト	発効時 7.7千ト	発効時 188.7千ト																									
	6年目 193千ト	11年目 8.05千ト	11年目 201.05千ト																									
粗糖・精製糖等	71.8円/kg(粗糖) 103.1円/kg(精製糖)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の<u>糖価調整制度</u>を維持。</li> <li>高糖度(糖度98.5度以上99.3度未満)の精製用原料糖に限り、関税を無税とし、調整金を少額削減。</li> <li>新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入(粗糖・精製糖で500トン)を認める。</li> </ul>																										

## (1) 農林水産分野に係るTPP協定の概要(市場アクセス分野) ③

品目		現在の関税率	合意内容
加糖調製品		29.8%(加糖ココア粉) 10.0%(チョコレート菓子)など	<ul style="list-style-type: none"> <li>品目ごとにTPP枠を設定(計6.2万トン(当初)→9.6万トン(品目ごとに6~11年目以降))。</li> </ul>
でん粉	でん粉等	枠内税率:0~25% 枠外税率:119円/kg	<ul style="list-style-type: none"> <li>糖価調整制度(調整金の徴収)、枠外税率(119円/kg)は現行通り維持。</li> <li>TPP参加国を対象とした7,500tのTPP枠を設定(即時)。</li> </ul>
	コーン スターチ ぱれいしょ でん粉	枠内税率:0~25% 枠外税率:119円/kg	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国に対し無税の国別枠の設定。*</li> <li>枠数量は、2,500tから6年目に3,250t。</li> <li>* 調整金対象用途については、引き続き調整金を徴収。</li> </ul>
	イヌリン	枠内税率:25% 枠外税率:119円/kg	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国とチリに対し、無税の国別枠の設定。</li> <li>枠数量は、240tから11年目に300t。</li> </ul>
牛肉		38.5%	<ul style="list-style-type: none"> <li>16年目に最終税率を9%とし、関税撤廃を回避(米国等の近年のFTAでは類例を見ない「関税撤廃の例外」を獲得)。</li> <li>16年目までという長期の関税削減期間を確保。</li> <li>輸入急増に対するセーフガードを措置(関税が9%となる16年目以降、4年間連続で発動されない場合にはセーフガードは終了)。</li> </ul>
豚肉	豚肉	差額関税制度 <ul style="list-style-type: none"> <li>524円/kg &lt; 輸入価格の場合: 4.3%</li> <li>524円/kg ≥ 輸入価格の場合: 546.53円/kgと輸入価格の差額</li> <li>64.53円/kg ≥ 輸入価格の場合: 482円/kg</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>差額関税制度を維持するとともに、分岐点価格(524円/kg)を維持。</li> <li>10年目までという長期の関税削減期間を確保。(従量税50円/kgは近年の平均課税額23円/kgの約2倍に相当し、従価税(4.3%)は撤廃)。</li> <li>11年目までの間、輸入急増に対するセーフガードを措置。</li> </ul>
	ハム・ベーコン	差額関税制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>初年度50%削減し、以降毎年段階的に削減し11年目に撤廃。</li> <li>11年目までの間、輸入急増に対するセーフガードを措置。</li> </ul>
	ソーセージ、 その他豚肉 調製品	10%(ソーセージ) 20%(その他豚肉調製品)	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年同じ割合で削減し6年目に撤廃。</li> </ul>

## (1) 農林水産分野に係るTPP協定の概要(市場アクセス分野) ④

品目		現在の関税率	合意内容	
乳製品	脱脂粉乳	枠内税率: 25%、35%+マークアップ 枠外税率: 21.3%+396円、425円 29.8%+396円、425円	<ul style="list-style-type: none"> <li>脱脂粉乳、バターについて、<u>枠外税率の関税削減・撤廃は行わず</u>、現行の国家貿易制度を維持するとともに、<u>国家貿易でないTPP枠を設定</u>。</li> </ul> (生乳換算で6万t(当初)→7万t(6年目以降)) (最近の追加輸入量の範囲内で設定)	
	バター	枠内税率: 35%+マークアップ 枠外税率: 29.8%+985円、 29.8%+1159円		
	ホエイ	枠内税率: 25%、35%+マークアップ 枠外税率: 29.8%+425円、687円	<ul style="list-style-type: none"> <li>脱脂粉乳(たんぱく質含有量34%)と競合する可能性が高いホエイ(たんぱく質含有量25-45%)について、<u>最も長い21年目までの関税撤廃期間を確保</u>。</li> <li>20年目のセーフガード発動数量を脱脂粉乳の国内生産量の1割強の水準に設定。</li> </ul>	
	チーズ	29.8% 等	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>日本人の嗜好に合うモッツアレラ、カマンベール、プロセスチーズ等の関税を維持</u>。</li> <li>主に原材料として使われるチェダー、ゴーダ等の熟成チーズやクリームチーズ等は関税撤廃するものの、<u>長期の経過期間(16年目までの関税撤廃期間)を確保</u>。</li> </ul>	
畑作物	こんにゃく いも	こんにゃくいも	枠内税率: 40% 枠外税率: 2796円/kg	<ul style="list-style-type: none"> <li>枠内税率について現行維持</li> <li>枠外税率について段階的に6年目までに15%削減</li> </ul>
		製品	21.3%	<ul style="list-style-type: none"> <li>段階的に6年目までに15%削減</li> </ul>
	茶	17%	<ul style="list-style-type: none"> <li>段階的に6年目に関税撤廃</li> </ul>	

## (1) 農林水産分野に係るTPP協定の概要(市場アクセス分野) ⑤

品目		現在の関税率		合意内容	
畑作物	トマトピューレー・ペースト	枠内税率: 無税 枠外税率: 16%		・段階的に6年目に関税撤廃。	
	トマトケチャップ	21.3%		・段階的に6年目又は11年目に関税撤廃。	
	トマトソース	17%			
	トマトジュース	21.3%、29.8%			
	かぼちゃ (生鮮) アスパラガス (生鮮) にんじん (生鮮)	3%		・即時関税撤廃。	
	たまねぎ	課税価格が1kgにつき67円以下のもの	8.5%		・段階的に6年目に関税撤廃
		課税価格が1kgにつき67円を超え73円70銭以下のもの	「8.5%」又は「73.70円/kg－(課税価格)/kg」のうち低い方		
課税価格が1kgにつき73円70銭を超えるもの		無税		—	

## (1) 農林水産分野に係るTPP協定の概要(市場アクセス分野) ⑥

	品目	現在の関税率	合意内容
果樹	オレンジ (生果)	6月～11月 16% 12月～5月 32%	・4月～11月 段階的に6年目に関税撤廃 ・12月～3月 初年度に20%削減、3年間据置、その後段階的に8年目に関税撤廃(関税削減期間中はセーフガードを措置)
	オレンジ(果汁)	「21.3%」、「25.5%」、「29.8%又は23円/kgのうちの高い方」	・段階的に6年目又は11年目に関税撤廃。
	りんご (生果)	17%	・初年度に25%削減、その後段階的に11年目に関税撤廃。
	りんご(果汁)	「19.1%」、「23%」、「29.8%」、 「34%又は23円/kgのうちの高い方」	・段階的に8年目又は11年目に関税撤廃。
	さくらんぼ(生果)	8.5%	・初年度に50%削減、その後段階的に6年目に関税撤廃。
	パインアップル(生果)	17%	・段階的に11年目に関税撤廃。
	パインアップル (缶詰)	枠内税率: 無税 枠外税率: 33円/kg	・ 現行の関税割当て制度のほか、枠外税率について段階的に6年目までに15%削減
林産品	ぶどう (青果)	3月～10月 17% 11月～2月 7.8%	・即時関税撤廃
	合板	10%、 8.5%(熱帯木材14種)、 6%(その他熱帯木材、広葉樹、針葉樹)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸入額又は近年の輸入額の伸びが大きいものについては、<u>16年目までの長期の関税撤廃期間+セーフガード</u>。 マレーシア: 熱帯木材14種合板、その他熱帯木材合板、広葉樹合板 ベトナム: 広葉樹合板、その他熱帯木材合板(一部)、針葉樹合板(一部) カナダ、NZ、チリ: 針葉樹合板</li> <li>・ 上記以外のものについては、11年目に関税撤廃。</li> </ul>
	SPF製材 ※トウヒ属・マツ属・モミ属 (Spruce、Pine、Fir)の製材。	4.8%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸入額の大きいカナダに対しては、16年目までの長期の関税撤廃期間+セーフガード。その他の国に対しては、11年目までの関税撤廃期間。ただし、ニュージーランドについては、即時関税撤廃。</li> </ul>

# (1) 農林水産分野に係るTPP協定の概要(市場アクセス分野) ⑦

	品目	現在の関税率	合意内容
水産品	あじ(生鮮・冷凍)	10%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(米国以外)段階的に16年目に関税撤廃。</li> <li>・(米国)段階的に12年目に関税撤廃、ただし8年間現行税率を維持。(10%→0%)</li> </ul>
	さば(生鮮・冷凍)	生鮮:10% 冷凍:7%	
	まいわし	10%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生鮮は段階的に11年目、冷凍は段階的に6年目に関税撤廃。</li> </ul>
	ほたてがい	10%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・段階的に11年目に関税撤廃。</li> </ul>
	まだら	生鮮10% 冷凍6% すり身4.2%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生鮮は段階的に11年目、冷凍とすり身は即時に関税撤廃。</li> </ul>
	するめいか	5%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・段階的に11年目に関税撤廃。</li> </ul>
	あかいか、やりいか	生鮮5% 冷凍3.5%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生鮮は段階的に11年目、冷凍は段階的に6年目に関税撤廃。</li> </ul>
	みなみまぐろ、めばちまぐろ、太平洋くろまぐろ、 冷凍大西洋くろまぐろ等	3.5%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・段階的に11年目に関税撤廃。</li> </ul>
	生鮮大西洋くろまぐろ、冷凍びんながまぐろ	3.5%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・段階的に6年目に関税撤廃。</li> </ul>
	かつお、きはだまぐろ	3.5%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・即時関税撤廃。</li> </ul>
	かつお・まぐろ調製品等	9.6%	
	ます、ぎんざけ、大西洋さけ	3.5%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・段階的に11年目に関税撤廃。</li> </ul>
	太平洋さけ、生鮮べにざけ等	3.5%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・段階的に6年目に関税撤廃。</li> <li>・即時関税撤廃。</li> </ul>
	冷凍べにざけ	3.5%	
	さけ・ます調製品	9.6%	
	干しのり	1.5円/枚、40%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・即時に15%削減</li> </ul>
	こんぶ	15%	
	わかめ、ひじき	10.5%	
	うなぎ	3.5%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・即時関税撤廃。</li> </ul>
うなぎ調製品	9.6%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・段階的に11年目に関税撤廃。</li> </ul>	

## (1) 農林水産分野に係るTPP協定の概要(市場アクセス分野) ⑧

	品目	現在の関税率	合意内容
加工食品	キャンデー ホワイトチョコレート 砂糖菓子	25%	無税のTPP枠の設定。 枠内数量は3,000t → 6,000t(11年目)。
	チューインガム	24%	段階的に11年目に関税撤廃。
	ビスケット	スイートビスケット 20.4% ビスケット、クッキー及びクラッカー (砂糖入り) 15%	スイートビスケット 段階的に11年目に関税撤廃。 ビスケット、クッキー及びクラッカー(砂糖入り) 段階的に6年目に関税撤廃。
	パスタ	スパゲティ 30円/kg マカロニ 30円/kg その他パスタ 5.1～23.8%	スパゲティ 段階的に9年目までに60%削減。 マカロニ 段階的に9年目までに60%削減。 その他パスタ 段階的に11年目に関税撤廃。
	植物油脂	大豆油 10.9円/kg、13.2円/kg 菜種油 10.9円/kg、13.2円/kg 米油 8.5円/kg、10.4円/kg	大豆油 段階的に6年目に関税撤廃。 菜種油 段階的に6年目に関税撤廃。 米油 段階的に11年目に関税撤廃。
	食用加工油脂	マーガリン 29.8% ショートニング 12.8%	マーガリン 段階的に6年目に関税撤廃。 ショートニング 段階的に6年目に関税撤廃。

# (1) 農林水産分野に係るTPP協定の概要(市場アクセス分野) ⑨

## 日本の輸出関心農林水産品目に関する大筋合意の概要

➤ 日本の農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全てで関税撤廃を獲得。

※重点品目:水産物、加工食品、コメ・コメ加工品、林産物、花き、青果物、牛肉、茶

主な品目の交渉結果と輸出の現状		市場アクセス	
品目	国	現行[EPA税率]	交渉結果
コメ	米国	1.4セント/kg	5年目撤廃
牛肉	米国	枠外26.4% 枠内(200トン、4.4セント/kg)	15年目撤廃 (無税枠:3,000トン(1年目)→6,250トン(14年目))
	カナダ	26.5%	6年目撤廃
	メキシコ	枠外20~25% 枠内[6,000トン、2.0~2.5%]	10年目撤廃
豚肉	ベトナム	15%又は27%[16.875%]	8又は10年目撤廃
ブリ・サバ・サンマ	ベトナム	18%	即時撤廃
味噌	米国	6.4%	5年目撤廃
	ベトナム	20%	5年目撤廃
醤油	米国	3%	5年目撤廃
	ベトナム	30%[16.4%]	6年目撤廃
りんご	ベトナム	15%[7.3%]	3年目撤廃
なし	米国	無税又は0.3セント/kg	即時撤廃
	カナダ	無税又は2.81セント/kg(ただし10.5%以上)	即時撤廃
茶	ベトナム	40%[22.5%]	4年目撤廃
日本酒 (財務省所管物資)	米国	3セント/リットル	即時撤廃
	カナダ	2.82~12.95セント/リットル	即時撤廃
	ベトナム	59%[23.6%]	3年目撤廃
焼酎 (財務省所管物資)	カナダ	12.28セント/リットル(無水エチルアルコール)	即時撤廃
チョコレート	米国	2%~(52.8セント/kg+ 8.5%)	即時~20年目撤廃
	ベトナム	13~25%	5~7年目撤廃
切り花	米国	3.2%~6.8%	即時撤廃
	カナダ	無税~16%	即時撤廃

# (1) 農林水産分野に係るTPP協定の概要(ルール分野) ①

## 1. 物品以外の市場アクセス

### 投資(第9章関係)、サービス(第10章関係)

市場アクセス改善については、原則すべてのサービス及び投資分野を自由化の対象とし、規制の根拠となる措置や分野を列挙。日本企業の海外進出の観点から、諸規制の緩和や撤廃が進んだうえ、現状が明確化され、透明性が向上。

\* 個別の具体的成果として、我が国産業界からの主要関心分野であったコンビニを含む流通業における外資規制の緩和。

(例) ベトナム

TPP発効後5年の猶予期間を経て、コンビニ、スーパー等の小売流通業の出店について、ベトナム全土において、「経済需要テスト(Economic Needs Test)」(注)を廃止。

(注) 出店地域の店舗数や当該地域の規模等に基づく出店審査制度

(例) マレーシア

小売業(コンビニ)への外資規制の緩和(コンビニへの外資出資禁止→出資上限30%)

小売業の諸手続が緩和され、透明性も向上

## 2. ルール関係

### 第2章 内国民待遇及び物品の市場アクセス章

#### ○ 輸出税(第2.16条)

いずれの締約国も、本章の附属書に定める場合を除くほか、他の締約国の領域への製品の輸出について、関税、租税その他の課徴金を採用し、又は維持してはならないこと等を規定。

#### ○ 輸出補助金(第2.23条)

締約国は、農産品に関する輸出補助金を多数国間において撤廃するという目標を共有するとともに、WTOにおける合意の達成のため協力すること、いずれの締約国も他の締約国向けの農産品に対する輸出補助金を採用し、又は維持することができないこと等を規定。また、本条の規定は、WTO農業協定第10条の規定の下でとられる措置を対象とするものではない旨を規定。

#### ○ 輸出制限－食糧安全保障(第2.26条)

締約国は、他の締約国への食料の輸出又は輸出のための販売を禁止又は制限する場合には、一定の場合を除くほか当該禁止又は制限に係る措置が効力を生ずる日の少なくとも30日前に、また、いかなる場合にも当該措置が効力を生ずる日前に当該措置を他の締約国に通報すること、当該通報には当該措置を課し、又は維持する理由及び当該措置が1994年のGATT第11条2(a)の規定に適合していることの説明等を含めること、当該食料の輸入国として実質的な利害関係を有する他の締約国の要請に基づき協議を行うこと、当該措置を通常6ヶ月以内に終了すべきであること等を規定。

#### ○ 農業セーフガード(第2.28条)

TPP協定に基づく原産品である農産品は、WTO農業協定の下でとられる特別セーフガード(SSG)により課される税の対象としてはならないことを規定。(注: TPP域内からの輸入であっても、輸入者が、TPP協定の適用を受けずMFN税率で輸入するものはSSGの対象。)

## (1) 農林水産分野に係るTPP協定の概要(ルール分野) ②

### ○ 現代のバイオテクノロジーによる生産品の貿易(第2.29条)

締約国の法令及び政策の採用又は修正を求めるものではない旨規定した上で、現代のバイオテクノロジーによる生産品(遺伝子組換え作物)の承認に際しての透明性(承認のための申請に必要な書類の要件、危険性又は安全性の評価の概要及び承認された産品の一覧表の公表)、未承認の遺伝子組換え作物が微量に混入された事案についての情報の共有(輸入締約国の要請に基づき輸出締約国において現代のバイオテクノロジーによる生産品につき承認を受けた企業に対し情報の共有を奨励する規定を含む。)、情報交換のための作業部会の設置等について規定。

### ○ 協議(譲許表の一部)

我が国は、TPP協定の効力発生から7年経過後、又は、第三国若しくは関税地域に特恵的な市場アクセスを供与する国際協定の発効若しくは改正の効力発生に必要な我が国と当該第三国等による法的手続が完了した後、相手国からの要請に基づき、自国の譲許表で規定される関税、関税割当て及びセーフガードの適用に関連する原産品の取扱いに関して協議を行う旨を定める規定を、豪州、カナダ、チリ、NZ及び米国との間で相互に規定。

### 第3章 原産地規則及び原産地手続章

輸入される産品について、関税の撤廃・引下げの関税上の特恵待遇の対象となるTPP域内の原産品として認められるための要件及び特恵待遇を受けるための証明手続等を定める。

本章のルールにより、例えば以下のようなメリットが考えられる。

- (1) TPP特恵税率の適用が可能な12か国内の原産地規則の統一(事業者の制度利用負担の緩和)
- (2) 輸出者、生産者又は輸入者自らが原産地証明書を作成する制度の導入(貿易手続の円滑化)
- (3) 完全累積制度の実現

TPP協定においては、複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。日本が締結済みのEPAにおいても、メキシコ、ペルー等で完全累積制度を採用している。

### 第5章 税関当局及び貿易円滑化章

税関手続について予見可能性、一貫性及び透明性のある適用を確保するとともに、締約国間の協力の促進、国際基準への調和、通関等の手続の迅速化、行政上及び司法上の審査の確保等について規定。

本章のルールにより、例えば以下のようなメリットが考えられる。

- (1) 迅速通関(関税法の遵守を確保するために必要な期間内(可能な限り貨物の到着から48時間以内)に引取りを許可)
- (2) 急送貨物(通常の状態において、貨物が到着していることを条件に、必要な税関書類の提出後6時間以内に引取りを許可)
- (3) 輸入者、輸出者又は生産者の要請による書面での事前教示制度(関税分類、原産性等)(150日以内に回答)
- (4) 自動化(輸出入手続を、単一の窓口において、電子的に完了することができるよう努める)

## (1) 農林水産分野に係るTPP協定の概要(ルール分野) ③

### 第7章 衛生植物検疫(SPS)措置章

SPS章は、科学的な原則に基づいて、WTO加盟国に食品の安全(人の健康又は生命の保護)を確保するために必要な措置をとる権利を認めるWTO・SPS協定を踏まえた規定となっており、日本の制度変更が必要となる規定は設けられておらず、日本の食品の安全が脅かされるようなことはない。

### 第8章 貿易の技術的障害(TBT)章

TPP協定のTBT章では、WTO・TBT協定に基づく各国の権利・義務を基本的に維持しつつ、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の透明性の向上を図る規定が設けられており、我が国が他の締約国による強制規格等の作成に関する情報を確実に入手し、要望等を提出することが容易となり、我が国企業が他の締約国において活動する際の予見可能性が高まることが期待される。遺伝子組換え食品表示を含め、食品の表示要件に関する日本の制度の変更が必要となる規定は設けられていない。

#### ○ あらかじめ包装された食品及び食品添加物の専有されている製法に関する附属書

締約国が、強制規格及び任意規格の立案、制定及び適用において専有されている製法に関する情報を収集する場合、正当な目的を達成するために必要なものに限ること、当該情報の秘密が、国内産品の情報の秘密と同様に、かつ、正当な商業的利益を保護するような態様で尊重されることを確保すること等を規定。

#### ○ 有機産品に関する附属書

各締約国は、有機産品の生産、加工又は表示に関し、強制規格、任意規格又は適合性評価手続を自国のそれらと同等なものとして受け入れ、又は承認することについての他の締約国からの要請を可能な限り速やかに検討することを奨励されること等を規定。

### 第18章 知的財産章

#### ○ 国際協定(第18.7条)

各締約国は、以下に掲げる協定を批准し、又はこれに加入する旨を規定。

(a)・(b) (略)

(c) 植物の新品種の保護に関する国際条約(UPOV条約)

(d)・(e) (略)

#### ○ 地理的表示の保護又は認定のための行政上の手続(18.31条)

地理的表示の保護又は認定のための行政手続を定める場合、①過度の負担となる手続を課することなく申請等を処理すること、②申請等の対象である地理的表示を公開し、これに対して異議を申し立てる手続を定めること、③地理的表示の保護又は認定の取消しについて定めること等を規定。

#### ○ 国際協定 (18.36条)

締約国は、他の締約国又は非締約国が関係する国際協定に従って地理的表示を保護し、又は認定する場合において、事後の取消手続に代えて、利害関係者に対し、異議申立ての手続に参加する有意義な機会を提供する等の措置を行うことができる旨等を規定。

#### ○ 農業用の化学品のための開示されていない試験データその他のデータの保護(第18.47条)

締約国は、新規の農業用の化学品の販売承認を与える条件として、当該化学品の安全性及び有効性に関する開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には、当該新規の農業用の化学品の販売承認の日から少なくとも10年間、第三者がそのような情報又は当該販売承認に基づき、同一又は類似の製品を販売することを認めてはならない旨等を規定。

## (1) 農林水産分野に係るTPP協定の概要(ルール分野) ④

### 第20章 環境章

#### ○ 漁業補助金(第20.16条)

漁業補助金に関しては、①漁獲に対する補助金であって、濫獲された状態にある魚類資源に悪影響を及ぼすもの、②IUU漁業※に従事する漁船に対して交付される漁業補助金を禁止している。持続的漁業の発展、多面的機能の発揮や震災復興に必要な日本の漁業補助金については、禁止される補助金には該当せず、引き続きその交付が可能。

※ IUU漁業…違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業(illegal, unreported, and unregulated fishing)

#### ○ 保存及び貿易(第20.17条)

締約国は、野生動植物の違法な採捕及び取引に対処することの重要性を確認し、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく義務を履行するための法令その他の措置を採用し、維持し、及び実施すること、自国の領域において危険にさらされている野生動植物を保護し、及び保存するための適当な措置をとることを約束すること等を規定。また、締約国は、信頼性のある証拠によれば野生動植物の保存等を主たる目的とする自国の法令又は他の関係法令に違反して採捕され、又は取引された野生動植物の取引に対処するための措置をとり、及びその防止のために協力すること等を規定。

## 「総合的なTPP関連政策大綱」における記載

### 【Ⅱ 3 (1)】

#### ①攻めの農林水産業への転換(体質強化対策)

関税削減による長期的な影響が懸念される中で、農林漁業者の将来への不安を払拭し、経営マインドを持った農林漁業者の経営発展に向けた投資意欲を後押しする以下の対策を集中的に講ずる。

#### ○次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成

農業者の減少・高齢化が進む中、今後の農業界を牽引する優れた経営感覚を備えた担い手を育成・支援することにより人材力強化を進め、力強く持続可能な農業構造を実現する。

#### ○国際競争力のある産地イノベーションの促進

水田・畑作・野菜・果樹の産地・担い手が創意工夫を活かして地域の強みを活かしたイノベーションを起こすのを支援することにより、農業の国際競争力の強化を図る。

#### ○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図る。

## 「総合的なTPP関連政策大綱」における記載

### ○高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

米・牛肉・青果物・茶・林産物・水産物など重点品目の全てで輸出先国の関税が撤廃される中、高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大、輸出阻害要因の解消、6次産業化・地産地消による地域の収益力強化等により、攻めの農林水産業を推進する。

### ○合板・製材の国際競争力の強化

原木供給の低コスト化を含めて合板・製材の生産コスト低減を進めることにより、合板・製材の国産シェアを拡大する。

### ○持続可能な収益性の高い操業体制への転換

浜の広域的な機能再編等を通じて持続可能な収益性の高い操業体制への転換を進めることにより、水産業の体質強化を図る。

### ○消費者との連携強化

消費者の国産農林水産物・食品に対する認知度をより一層高めることにより、安全・安心な国産農林水産物・食品に対する消費者の選択に資する。

### ○規制改革・税制改正

攻めの農林水産業への転換を促進する規制や税制の在り方を検証し、実行する。

## 「総合的なTPP関連政策大綱」における記載

### ②経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)

関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、TPP協定発効後の経営安定に万全を期すため、生産コスト削減や収益性向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、協定発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講ずる。

#### ○米

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し(原則5年の保管期間を3年程度に短縮)、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。

#### ○麦

マークアップの引下げやそれに伴う国産麦価格が下落するおそれがある中で、国産麦の安定供給を図るため、引き続き、経営所得安定対策を着実に実施する。

#### ○牛肉・豚肉、乳製品

国産の牛肉・豚肉、乳製品の安定供給を図るため、畜産・酪農の経営安定対策を以下のとおり充実する。

・肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)及び養豚経営安定対策事業(豚マルキン)を法制化する。

## 「総合的なTPP関連政策大綱」における記載

- ・牛・豚マルキンの補填率を引き上げるとともに(8割→9割)、豚マルキンの国庫負担水準を引き上げる(国1:生産者1→国3:生産者1)。
  - ・肉用子牛保証基準価格を現在の経営の実情に即したのものに見直す。
  - ・生クリーム等の液状乳製品を加工原料乳生産者補給金制度の対象に追加し、補給金単価を一本化した(※)上で、当該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえ適切に見直す。
- ※ 準備が整い次第、協定発効に先立って実施。

### ○甘味資源作物

国産甘味資源作物の安定供給を図るため、加糖調製品を新たに糖価調整法に基づく調整金の対象とする。

# 1 攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）

※ 金額は平成27年度補正予算の額

## 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成

農業者の減少・高齢化が進む中、今後の農業界を牽引する優れた経営感覚を備えた担い手を育成・支援することにより人材力強化を進め、力強く持続可能な農業構造を実現します。

### ① 意欲ある農業者の経営発展を促進する機械・施設の導入 【53億円】

意欲ある農業者の経営発展を促進する農業用機械・施設の導入を支援します。

#### ○担い手確保・経営強化支援事業

##### 対象者

適切な「人・農地プラン」が作成されており、農地中間管理機構を活用している地区（又は活用することが確実な地区）において売上高の拡大や経営コストの縮減などに意欲的に取り組む地域の担い手

※ 人・農地プランに位置付けられた中心経営体であり、かつ認定農業者、認定新規就農者若しくは集落営農組織であること又は農地中間管理機構から貸借権の設定等を受けた者であること

##### 補助対象

農業用機械、農業用ハウス等施設の導入

##### 補助率

事業費の1/2以内

（1経営体当たり法人：3,000万円、個人：1,500万円を上限に配分）



### ② 無利子化等の金融支援措置の充実 【110億円】

意欲ある農業者の経営発展、産地の収益力向上等を後押しするための実質無利子化、無担保・無保証人化を措置するとともに、意欲ある農業法人に対する出資を通じた支援を実施します。

#### ○スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）の実質無利子化措置等 【100億円】（基金化）

新たに攻めの経営展開に取り組む人・農地プランの中心経営体等に対し、以下の支援を措置

- ① 貸付当初5年間実質無利子（融資枠：1,000億円）
- ② 実質無担保・無保証人（融資枠：200億円）

##### 《スーパーL資金の概要》

- ・ 使 途：施設整備（農地取得を含む。）、長期運転資金等
- ・ 借入期間：25年以内（うち据置期間10年以内）
- ・ 借入限度：個人 3億円（複数部門経営等は6億円）  
法人 10億円（常時従事者数に応じ20億円）

#### ○ 農業法人に対する投資 【10億円】

新たに攻めの経営展開に取り組む農業法人に対する出資による支援

##### 《投資育成事業の概要》

- ・ 投資主体：日本公庫、地銀等が出資する投資事業有限責任組合等
- ・ 出資限度：出資後の総発行株式・持分の2分の1以内
- ・ 投資期間：10～15年

## 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成

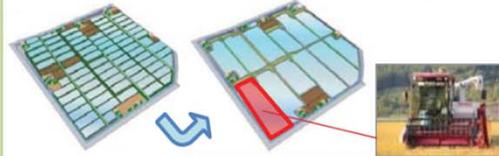
### ③ 農地中間管理事業の重点実施区域等における農地の更なる大区画化・汎用化

【370億円】

担い手の米の生産コストを大幅に削減するため、農地の大区画化・排水対策と水管理の省力化のための整備を一体的に推進します。

#### <整備のイメージ>

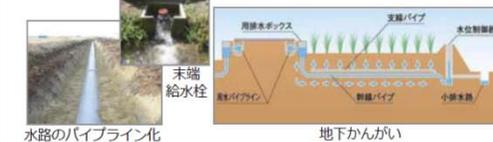
- 大型農業機械の導入が可能な大区画のほ場を整備



#### <効果 米の生産コストの低減（円/60kg）>



- 水管理の省力化を可能とするパイプライン化、地下かんがいを整備



※ 対象地区：平均経営規模15ha程度以上かつ1ha程度以上の大区画で実施した地区（H22～24年度完了地区）  
※ 「日本再興戦略」における担い手の米生産コスト削減目標 16,000円/60kg(23年産米全国平均) → 9,600円/60kg

実施主体 国、都道府県

負担率・補助率 2/3、50% 等

### ④ 中山間地域等における担い手の収益力の向上 【10億円】

中山間地域等において、担い手の収益力の向上を図るため、経営の規模拡大や高収益作物の導入等を図る担い手の取組を支援します。



地域特性に応じた収益力向上計画を策定

- 農地の集積（経営規模の拡大）
- 高収益作物の導入（営農計画の転換）
- 作物等の高付加価値化（農産物のブランド化等）

#### 対象者

- ・ 農地中間管理機構等から新たに農地を借り受け、収益力の向上を図る担い手
- ・ 収益性の高い作物の導入等を図る担い手

#### 対象地域

中山間地域等（特定農山村法等、地域振興8法で指定された地域）

#### 補助率

定額（5万円/10a以内）

## 国際競争力のある産地イノベーションの促進

水田・畑作・野菜・果樹の産地・担い手が創意工夫を活かして地域の強みを活かしたイノベーションを起こすのを支援することにより、農業の国際競争力強化を図ります。

### ① 産地パワーアップ事業の創設 【505億円】（基金化）

地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む平場・中山間地域などの産地に対し、**全ての農作物を対象として総合的に支援**します。この際、取組の面的拡大を図る産地等が**戦略的に事業を活用できるよう、複数年・複数品目にわたる事業計画も支援対象**とします。

・ICTを活用した高性能機械の導入により、高効率な水田・畑作農業に取り組む事例



【GPS自動操舵システムの導入】

・競争力のある品種の改植や、新たな園芸団地の形成により、高収益作物・栽培体系への転換に取り組む事例



【競争力のある品種】  
(写真：ふじ、デラデッ)



【トマト団地の形成】

**対象者** 地域農業再生協議会等で作成する「産地パワーアップ計画」に位置づけられる農業者、農業者団体

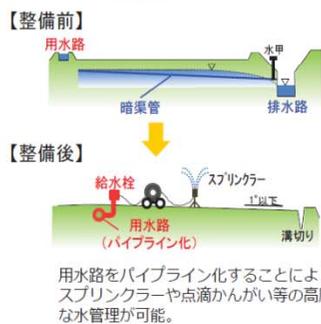
- 補助対象**
- ① コスト削減に向けた高性能な農業機械のリース導入
  - ② 穀類遠赤外線乾燥機や果樹の非破壊検査機等の施設導入
  - ③ 雨よけハウス等、高付加価値化に必要な生産資材の導入
  - ④ 果樹の競争力のある品種について、同一品種での改植 等

**補助率** 施設整備は1/2以内、農業機械のリース導入は本体価格の1/2以内 等

### ② 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化 【406億円】

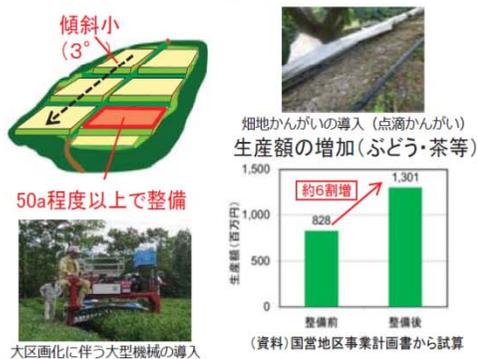
高収益作物を中心とした営農体系への転換を図るため、平場・中山間地域などにおける**水田の畑地化・汎用化、畑地・樹園地の高機能化**を推進します。

#### (1) 水田の畑地化の例



**実施主体** 国、都道府県

#### (2) 畑地・樹園地の高機能化の例



**負担率・補助率** 2/3、50% 等

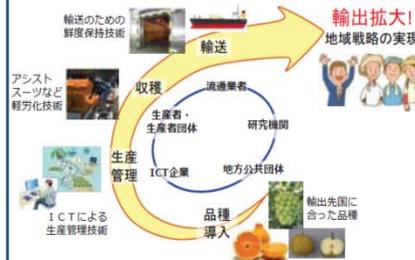
## 国際競争力のある産地イノベーションの促進

### ③ 新たな国産ブランド品種や生産性向上など戦略的な革新的技術の開発 ○革新的技術開発・緊急展開事業 【100億円】

#### (1) 地域の競争力強化のための革新的技術体系の確立支援

先進技術を組み合わせ、生産現場に導入可能な革新的な技術体系の確立

(例) 地域戦略（果実の輸出拡大）の実現に向けた実証研究



**実施主体** (研) 農業・食品産業技術総合研究機構

#### (2) 次世代の先導的な技術開発

新たな需要を生み出す国産ブランド品種の開発



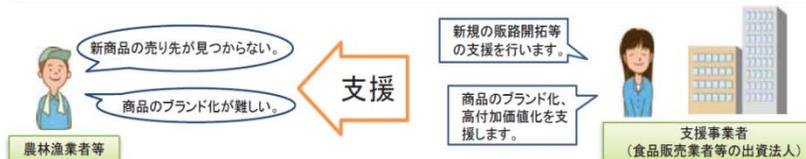
ロボット技術等を活用した生産性の限界を打破する新たな生産体系の開発



**補助率** 定額

### ④ 農林漁業成長産業化支援機構の更なる活用

6次産業化に取り組む農林漁業者等の国内外の**販路開拓等を支援する事業者を新たに株式会社農林漁業成長産業化支援機構の出資対象**に追加します。



### ⑤ 製粉工場・製糖工場等の再編整備 【46億円の内数】

農産物の流通に必須となる加工施設のコスト削減を図るため、**製粉工場・製糖工場等の再編合理化を支援**します。

○加工施設再編等緊急対策事業

**実施主体** 製粉企業、精製糖企業 等

**補助率** 定額、1/2以内



製粉施設



精製糖工場

## 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図ります。

### ① 畜産クラスター事業の拡充【610億円】（基金化）

畜産クラスター計画を策定した平場・中山間地域など地域の収益性向上等に必要な機械のリース導入、施設整備、家畜導入を支援します。また、基金化により弾力的な運用を行います。

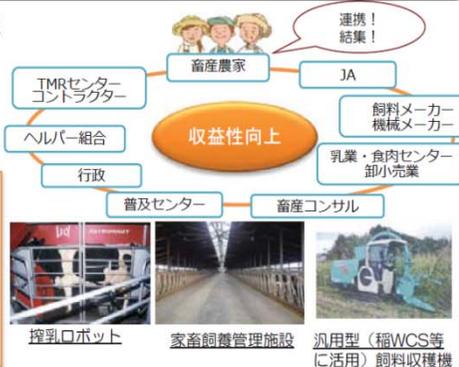
#### ○畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

補助率 1/2以内、定額

支援対象者 個別経営体、法人等

#### 拡充のポイント

- 基金化により複数年度の事業実施を含めて弾力的な運用が可能に
- 家畜導入の支援を新規就農の場合に加え、地域的な規模拡大（貸付方式の施設整備）の場合にも拡大
- 地域での連携をコーディネートする人材育成を新たに支援



### ② 畜産クラスターの取組を後押しする草地整備【164億円】

地域ぐるみで効率的な飼料生産を一層推進するため、草地・畑地の一体的整備、大型機械体系に対応した草地の大区画化等の基盤整備を支援します。

◆飼料作物の単位面積当たりの収量（栄養価）

草地の大区画化による作業効率の向上の結果、大型機械により生育適期の収穫が可能となり、飼料作物の単位面積当たり収量が増加し、畜産農家の体質強化に寄与。

実施主体 国、都道府県、事業指定法人  
補助率 1/2以内等

### ③ 和牛の生産拡大、生乳供給力の向上、豚の生産能力の向上【30億円】（基金化）

和牛受精卵・性別別精液の活用、優良な純粋種豚・精液の導入等を支援します。

#### ○畜産・酪農生産力強化対策事業

- 和牛受精卵の活用、発情発見装置・分娩監視装置等の導入
- 性別別精液・受精卵の活用
- 優良な純粋種豚・精液の導入等

実施主体 民間団体

補助率 1/2以内



## 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

### ④ 畜産物のブランド化等の高付加価値化【100億円の内数】

旨み成分の評価指標やそれに基づく和牛の改良技術など、国の主導で次世代の技術体系を生み出す研究開発を実施します。



さしに加えて新たな旨み成分の評価指標を開発 旨み成分に富む和牛の改良技術を開発

#### ○革新的技術開発・緊急展開事業

実施主体 (研)農業・食品産業技術総合研究機構

### ⑤ 自給飼料の一層の生産拡大【7億円】

自給飼料の生産拡大の障害となっている難防除雑草の駆除による草地改良等の取組を支援します。

#### ○草地難防除雑草駆除等緊急対策事業

- 高位生産草地への転換や駆除対策の活用・普及等
- 利用率の低下した公共牧場等における草地の有効活用

#### <難防除雑草>



実施主体 民間団体

補助率 1/2以内等

### ⑥ 畜産農家の既往負債の軽減対策【20億円】（基金化）

意欲ある畜産農家の経営改善を支援するため、既往負債の償還負担を軽減する長期・低利（当初5年間は無利子）の一括借換資金を創設します。

#### ○畜産経営体質強化支援資金融通事業

対象者 畜産クラスター計画における中心的な経営体又は認定農業者のうち、酪農、肉用牛又は養豚経営を営む者

- 貸付条件
- 償還期限：酪農及び肉用牛25年以内（うち据置期間5年以内）  
養豚15年以内（うち据置期間5年以内）
  - 貸付利率：0.7%以内（貸付当初5年間は無利子）
  - 利子補給率：1.01% ※貸付利率及び利子補給率はH27.11.20現在

融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

### ⑦ 家畜防疫体制の強化

家畜保健衛生所による飼養衛生管理・農場消毒に係る指導を徹底します。

実施主体 都道府県、民間団体等

補助率 1/2等

### ⑧ 食肉処理施設・乳業工場の再編整備の推進【46億円の内数】

食肉処理施設の施設統合、乳業工場の製造ラインの転換の取組を支援します。

#### ○加工施設再編等緊急対策事業

実施主体 食肉処理業者、乳業者等

補助率 1/2以内等



食肉処理施設



生クリーム貯蔵タンク

※ 金額は平成27年度補正予算の額

## 高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

米・牛肉・青果物・茶・林産物・水産物など重点品目の全てで輸出先国の関税が撤廃される中、高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大、輸出阻害要因の解消、6次産業化・地産地消による地域の収益力強化等により、攻めの農林水産物を推進します。

輸出目標「2020年1兆円」の前倒しを目指す



### ① 重点品目毎の輸出促進対策

#### ○ 品目別対策 【85億円】

- 米**
  - 共同での精米・炊蒸、包装米飯の輸出等新たなビジネスモデル構築の取組の実証
  - 現地ニーズに合った日本産米・米加工品フェアの開催、PRコンテンツの充実
  - 米輸出拡大のための実践的調査
- 畜産物**
  - モモ肉・バラ肉等の輸出体制の整備
  - 牛乳乳製品の冷凍・輸送技術の実証
  - 日本産畜産物フェアの開催
- 青果物**
  - 植物検疫条件に対応するための表面殺菌処理機材等の整備
  - 輸出先国の残留農薬基準に対応するための防除層の作成
  - 低温貯蔵・輸送技術の実証
- 茶**
  - 新たな抹茶加工技術の実証
  - 輸出先国での残留農薬基準の設定
- 林産物**
  - 日本の加工技術を活かした木材製品仕様の作成
  - 輸出先国での木材製品の展示
- 水産物**
  - 大規模な拠点漁港における共同利用施設等の一体的整備、HACCP対応のための加工施設、関係機器の整備
  - 日本産水産物フェアの開催

#### ○ 日本食魅力発信 【3億円】

- 海外メディアの活用
- 料理講習会等のプロモーション活動
- 海外消費者の意識購買行動実態調査・分析

#### ○ 農畜産物輸出拡大施設整備事業 【43億円】

- 高度な衛生基準を満たすHACCP対応の施設の整備
  - 輸出先国のニーズに対応した加工処理施設の整備
  - コールドチェーンシステムの確保に資する低温保管施設の整備
- HACCP対応することにより輸出先の衛生基準に対応
- 低温管理することによりコールドチェーンシステムを確立

## 高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

### ② 輸出阻害要因の解消

#### ○ 戦略的な動植物検疫協議の推進

- 輸出戦略実行委員会で重点対象とされた国・品目について、二国間協議
- 家畜疾病の発生に係る動物検疫システムの相互認証協議※



#### ○ ジャパンスタンダードの海外発信 【0.1億円】

日本の食品産業や農業で使いやすく、かつ国際的に通用する日本発の、

- HACCPをベースとした食品安全管理規格
  - 輸出用GAP
- を戦略的に策定し、国内外に普及

### ③ 地域の収益力強化

#### ○ 産地と外食・中食等が連携した新商品開発 【36億円】

産地と複数年契約をする外食・中食・加工業者による国産農林水産物を活用した新商品の開発やそれに必要な技術開発等を支援します。

#### ○ 外食産業等と連携した需要拡大対策事業

**対象者** 産地(生産者、生産者団体等)と複数年契約を締結する外食業者等

- 支援内容**
- 新商品の開発のためのニーズ調査、新商品の開発に必要な試作費
  - 新商品の開発に必要な機械等の開発・改良等を支援

**補助率** 定額、1/2以内



#### ○ 訪日外国人旅行者への地域農林水産物の販売促進 【4億円】

広域観光周遊ルート上の農山漁村地域における農産物直売所など外国人旅行者の受入体制を整備します。

**事業主体** 市町村等

#### 支援内容

- 外国人が農林水産物を購入しやすい環境整備  
販売戦略の策定、販売施設におけるWi-Fi環境構築、多言語標示板の設置等を支援
- 販売施設等の整備  
訪日外国人への農林水産物販売を促進するために必要な農産物直売所等の整備を支援

**補助率** ① 定額 ② 事業費の1/2



## 合板・製材の国際競争力の強化

原木供給の低コスト化を含めて合板・製材の生産コスト低減を進めることにより、合板・製材の国産シェアを拡大します。

### ① 合板・製材生産性強化対策事業【290億円】（基金化）

**対象者** 「体質強化計画」に沿って事業を行おうとする林業・木材産業等関係者

**支援内容** 大規模・高効率の木材加工施設の整備、原料供給のための間伐・路網整備等を支援

**実施主体** 民間団体等 **補助率** 定額（1/2以内等）



### ② 違法伐採緊急対策事業【2億円】

合法木材の利用促進や違法伐採に係る現地情報の収集など対策の充実を図ります。

**対象者** 違法伐採対策として合法木材の利用促進に取り組む団体

**支援内容** 1. ワークショップ、セミナーの開催、各種広報の取組を支援  
2. 生産国における木材流通実態や輸入事業者等が行う合法性のリスク評価に係る取組実態の把握

**実施主体** 民間団体等

**補助率** 定額、委託



## 持続可能な収益性の高い操業体制への転換

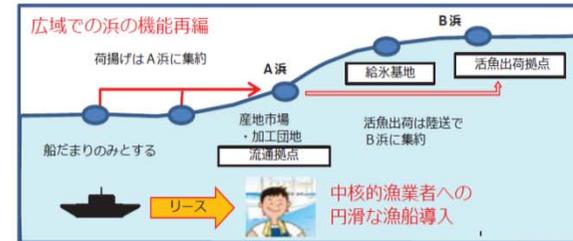
浜の広域的な機能再編等を通じて持続可能な収益性の高い操業体制への転換を進めることにより、水産業の体質強化を図ります。

### 水産業競争力強化緊急事業【225億円】（基金化）

（補助率：1/2、定額 事業実施主体：民間団体）

### 広域浜プラン（浜の活力再生広域プラン・漁船漁業構造改革広域プラン）

#### ◆広域な漁村地域が連携して取り組む浜の機能再編や中核的担い手の育成、漁船漁業の構造改革を推進



□ プランに基づく収入向上・コスト削減の実証的取組（養殖用生餌安定供給、操業における共同作業・資材の共同利用等）への支援

#### <プランに基づき以下の事業を実施>

#### ①水産業競争力強化緊急施設整備事業

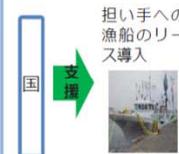
高鮮度化、産地市場統廃合等による共同利用施設の新設・改築、既存施設の撤去を支援

（補助対象施設例）



#### ②浜の担い手漁船リース緊急事業

「浜の活力再生広域プラン」に基づき、中核的漁業者への必要な漁船のリース導入を支援



#### ③漁船漁業構造改革緊急事業

「漁船漁業構造改革広域プラン」に基づき、中核的漁業者への国際水準に見合った漁船の導入を支援



#### ④競争力強化型機器等導入緊急対策事業

生産性の向上、省力・省コストに資する漁業用機器等の導入を支援



自己負担部分に係る融資について実質無利子化等を措置

※ 「水産物輸出拡大緊急対策事業」にて、今後輸出拡大が見込まれる大規模な拠点漁港における荷さばき所、冷凍冷蔵・集荷施設等の一体的な整備、輸出先国のHACCP対応のための水産加工・流通施設の改修、品質・衛生条件への適合に必要な機器整備等を支援。

## 消費者との連携強化

消費者の国産農林水産物・食品に対する認知度をより一層高めることにより、安全・安心な国産農林水産物・食品に対する消費者の選択に資する。

### ① 大規模集客施設での販促活動、商工会議所・商工会等と連携した新商品開発 【4億円】

地域産品の魅力を発信するイベントを実施するとともに、商工会等が取り組む地域農林水産物を活用した魅力ある地域産品の開発を支援します。

#### ○国産農林水産物・食品への理解増進事業

(1) 大規模集客施設等において、全国の地域特産品を集めた販売促進イベントを支援



(2) 地域の農林水産物等を活用した魅力ある地域ブランド商品づくりに向けた、商工会議所・商工会等の以下の取組を支援

- ① 地域産品ストーリー深掘りのための産地PR（マッチング）
- ② マーケティング力の強化に向けたビッグデータ活用講習会
- ③ 地域産品のブランド化に向けた講習会、デザイン作成支援、販路開拓 等

### ② 諸外国との地理的表示の相互認証の推進

我が国の地理的表示（GI）の海外での保護を通じた農林水産物の輸出促進及び海外のGI産品の模倣防止等による消費者の保護を図るため、諸外国と相互にGIを保護できる制度を整備します。



※酒類業を所管する国税庁では、日本酒全体のブランド価値向上や輸出促進のため、酒類業組合法に基づく地理的表示制度により、2015年に地理的表示「日本酒」を指定。

### ③ 病害虫等の侵入防止など動植物検疫体制の強化

- (1) 家畜防疫官・植物防疫官の増員
- (2) 国際空港での検疫探知犬の増頭



## TPP対策27補正予算事業一覧（農林水産省関係）

総額 3,122億円（再掲分を除く）

- 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
  - 担い手確保・経営強化支援事業 【53億円】
  - 担い手経営発展支援金融対策 【100億円】
  - 農業法人経営発展支援投資育成事業 【10億円】
  - 農地の更なる大区画化・汎用化の推進（公共） 【370億円】
  - 中山間地域等担い手収益力向上支援事業 【10億円】
- 国際競争力のある産地イノベーションの促進
  - 産地パワーアップ事業 【505億円】
  - 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進（公共） 【406億円】
  - 革新的技術開発・緊急展開事業 【100億円】
  - 加工施設再編等緊急対策事業 【46億円】
- 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進
  - 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 【610億円】
  - 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進（公共） 【164億円】
  - 畜産・酪農生産力強化対策事業 【30億円】
  - 革新的技術開発・緊急展開事業（再掲） 【100億円】
  - 草地難防除雑草駆除等緊急対策事業 【7億円】
  - 畜産経営体質強化支援資金融通事業 【20億円】
  - 加工施設再編等緊急対策事業（再掲） 【46億円】
- 高品質な我が国農林水産物の輸出等の需要フロンティアの開拓
  - 輸出促進緊急対策 【33億円】
  - 水産物輸出拡大緊急対策事業（一部公共） 【55億円】
  - 農畜産物輸出拡大施設整備事業 【43億円】
  - 日本発食品安全管理規格策定推進緊急調査事業 【0.1億円】
  - 外食産業等と連携した需要拡大対策事業 【36億円】
  - 農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業 【4億円】
- 合板・製材の国際競争力の強化
  - 合板・製材生産性強化対策事業 【290億円】
  - 違法伐採緊急対策事業 【2億円】
- 持続可能な収益性の高い操業体制への転換
  - 水産業競争力強化緊急事業 【225億円】
- 消費者との連携強化
  - 国産農林水産物・食品への理解増進事業 【4億円】

## TPP対策28補正予算事業一覧（農林水産省関係）

総額 3,453億円

○次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成	
担い手確保・経営強化支援事業	【53億円】
担い手経営発展支援金融対策	【46億円】
農地の更なる大区画化・汎用化の推進（公共）	【370億円】
農業経営塾の展開支援	【2億円】
中山間地域所得向上支援対策	【300億円】
うち産地パワーアップ事業優先枠	50億円
うち畜産・酪農収益力強化整備等特別対策（畜産クラスター）事業優先枠	50億円
うち農業農村整備事業優先枠	100億円
○国際競争力のある産地イノベーションの促進	
産地パワーアップ事業	【570億円】
水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進（公共）	【496億円】
農林水産分野におけるイノベーションの推進	【117億円】
加工施設再編等緊急対策事業	【10億円】
○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進	
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	【685億円】
畜産クラスターを後押しする草地整備の推進（公共）	【94億円】
畜産・酪農生産力強化対策事業	【16億円】
飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業	【9億円】
畜産経営体質強化資金対策事業	【17億円】
○高品質な我が国農林水産物の輸出等の需要フロンティアの開拓	
農林水産物の輸出力の強化	【270億円】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出に取り組む民間事業者への支援</li> <li style="padding-left: 20px;">国内外での輸出拠点の整備（一部公共）</li> <li style="padding-left: 20px;">203億円</li> <li>・輸出に取り組む民間事業者に対する側面支援</li> <li style="padding-left: 20px;">輸出拡大のためのサポート体制の充実</li> <li style="padding-left: 20px;">56億円</li> <li style="padding-left: 20px;">政府が主体的に行う輸出環境の整備</li> <li style="padding-left: 20px;">11億円</li> </ul>	
○合板・製材の国際競争力の強化	
合板・製材生産性強化対策	【330億円】
C L T利用促進総合対策	【10億円】
「クリーンウッド」利用推進事業	【2億円】
○持続可能な収益性の高い操業体制への転換	
水産業競争力強化緊急事業	【255億円】
○消費者との連携強化	
国産農林水産物・食品への理解増進事業	【2億円】
○生産資材価格の見える化等	【1億円】

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要  
 (畜産物の価格安定に関する法律、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律、独立行政法人農畜産業振興機構法関係)

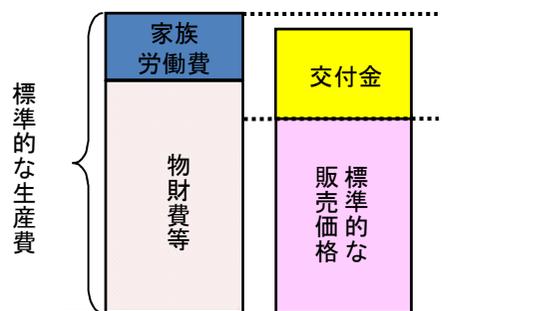
1. 背景

- TPP協定の実施に伴い、経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)として、
- ① 肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)及び養豚経営安定対策事業(豚マルキン)を法制化する
  - ② 国産甘味資源作物の安定供給を図るため、加糖調製品を新たに糖価調整法に基づく調整金の対象とするための規定の整備を行う必要がある。

2. 改正の概要

A. 畜産物の価格安定に関する法律の改正

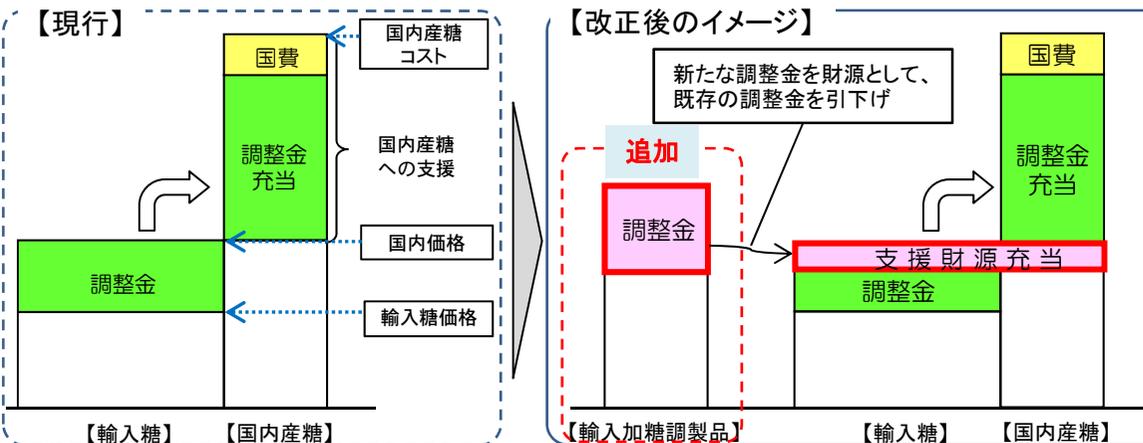
- ・ 肉用牛・肉豚の標準的な販売価格が標準的な生産費を下回った場合に、(独)農畜産業振興機構がその差額を補填するための交付金を交付。
- 併せて、旧来の買入れ・保管・売渡しによる市場介入・需給操作を行う牛肉・豚肉の価格安定制度を廃止(近年発動実績が全くなし)。



※ 上記に合わせて、独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正し、機構の業務の規定を整備。

B. 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の改正

- ・ 砂糖の価格調整に関する制度を拡充。機構が輸入加糖調製品(ココア調製品等)から調整金を徴収し、これを財源として、国内産糖への支援に充当することなどを通じて、国内で生産される砂糖の競争力を強化。



※ 上記に合わせて、独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正し、機構の業務の規定を整備。

3. 施行期日

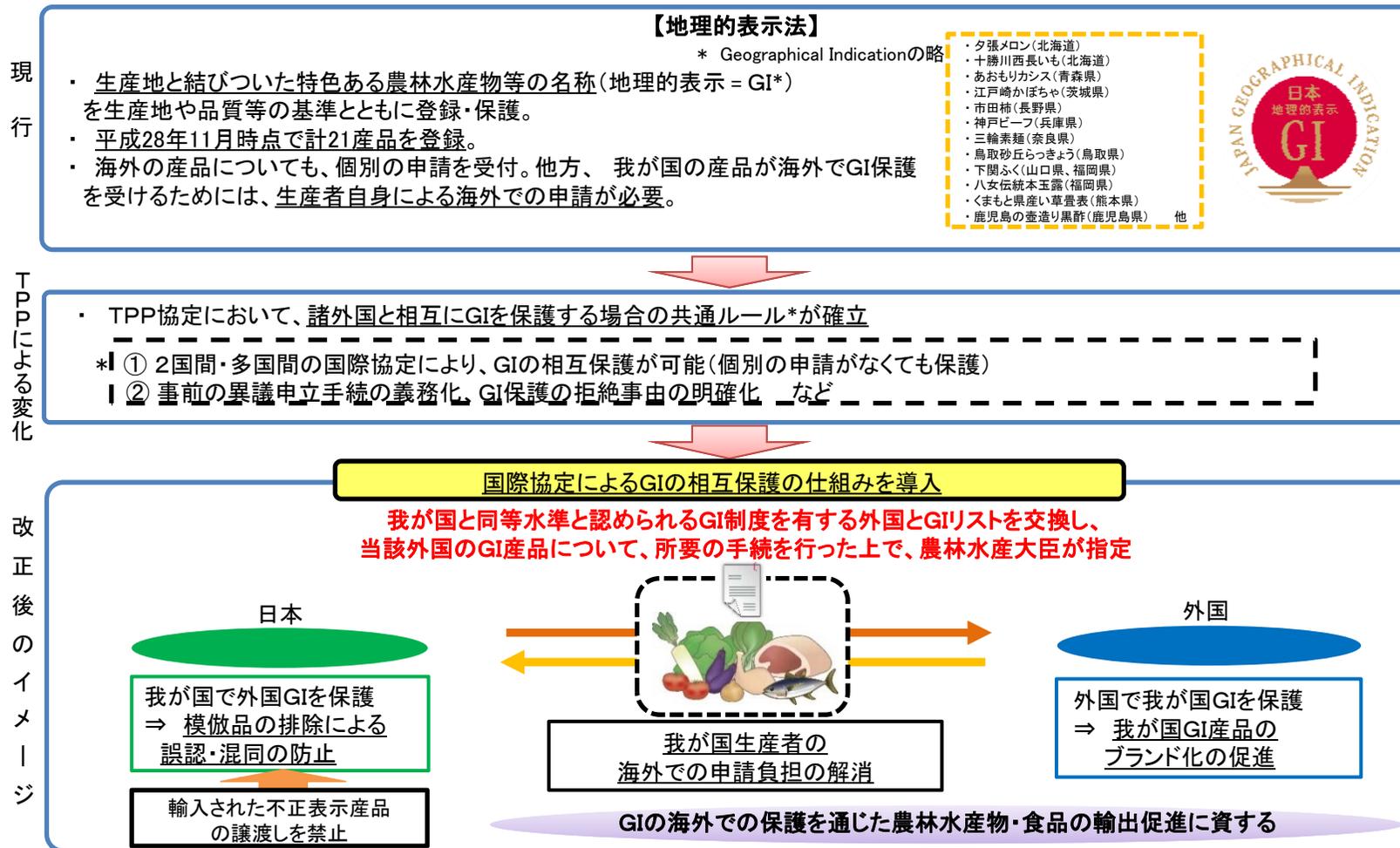
環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日。

# 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要 (特定農林水産物等の名称の保護に関する法律関係)

## 1. 背景

TPP協定の実施に伴い、攻めの農林水産業への転換(体質強化対策)として、我が国の地理的表示(GI)の海外での保護を通じた農林水産物の輸出促進を図るため、諸外国と相互に地理的表示(GI)を保護できる規定の整備を行う必要がある。

## 2. 改正の概要



## 3. 施行期日

公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日。

## 2. 知的財産分野

## (1) 知的財産分野に係るTPP協定の概要

TPP協定で対象となる知的財産は、商標、地理的表示、特許、意匠、著作権、開示されていない情報等。

知的財産の保護水準の向上と、知的財産権の行使について規定し、もって、知的財産権の保護と利用の推進を図る内容となっている。

なお、知的財産権の保護と利用の推進に関する具体的例は次のとおり。

### 例1: 模倣品・海賊版対策の強化

(合意内容)

- 模倣品・海賊版の水際での職権差止め権限の各国当局への付与
- 商標権を侵害しているラベルやパッケージの使用や映画盗撮への刑事罰義務化など



(効果)

- ◇ 中小企業の約2割が模倣品による被害を受けているなか、中堅・中小企業の製品の模倣品の防止やブランド・技術の保護にメリット。
- ◇ コンテンツの海賊版防止にメリット。

### 例2: 地理的表示(GI)の相互保護制度整備

(合意内容)

- 国際協定に従って地理的表示を保護し、又は認定する場合の手続の共通化

(効果)



- ◇ 我が国の生産者が海外でGIの登録申請を行う負担の大幅な軽減や、海外でのGI登録によるブランド化の促進により、我が国農林水産物・食品・酒類の輸出促進にメリット。

## (2) 知的財産分野に係るTPP協定の概要

### 【各合意の概要】

#### ○ 特許

- ・TRIPS協定等の既存の国際条約よりも広い特許付与範囲(植物由来発明や用法発明に関する規定を含む。)や、特許付与までの遅延に対する特許期間の調整を規定。  
→ 広い範囲の技術に対して、有効な権利期間を有する特許権を取得することが可能となり、我が国企業等のTPP域内への進出を促進することが期待される。

#### ○ 商標

- ・商標の国際的な出願を一括で行えるようにする「マドリッド議定書」又は商標出願手続の国際的な制度調和と簡略化を図るための「商標法シンガポール条約」の締結が義務付けられた。  
→ これらの条約を締結していないマレーシア、カナダ、ペルー等における商標権取得の円滑化が図られるものと期待される。
- ・商標の不正使用について、法定損害賠償制度又は追加的損害賠償制度を設ける。  
→ TPP協定参加国内において、侵害を受けた権利者の立証負担の軽減が図られ、権利者の救済に資する。  
なお、国内法の整備に当たっては、民法の原則など我が国の法体系に即したものとなるよう留意。

## (2) 知的財産分野に係るTPP協定の概要

### ○ 著作権

- ・著作物等の保護期間を著作者の死後50年から死後70年等とする。
  - TPP協定締約国内において、国際的な制度調和に加え、長期的に人気を博する作品から継続的に収益を得られることから、新たな創作活動へのインセンティブの向上や、新たなアーティストの発掘・育成が期待される。
    - なお、国内の保護期間の延長により権利者不明著作物等の増加が予想されるため、協定締結を契機として、権利者不明著作物等の利用円滑化方策について検討し、順次実施。
- ・故意による商業的規模の著作物の違法な複製等を非親告罪とする。ただし、市場における著作物等の利用のための権利者の能力に影響を与えない場合はこの限りではない。
  - TPP協定締約国内において、悪質な海賊行為について、取締りの実効性を上げ、正規品流通を促進できる。
    - なお、国内法の整備に当たっては、二次創作への萎縮効果を生じないよう、対象範囲を適切に限定。
- ・著作権等の侵害について、法定損害賠償制度又は追加的損害賠償制度を設ける。
  - TPP協定締約国内において、侵害を受けた権利者の立証負担の軽減が図られ、権利者の救済に資する。
    - なお、国内法の整備に当たっては、民法の原則など我が国の法体系に即したものとなるよう留意。

## (2) 知的財産分野に係るTPP協定の概要

### ○ 地理的表示(GI)

・GIの保護又は認定のためにTPP協定締約国が守るべき手続を規定。この中で国際協定に従ってGIを相互に保護し、又は認定する場合の手続が定められている。

→ 国際協定に従ってGIを保護した場合、我が国生産者の負担の大幅な軽減や、海外でのGI登録によるブランド化の促進により、我が国農林水産物・食品・酒類の輸出促進にメリット。

【Ⅱ 3 (3)】

TPP協定の締結に必要な国内実施のため、国内法との整合性に留意しつつ、必要な措置を講ずる。また、TPPを契機として、輸出促進に向けた地理的表示(GI)等に関する措置を講ずる。

①特許・商標関係

- 不合理な遅延に係る特許権期間延長、特許の新規性喪失例外期間の延長、商標不正使用に対する民法の原則を踏まえた法定の損害賠償制度等に関し、所要の措置を講ずる。

②著作権関係

- 著作物等の保護期間の延長、著作権等侵害罪の一部非親告罪化、著作権等侵害に対する民法の原則を踏まえた法定の損害賠償制度等に関し、所要の措置を講ずる。その際、権利の保護と利用とのバランスに留意し、特に、著作権等侵害罪の一部非親告罪化については、二次創作への委縮効果等を生じないように、対象範囲を適切に限定する。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要  
(著作権法関係)

1. 背景

TPP協定の実施に伴い、著作権等の存続期間を50年から70年に延長するほか、著作権等を侵害する罪のうち一定の要件に該当するものについて告訴がなくても公訴を提起できることとする等の規定の整備を行う必要がある。

2. 改正の概要

A. 著作物等の保護期間の延長

種類		現行法	改正案
著作物	原則	著作者の死後50年	著作者の死後70年
	無名・変名	公表後50年	公表後70年
	団体名義	公表後50年	公表後70年
	映画	公表後70年(※)	公表後70年(※)
実演	実演が行われた後50年	実演が行われた後70年	
レコード	レコードの発行後50年	レコードの発行後70年	

(※)映画の著作物の保護期間については、すでに協定上の義務を満たしている。

B. 著作権等侵害罪の一部非親告罪化

現在親告罪とされている著作権等侵害罪について、以下のすべての要件を満たす場合に限り、非親告罪の対象とする。

- ①対価を得る目的又は権利者の利益を害する目的があること
  - ②有償著作物等(※)について原作のまま譲渡・公衆送信又は複製を行うものであること
  - ③有償著作物等の提供・提示により得ることが見込まれる権利者の利益が、不当に害されること
- (※)有償で公衆に提供又は提示されている著作物等

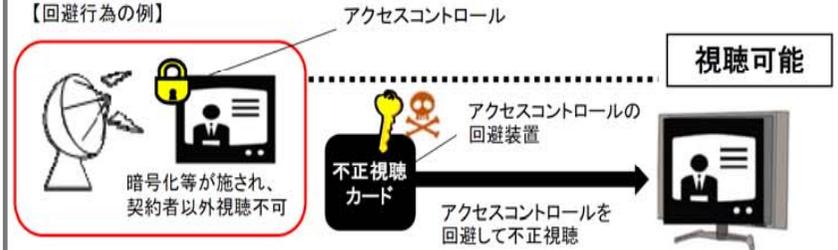
非親告罪となる侵害行為の例	親告罪のままとなる行為の例
販売中の漫画や小説本の海賊版を販売する行為	漫画等の同人誌をコミケで販売する行為
映画の海賊版をネット配信する行為	漫画のパロディをブログに投稿する行為

C. アクセスコントロールの回避等に関する措置

著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段(いわゆる「アクセスコントロール」)等を権限無く回避する行為について、著作権者等の利益を不当に害しない場合を除き、著作権等を侵害する行為とみなす(※)とともに、当該回避を行う装置の販売等の行為について刑事罰の対象とする。

(※)刑事罰の対象とはしない。

【回避行為の例】



D. 配信音源の二次使用に対する報酬請求権の付与

放送事業者等がCD等の商用レコードを用いて放送又は有線放送を行う際に、実演家及びレコード製作者に認められている使用料請求権について、対象を拡大し、配信音源(※)を用いて放送又は有線放送を行う場合についても、使用料請求権を付与する。

(※)CD等の商用レコードを介さずインターネット等から直接配信される音源



E. 損害賠償に関する規定の見直し

侵害された著作権等が著作権等管理事業者により管理されている場合は、著作権者等は、当該著作権等管理事業者の使用料規程により算出した額(複数ある場合は最も高い額)を損害額として賠償を請求することができる。

【現行の損害額に関する規定】  
・侵害物の数量×正規品の利益額  
・侵害者利益  
・使用料相当額

【改正案の規定】  
使用料規程により算出した額を請求することができる  
(例)カラオケ施設が、使用料規程において1曲1回あたり120円が使用料とされている演奏を無断で1日30曲、1,000営業日行った場合  
➡120円/回×30回/日×1,000日=360万円を請求可

3. 施行期日

環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要  
(特許法関係)

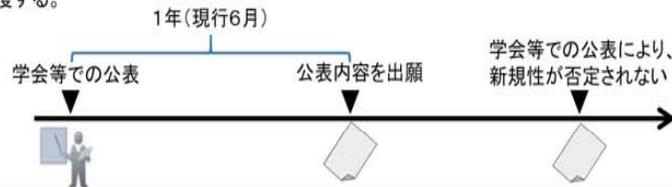
1. 背景

TPP協定の実施に伴い、発明の新規性喪失の例外期間の延長、特許権の存続期間の延長制度の規定の整備を行う必要がある。

2. 改正の概要

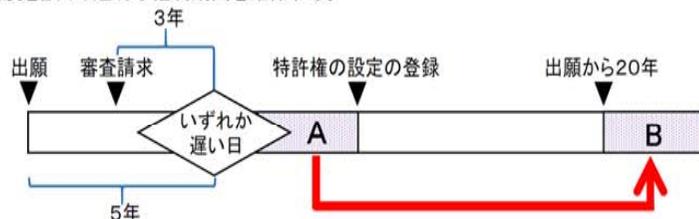
A. 発明の新規性喪失の例外期間の延長

- ・ 特許法では、特許出願前に既に公表されている発明は、新規性がないものとして権利が認められないのが原則であるところ、公表から6月以内に出願したものについて、例外として救済する措置を規定。
- ・ TPP協定の要請を受け、この例外期間を現行の6月から1年に延長し、多様な発明をより適切に保護する。



B. 特許権の存続期間の延長制度の整備

- ・ 特許権の存続期間は、原則、出願から20年で満了するため、審査等に時間がかかった場合、その分の権利期間が短くなる。
- ・ 特許出願の日から5年を経過した日又は出願審査の請求があった日から3年を経過した日のいずれか遅い日以後に特許権の設定の登録があった場合に、特許権の存続期間の延長ができる制度を設け、適切な権利期間を確保する。



※延長される期間【B】は、期間【A】から、出願人の責めに帰する期間、審判・裁判に関する期間等を除外して算出。  
※我が国では、出願から審査請求までの期間は平均2年、審査請求から特許権の設定の登録までの期間(標準審査期間)は平均15.2月となっている。

TPP域内における制度調和を進め、知的財産権の保護と利用のレベルが必ずしも高いとは言えないTPP域内の新興国において、多様な発明についての特許権の取得と適切な権利期間を確保する制度が整備されることにより、我が国企業等の特許権をより一層活かした事業展開を可能とし、更なる海外事業展開を促進する。

3. 施行期日

環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要  
(商標法関係)

1. 背景

TPP協定の実施に伴い、商標の不正使用についての損害賠償に関する規定の整備を行う必要がある。

2. 改正の概要

- ・ 商標の不正使用に対する法定の損害賠償制度に関し、「生じた損害を賠償する」という民法の原則を踏まえた上で、所要の措置を講ずる。
- ・ 具体的には、商標の不正使用による損害の賠償を請求する場合において、当該登録商標の取得及び維持に通常要する費用に相当する額を損害額として請求できるものとする。



TPP域内における制度調和を進め、知的財産権の保護と利用のレベルが必ずしも高いとは言えないTPP域内の新興国において、権利者が賠償を得られやすい制度が整備されることにより、我が国企業等のより効果的かつ効率的な侵害対策を可能とし、更なる海外事業展開を促進する。

商標の不正使用について

- ・ 「商標の不正使用」とは、登録商標と社会通念上同一の商標の使用による侵害を指す。

<具体例>



全く同一の商標のみならず、書体違い等も不正使用。

損害額について

- ・ 現行法において、権利者は、所定の額を損害額とできる規定を選択してその賠償を請求することができる。

<現行規定>

商標法第38条第1項：損害額の計算式  
第2項：侵害者利益を損害額  
第3項：ライセンス料を損害額

- ・ 改正後は、現行規定に加え、商標権の取得及び維持に通常要する費用に相当する額を損害額(最低額)として請求することも選択可能となる。

<新規定案>

出願料 3,400円 + (8,600円 × 商品の種類数)  
+ 登録料 28,200円 × 商品の種類の数

3. 施行期日

環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日。

### 3. 中堅・中小企業分野

## (1) 中堅・中小企業に係るTPP協定の概要

- TPP協定の締結は製造業のみならずサービス業も含めた多様な中堅・中小企業の発展の契機となる。

### □ 関税撤廃

- ✓ 我が国が輸出する工業製品の99.9%の関税が撤廃。

(例) 自動車部品:

- 米国(現行税率主に2.5%)への輸出については、**8割以上の即時撤廃**で合意。**米韓FTAを上回る水準**。

<即時撤廃率> 日米(TPP) — 品目数:87.4%、輸出額:81.3%  
米韓FTA — 品目数:83.0%、輸出額:77.5%

- カナダ(現行税率主に6.0%)への輸出については、**9割弱が即時撤廃**で合意。**加韓FTAを上回る水準**。

<即時撤廃率> 日加(TPP) — 品目数:95.4%、貿易額:87.5%  
加韓FTA — 品目数:72.2%、貿易額:59.1%

→ 中堅・中小企業自らの輸出拡大のみならず、大企業の輸出拡大を通じても中堅・中小企業の事業に大きなメリット。

- ✓ 繊維・陶磁器等、地方中小企業に関連する品目についても関税撤廃を実現。

(例) 陶磁器: 対米輸出額の75%を即時撤廃。

タオル: 米国の現行税率9.1%を5年目に撤廃。カナダの現行税率17%を即時撤廃。

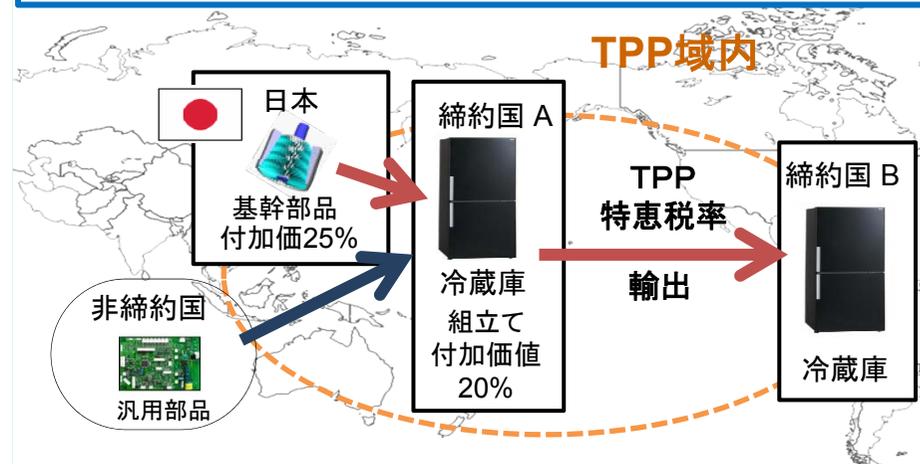
## (1) 中堅・中小企業に係るTPP協定の概要

### □ 原産地規則の「完全累積制度」の導入の採用

- ✓ 複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。

→ 部品などを輸出する中堅・中小企業にメリット。

(例)原産地規則が「付加価値45%」の場合(数値・図はイメージ)



### □ 投資・サービスの自由化

- ✓ コンビニ等小売業や、劇場・ライブハウス等の娯楽サービスや音響映像サービスといったクールジャパン関連などの外資規制が緩和
- ✓ 進出企業に対する技術移転要求等の禁止
- サービス業も含めた幅広い分野での海外展開にメリット。
- 食品や日本各地の特産品などを生産する中堅・中小企業がコンビニと連携することで海外展開が容易に。
  
- ✓ 投資家と国との間の紛争解決(ISDS)手続の導入
- 中堅・中小企業が相手国政府から不当な扱いを受けて損害を被った際に、国際仲裁へ訴えることが可能に。

## (1) 中堅・中小企業に係るTPP協定の概要

### □ 貿易の円滑化

- ✓ 貨物や急送便について迅速な引取りの許可
    - 貨物: 自国の関税法令の遵守を確保するために必要な期間内(可能な限り貨物の到着後48時間以内)に引取りを許可
    - 急送便: 通常の状態において、貨物が到着していることを条件に、必要な税関書類の提出後6時間以内に引取りを許可
- 海外の納入先への納入遅延リスクを軽減。オンライン通販などにもメリット。

### □ 模倣品・海賊版対策の強化

- ✓ 模倣品・海賊版の水際での職権差止め権限の各国当局への付与
  - ✓ 商標権を侵害しているラベルやパッケージの使用や映画盗撮への刑事罰義務化など
- 中小企業の約2割が模倣品による被害を受けているなか、中堅・中小企業の製品の模倣品の防止やブランド・技術の保護にメリット。
- コンテンツの海賊版防止にメリット。

### □ ビジネス関係者の一時的な入国に関する規定の導入

- ✓ 各国が短期の商用訪問者、契約に基づくサービス提供者、企業駐在員、投資家、これらの区分のビジネス関係者(短期の商用訪問者を除く)の配偶者等の滞在可能期間等を約束
- 海外で商談、サービスの提供、駐在などを行う中堅・中小企業にメリット。

### □ 電子商取引に関する規定の導入

- ✓ 国境を越える情報の移転の自由の確保
  - ✓ サーバー等のコンピュータ関連設備の現地化(自国内設置)要求の禁止
- ITを活用して日本にいながら商品を販売する中堅・中小企業にメリット。

## (1) 中堅・中小企業に係るTPP協定の概要

### □ 国有企業に関する規定の導入

- ✓ 国有企業が他の締約国の企業に対し無差別待遇を与えることの確保
  - ✓ 国有企業の透明性の確保
- 海外で国有企業と取引しようとする中堅・中小企業にメリット。

### □ 政府調達に関する規定の導入

- ✓ ベトナム、マレーシアなどWTO政府調達協定に参加していない国がTPP協定では規律の対象
  - ✓ 米国の一部の電力関連機関やマレーシア投資開発庁などが新たに規律の対象に
- インフラ市場や政府関係機関の調達市場へのアクセス改善。中堅・中小企業にもメリット。

### □ 中小企業に関する規定の導入

- ✓ 各締約国はTPP協定の本文等を掲載するための自国のウェブサイトを開設し、中小企業のための情報を含めること
  - ✓ 小委員会を設置して中小企業が本協定による商業上の機会を利用することを支援する方法を特定すること
- などを規定
- 中小企業のTPP協定活用促進へ向けて各国が協力。

## (2) 中堅・中小企業の海外展開の具体例

### (1) ブランド力の確立や技術開発、商品開発による海外展開

- これまでも様々な中堅・中小企業が積極的な海外展開を実現。

#### (株)タナカマイスター(兵庫県小野市、従業員7人)

- 海外製刃物の普及により出荷が減少する中、「JAPANブランドプロデュース支援事業」を活用し、播州刃物ブランドを磨き上げ。
- 職人による高品質に加え、デザイナー派遣を通じて美しいデザインを確立し、欧米を中心に、アジアではシンガポールで販路開拓を実現。



#### (株)大成プラス:樹脂・成型メーカー(東京都中央区、従業員43人)

- 金属と樹脂の接合技術を開発し、国際標準化(ISO)を実現。
- 国際標準化を機に、海外市場を含めた自動車や航空機分野への本格参入を展開中。



#### (有)佐賀ダンボール商会(佐賀県有田町、従業員22人)

- 「地域資源事業」を活用し、世界初の磁器製万年筆などの有田焼高付加価値商品を開発・販売。
- 米国、台湾、ロシア、中国などの高級百貨店等と代理店契約(2014年度輸出実績1000万円、2020年度の目標10億円)に至る。



#### (株)サカモトセミナー:学習塾(大阪府大阪市)

- 代表が独自開発した算数の文章題解法が人気となり、東南アジア(シンガポール、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム、マレーシア)で約200校、生徒数約3万人規模で事業展開。



## (2) 中堅・中小企業の海外展開の具体例

### (2) 大企業や他業種と連携しての海外展開①

- 単独で海外に展開するだけでなく、大企業や他業種とともに海外展開を図る動きも活発化。

(例) 農商工連携、サービス業と他業種の連携

#### (株)福岡大同青果(福岡県福岡市、従業員167人)

- シンガポール、マレーシア向けに、大気調整コンテナと鮮度保持技術を組み合わせた、海運による青果物輸出事業及び農業生産者と一体となったブランディングに取り組み。



#### 小売業と商品納入企業の連携

- ファミリーマートは、アジアの店舗で販売しているプライベートブランド約400品目のうち、約100品目が日本からの輸出。
- 同社は、台湾、中国、ベトナムなどのアジアの店舗で販売する食品、日用品などを日本の中小企業から公募する等、中小企業の海外展開も支援。

#### (株)壮関(栃木県矢板市、従業員180名)

- 日本国内でファミリーマートのプライベートブランドとして販売されている三陸産茎わかめをベトナムでテスト販売した際、ベトナムでの一日の平均販売数は日本での販売数を上回った。



#### (株)ラクエ(長野県川上村、従業員25人)

- 日本の栽培技術を用いてベトナムでレタスを栽培。サンドイッチ用に現地のファミリーマートなどに納入。



## (2) 中堅・中小企業の海外展開の具体例

### (2) 大企業や他業種と連携しての海外展開②

#### (株)協和機電工業（長崎県長崎市、従業員487人）：製造・保守点検業

- 水処理施設等事業を請け負うプラントメーカー。中国では、日系半導体工場排水処理や水再生処理施設を受注。その後、香港の食品メーカー等の水処理施設など海外現地企業からも受注。



#### (株)岸保産業（愛知県稲沢市、従業員40人）：厨房機器の卸売業者

- 和食の調理に要する厨房用品を在庫として持ち、現地ニーズへの即応体制を確立するため、シンガポールに販売拠点を設立した。



#### IT企業と加工食品、工芸品等事業者の連携（四国）

- 四国4県のIT企業で構成する四国IT協同組合（愛媛県松山市）は四国の加工食品、工芸品等の事業者と連携して台湾、中国での四国の特産品販売を計画中。
- 現地店舗の商品棚で電子看板、電子アンケートなど先端IT技術を用いた商品紹介を実施。顧客の反応を踏まえて日本から遠隔操作で商品紹介や商品の棚の状態、売れ行き動向、客の導線を改善するとともに、四国から事業者が直接商品をPRするライブ中継も計画。
- 商品は組合がいったん買い取ることで、事業者にとっては売れ残りリスクを取らずにすむ形とすることを計画。



### (3) TPP協定を契機とした中堅・中小企業による海外展開の萌芽

- TPP協定を契機として、中堅・中小企業が海外展開の拡大を検討する動きや、輸出・販売拡大への期待を寄せる例が顕在化。

#### (1) 自社製品の輸出拡大への期待

##### (株)共進(長野県諏訪市、従業員165人)

- 独自の金属接合技術を活かし、フランジ付シャフトなどの自動車部品を製造する精密金属加工の専門メーカーとして活動。
- 日本から北米への自動車部品の輸出拡大を計画。



##### (株)ソトー(愛知県一宮市、従業員265人):

##### 毛織物製造業(メンズスーツ、ファッション衣料等)

- TPP協定の発効を見据えて、ベトナム繊維企業(=国有企業)と業務提携。
- 日本でデザインや商品企画を実施。高付加価値織物は日本で生産し、労働コストの低いベトナムで縫製。
- TPP協定により米国の繊維関税が撤廃されるので、ベトナムから米国へ輸出。今後、原産地規則を満たす供給網の実現を目指す。



## (3) TPP協定を契機とした中堅・中小企業による海外展開の萌芽

### (2) 国内への出荷増への期待

#### (株)ダイヤ精機(東京都大田区、従業員34人):金型・測定具などの設計・製作・販売

- 自動車・部品メーカー等向けの金型や測定具などを設計・製作・販売。
- TPP協定により、取引先の自動車・部品メーカー等の輸出が拡大することで金型や測定具などの受注拡大を期待。



#### (株)ケーヒン(東京都新宿区、従業員4170人):エンジン部品等の製造メーカー

- 同社は、インドネシア等でベトナム向けの二輪車用エンジン部品を製造しているが、TPP協定の発効を見据え、インドネシア等から日本に生産の一部を移すことも視野に入れている。
- それにより、同社に部品を納入する中小企業の納入拡大が期待される。



### (3) 地域産品等の輸出拡大への期待

#### 陶磁器

- 特に米国は、現段階で最も大きい輸出先国であり、TPP協定を活用するメリットあり。
- 例えば美濃焼(岐阜)などで、近年の日本食ブームを背景に、海外の展示会等で、日本食とともに食器を紹介する動きあり(現行税率:対米輸出最大28%)。



#### タオル

- タオルに関する高関税(米国9.1%、カナダ17%)の撤廃により、輸出拡大に期待。
- 例えば今治や泉州などの地域において、高品質のタオルをブランド化(日本で糸から生産)する動きあり。



#### 高級洋食器

- 例えば山崎金属工業(新潟県燕市、従業員54人)において、高品質なステンレス製洋食器を製造(ノーベル賞の晩餐会で使用)。
- 同社は、米国(現行税率:最大8.2%)への輸出に向けて「高級品では関税撤廃はプラス」とTPP交渉の大筋合意を歓迎。



## 「総合的なTPP関連政策大綱」における記載

### 【Ⅱ 1 (1)】

#### ①TPPの普及・啓発

○ JETRO、中小企業基盤整備機構、商工会、商工会議所、よろず支援拠点等の各地の支援機関等が協力した全国各地での説明会の開催やTPP情報のポータルサイトの設置、TPPを活用したビジネス展開の際の手引書や原産地性の自己証明の手続きに関するガイドラインの整備等により、丁寧な情報提供を行う。

#### ②中堅・中小企業等のための相談体制の整備

○ TPPの内容や活用方策に関する相談窓口を整備するとともに、各地の支援機関との連携を図り、全国各地での相談体制の整備・強化を行う。税関の体制を整備し、TPP原産地規則に関する輸出入者からの照会への迅速かつ適切な対応等を行う。

### 【Ⅱ 1 (2)】

#### ①中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化

○ 国や地方自治体、商工会、商工会議所等の各種支援機関等によるコンソーシアムを創設し、イノベーションや農商工連携も含めた他産業との連携を通じて、コンテンツや食文化などに代表されるクールジャパンや環境技術など、モノやサービス、コンテンツのグローバル市場 開拓・事業拡大を目指す企業に対し、下記②、③の施策等とも連携しつつ製品開発、国際 標準化、知的財産、人材、海外企業とのマッチングや展示会等を含めた販路開拓支援等を含めた総合的な支援を提供する。金融機関(政府系金融機関を含む。)による企業の海外展開支援を促進する。

## 「総合的なTPP関連政策大綱」における記載

### ②コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

- クールジャパン、ビジットジャパンの発信・連携、推進による販路拡大、「日本ブランド」を活かした対日理解促進等を推進する。
- ICT、放送コンテンツ等のコンテンツの海外展開を図るほか、模倣品・海賊版対策や知財保護環境向上、協定国への情報発信等にも取り組む。
- 中堅・中小企業の海外展開の支援にも資するよう、地銀を含めた我が国の金融機関の海外進出を促進する。
- 廃棄物処理や水処理技術等の環境技術等の国際展開を図る。

### ③農林水産物・食品輸出の戦略的推進

- 高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大、輸出阻害要因の解消、6次産業化・地産地消による地域の収益力強化等により、攻めの農林水産業を推進する。
- 日本産酒類等の海外展開を推進するほか、観光プロモーション等を通じて和食文化や食品の海外展開を促進する。地理的表示(GI)の活用を促進する。
- 農商工連携によりグローバル市場開拓を目指す中堅・中小企業等に対し、コンソーシアムの活用による支援を行うとともに、物流効率化・高度化を含めた技術・新商品開発、販路開拓等の取組等を促進し、新事業の創出拡大や海外市場開拓を促進する。

# TPP原産地証明制度普及・啓発事業

平成27年度補正予算額 **4.8億円**

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 我が国がこれまで締結したEPAにおいては、特惠税率の申請を行う際に必要となる原産地証明について、指定発給機関（日本では日本商工会議所を指定）が原産地証明書を発給する「第三者証明制度」が採用されてきましたが、TPP協定においては、事業者自らが輸出産品の原産性を確認して原産地証明書を作成する「自己証明制度」が採用されます。
- 現在、我が国の貿易総額の約3割(約45.3兆円)を占めているTPP加盟国への輸出が容易になるよう、発効までに、輸出者及び将来の輸出可能性のある事業者に向けて、自己証明制度に関する普及啓発を行います。
- 具体的には、原産地証明書を作成するに当たって必須となる原産地規則に係る理解を深める機会を、TPPによって海外に販路を拡大しようとする中小事業者等に対しきめ細かく提供するため、
  - ①ガイドライン・マニュアルの作成及び関連教材の整備
  - ②事業者向けセミナー及び専門家育成研修の実施
  - ③相談窓口等の設置
 等の情報提供・相談体制を構築します。

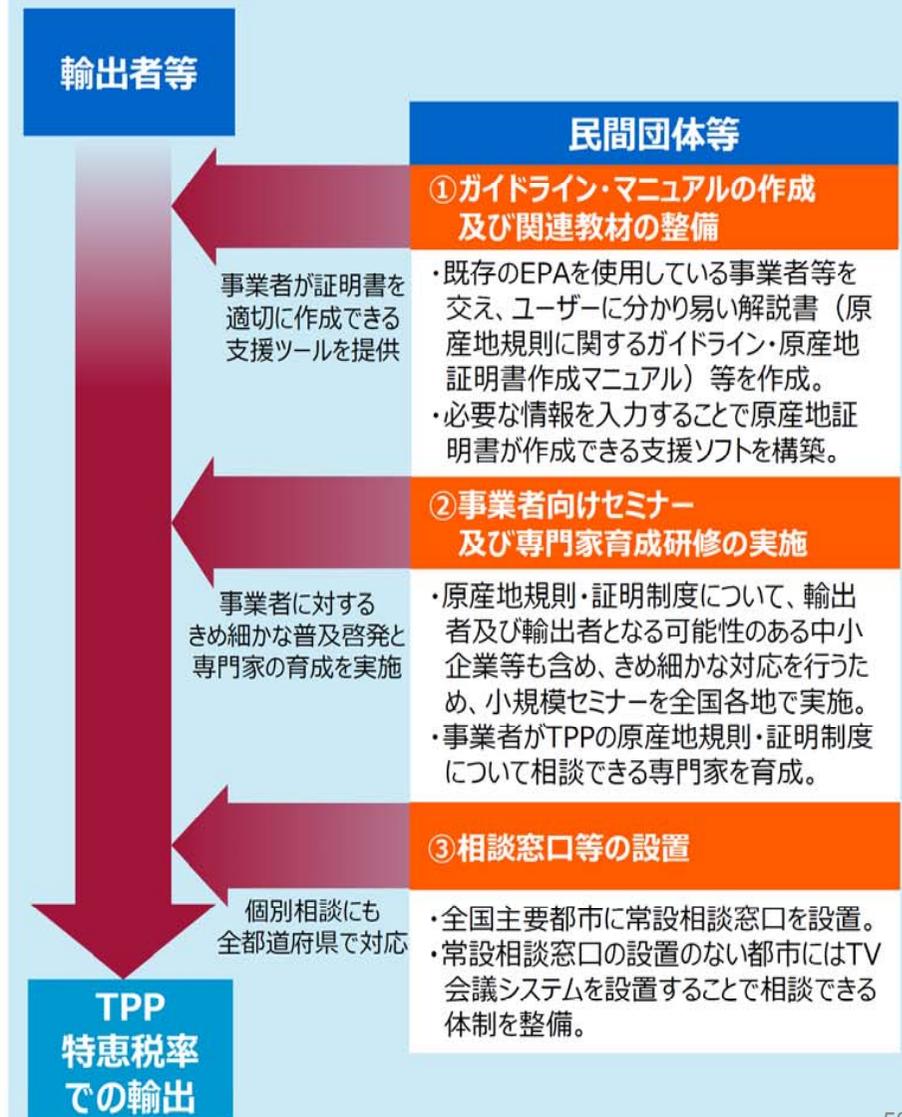
### 成果目標

- TPP発効に先立ち、原産地規則・証明制度に関する情報提供・相談体制を構築し、自己証明制度の利用者を増やします。
- 相談窓口利用者及びセミナー参加者の満足度100%を目指します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ



# 海外展開戦略等支援事業

平成27年度補正予算額 **59.9億円**

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- T P P の効果を最大限活用するため、中堅・中小企業等を始めとする我が国企業の海外展開を後押しします。
- 具体的には、国、自治体、支援機関等で構成される、中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制（「新輸出大国」コンソーシアム）において、専門家が約4,000社の中堅・中小企業等に寄り添い、各種支援策を活用しつつ、技術開発から、戦略策定や市場獲得までを総合的に支援することを目指します。
- また、ビジネス環境動向（サプライチェーンの変化等）調査、各国制度情報提供のための相談体制整備・普及啓発等、適時、適切な情報提供等を実施します。

### 成果目標

- 本事業を通じ海外展開を目指す企業の海外市場獲得成功率60%を目指します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

### 情報収集・情報提供、企業誘致



**J E T R O**

### 戦略策定等海外展開支援



# 中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業

平成27年度補正予算額 **20.0億円**

中小企業庁 創業・新事業促進課  
03-3501-1767

通商政策局 通商政策課 製造産業局 繊維課  
03-3501-1654 03-3501-0969

## 事業の内容

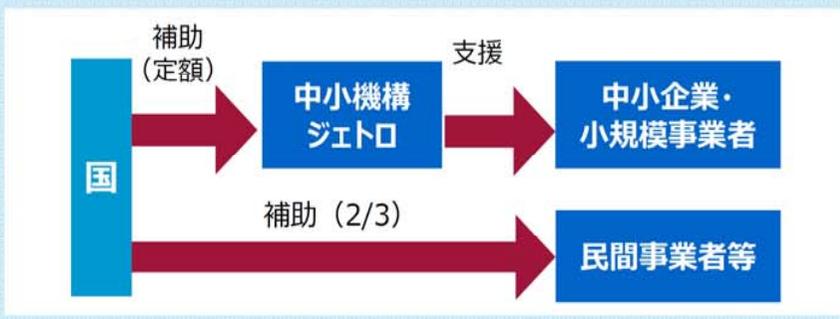
### 事業目的・概要

- TPP加盟国における新たな市場獲得に向けた可能性を最大限引き出すため、海外展開を目指す中小企業者を支援することが重要です。
- 具体的には、海外販路開拓を目指す中小企業に対し、事業計画の策定等を支援します。
- また、海外展示会等への販路開拓に不可欠な商談ツールの作成から情報提供、出展機会の提供等を一貫して支援します。
- 加えて、海外現地の大使館、金融機関などの官民支援機関が連携する「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」の機能強化を通じ、進出から進出後の相談対応等それぞれの局面で総合的に支援します。

### 成果目標

- 本事業を通じて、海外企業等との商談成約率30%を目指します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

### 海外ビジネス戦略推進支援事業

中小企業者と農林漁業者による連携等による海外展開を目指す中小企業者が行う、海外市場獲得に向けた実現可能性調査や取引体制の整備を支援します（補助上限額：200万円、補助率2/3）。

### ものづくりサプライチェーン再構築支援事業

地域のものづくり企業が、サプライチェーンの合理化につながる産地内の事業再編や産業間・異業種との連携を通じて、T P P加盟国における需要獲得を目指すに当たってのビジネスモデルを検証するための専門家によるF/Sの実施を支援します（補助上限額：1000万円、補助率2/3）。

### 海外展示会への出展支援、商談機会の提供等

海外展示会等の出展企業に対して翻訳やWeb構築などの商談ツールの作成から、物流の手配、出展機会の提供まで一貫して支援します。また、TPPを活用して海外展開に挑戦する企業を中心に商談機会の提供等の支援をします。

### 海外展開現地支援プラットフォーム

TPP締結を前にした、加盟国間での市場取引の増加に備え、加盟国におけるコーディネーターの増員等のプラットフォーム（ジェトロが設置する拠点）の機能強化を行います。また、非TPP加盟国から加盟国への展開等を目指す中小企業を支援するため、非TPP加盟国においてもプラットフォームの機能強化を行います。

### Webマッチングサイト支援

中小機構によるE C（電子商取引）サイトを通じてTPP加盟国への進出を目指す国内企業と海外企業等とのマッチング支援を実施します。

# ふるさと名物応援事業

平成27年度補正予算額 **30.0億円**

中小企業庁 創業・新事業促進課  
03-3501-1767  
商務情報政策局 生活文化創造産業課  
03-3501-1750

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- TPP締結によって創出されるビジネスチャンスを中小企業・小規模事業者が獲得するためには、TPP加盟国の市場ニーズを捉えた商品開発・販路開拓を行うことが必要であり、市場獲得の可能性と収益性を高めるためには、一刻も早く着手することが重要。
- そこで、海外市場を見据えて、中小企業者・小規模事業者が地域資源の活用や農林漁業者との連携により付加価値を高めた商品・サービスの開発を行う取組を促進するとともに、これらの事業者を支援する一般社団法人等による情報提供等の取組を支援します。
- また、地域の関係者を巻き込み、特色を活かした商品をブランド化し、海外市場を見据えた商品等を創出できるような人材（ふるさとプロデューサー）を育成するなどの取組を支援します。
- 併せて、地域製品の強みを活かし、ブランドコンセプトの確立に向けた戦略の策定や海外販路開拓に向けた海外展示会の出展等を支援します。

### 成果目標

- 本事業を通じて、開発した商品・サービスの市場取引達成率80%を目指します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

### TPP対策「ふるさと名物」支援

- 中小企業・小規模事業者が、地場産品の活用や農林漁業者との連携により行う、海外市場を見据えた加工食品の開発、それに付随する鉱工業品の開発やそれらの組み合わせによるブランド化の取組を支援します。また、国内の外国人へのテストマーケティングを始めとした国内販路の開拓、本格的な海外販路開拓の費用を補助します（補助上限500万円(グループの場合:2,000万円)、補助率2/3）。
- 海外市場への展開を狙った地域資源の活用や農林漁業者との連携により行う商品開発等に取り組む事業者に対して、一般社団法人等が行う消費者嗜好に関する情報提供、マッチング支援などの取組を支援します（補助上限1,000万円、補助率2/3）。
- さらに、地域の関係者を巻き込み、地域資源を活かした魅力ある商品を「地域ブランド化」し、海外市場を見据えて販路開拓を行う取組の中心的担い手となることのできる人材(ふるさとプロデューサー)の育成などの取組を支援します(定額補助)。

### TPP対策JAPANブランド育成支援

- 「ふるさと名物」などの地域産品が持つ素材や技術等の強みを活かし、ブランドコンセプトの確立に向けた戦略の策定を支援します。（補助上限200万円、定額補助）  
また、海外販路開拓に向けたブランド確立のため、新商品開発や海外展示会出展等のプロジェクトを支援します（補助上限2,000万円、補助率2/3）。
- 海外販路の開拓を目指す中小企業・小規模事業者に対して、海外から招聘した現地の市場ニーズに精通する専門家によるアドバイスを通じて、海外向け商品の開発を支援します（定額補助）。

### TPP対策JAPANブランド等プロデュース支援

- 海外現地のニーズ等に詳しい外部人材の活用によって、日本の特色を活かした商材の海外展開に向けたブランディング、PR・流通まで一貫したプロデュース活動や海外向け販路開拓、外国人観光客による国内消費の喚起に向けた中小企業者等が行う地域の産品等の磨き上げや海外向けPR活動を支援します（定額補助）。

# 地域発コンテンツ海外流通基盤整備事業

平成27年度補正予算額 **66.9億円**

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- TPPを活用した新たな市場開拓のため、コンテンツの海外展開を支援する。具体的には、TPPを契機に、権利情報の集約化等、著作物の利用の円滑化に取り組む。
- 著作物の利用にあたっては権利許諾を受けることが必要となるが、現状は権利を誰が保有しているかが必ずしも明らかでない場合が多く、権利許諾を得やすい環境の整備が必要。
- このため、権利情報のデータベース化によって利活用を促進するなど、コンテンツ流通基盤の整備を行う。
- 併せて、コンテンツの字幕・吹き替え等の現地化や国際見本市への出展等のプロモーション費用の補助等の総合的支援を実施する。これらの支援を受けたコンテンツの権利情報をデータベースに登録することで、権利許諾が円滑に行われる環境を整備し、地域の魅力あるコンテンツのグローバル展開を促進する。

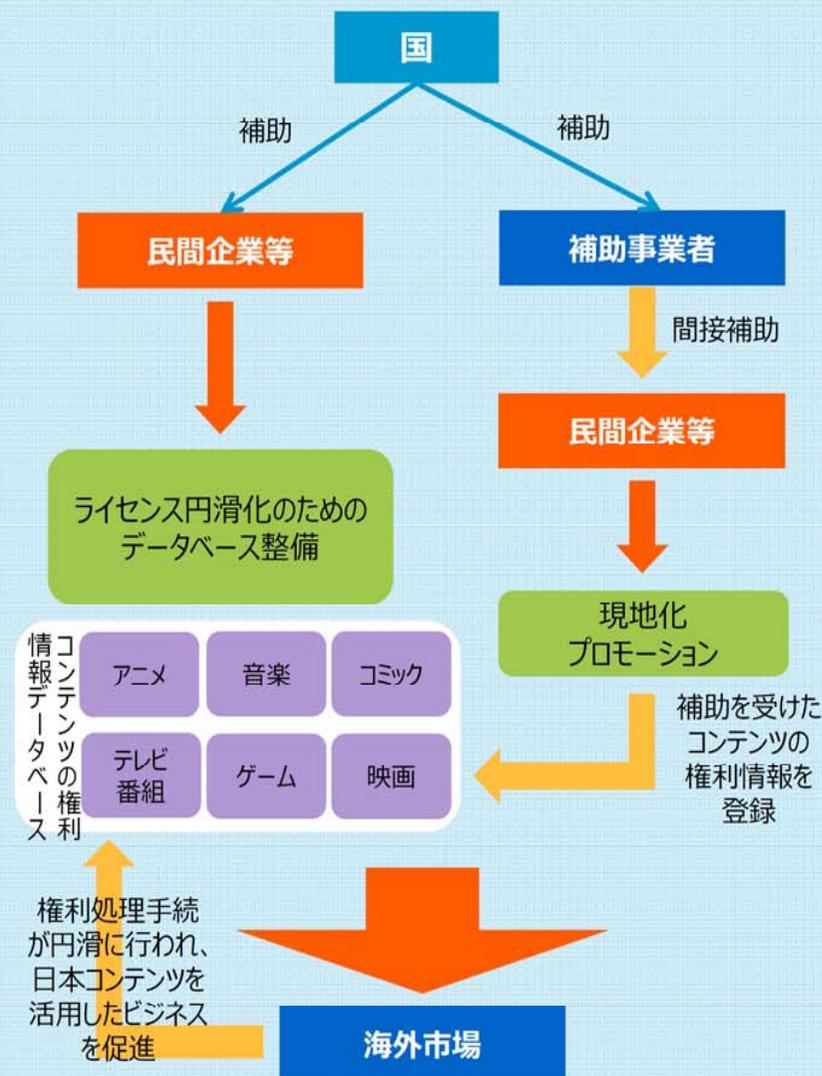
### 成果目標

- 2018年度までに放送コンテンツ関連海外市場売上高を約3倍に増加させる。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ



# サービス産業海外展開基盤整備事業

平成27年度補正予算額 **5.0億円**

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 日本のサービス産業はGDPベースでいまや3/4を占める。今般大筋合意に至ったTPPI協定による「サービス・投資の市場アクセスの改善」や「サービス貿易の自由化」等を契機として、日本のサービス産業についても、海外で活躍出来る可能性が高まっている。
- 他方、サービスの品質や価値は消費者にとっては一見評価しづらい。これは、海外市場においても同様であり、日本企業の良いサービスが、消費者から評価されづらいとの指摘がある。
- このため、品質の高い日本のサービスが国内外の消費者にとってその価値が分かりやすいように認証する環境づくりや、海外で活躍出来る可能性を有するサービス産業が競争力を高めていくための支援を行う。

### 成果目標

- 2020年までにサービス産業の労働生産性上昇率2.0%  
(2013年：0.8%)

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

### 事業の詳細

- TPPを契機として海外で活躍出来る可能性の高まる海外のサービス産業市場における国際競争を勝ち抜くため、まずはサービス産業の品質の見える化を行い、消費者が安心して様々なサービスの提供を受けられる環境づくり（日本発のサービス品質に係る認証制度を海外市場へ普及促進等）を行う。

### 認証制度の方針



➡ 認証制度に基づく適切な評価により、質の高いサービスが消費者に評価されることを通じて、事業者の顧客／販路の開拓を図る。

- あわせて海外で活躍出来る可能性を有するサービス産業の競争力強化を図るため、環境づくりに加えサービス産業の海外展開支援（サービス産業の海外展開に係る戦略策定支援を始め、サービスの品質を評価する認証基準を満たすサービス産業への重点的な支援等）を行う。



# 日・ASEAN経済産業協力拠出金

平成27年度補正予算額 **25.0億円**

貿易経済協力局 技術協力課  
03-3501-1937  
通商政策局 アジア大洋州課  
03-3501-1953

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- TPPによる貿易投資自由化を契機に、域内の企業間で人材やパートナー企業の獲得競争が一層激化することが予想されています。
- その中で、日本企業の海外市場獲得のために必要な優秀な現地人材やパートナー企業の確保・育成、現地インフラ整備を担う人材の育成を支援します。さらに、域内の基盤産業確立・高度化のための制度構築等を支援します。
- 具体的には、日ASEAN経済産業協力委員会（AMEICC）を通じて、以下のような事業を支援します。

- ①日本企業が即戦力となる新卒人材を優先的に獲得できる仕組みを構築するための現地大学等への講座設置等
- ②日本企業のグローバルバリューチェーン構築に必要な現地パートナー企業の確保や、品質管理等の能力向上のための研修・専門家派遣
- ③インフラの企画等に携わる政府等のキーパーソンやインフラ建設の設計・エンジニアリングを担う人材に対する研修・専門家派遣等
- ④日本企業によるサプライチェーン高度化や新たな価値の創出を通じた市場獲得を促進するため、現地での制度構築等

### 成果目標

- 本事業で育成した人材を活用した企業数のうち、それを通じて事業拡大を行った又は行う可能性があるとした企業数の割合100%。（平成32年度まで）

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

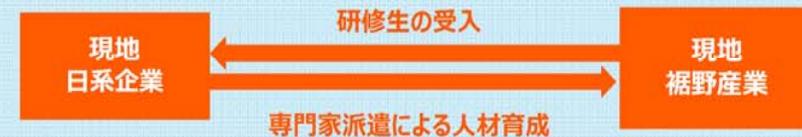


## 事業イメージ

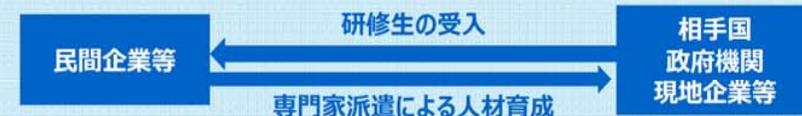
### ①日本企業と現地大学との連携による新卒人材育成・確保支援



### ②ローカルパートナー企業の確保・品質管理等の能力向上支援



### ③インフラを企画するキーパーソン、設計・エンジニアリングを担う人材への研修・専門家派遣



### ④制度構築支援 (中小企業の金融アクセスの改善、現地規制緩和のガイドライン策定、IoTやFintecなどの最先端技術を活用したビジネスの創出促進事業等)

# 農商工連携等によるグローバルバリューチェーン構築事業

平成27年度補正予算額 **10.0億円**

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 我が国の農林水産物・食品の新たな市場開拓を促進するため、商工業の技術・ノウハウ等を農業に活用する農商工連携を通じ、農業生産（植物工場含む）、加工、流通、販売まで一貫したバリューチェーンの構築を支援します。
- 具体的には、  
民間事業者等からなる共同事業体による、海外需要の創出・拡大を目指すための、先端技術を活用した農業生産・加工・流通・販売の一貫したバリューチェーンの構築  
  
（例：植物工場のみで栽培できる高付加価値野菜の「生産」、長期間鮮度保持するための「加工包装」・特殊コンテナでの混載による効率的な「流通」、大ロット・高付加価値品の提供による「販路開拓」を組み合わせたバリューチェーン等）  
  
を行う事業に補助を行います。  
併せて、事業成果の幅広い普及を行います。

### 成果目標

- 本事業を通じて、平成32年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円とする。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

### 生産・加工・流通・販売が連携した効率的なバリューチェーンの構築



実証により各段階での課題を解決し、強固なバリューチェーンを構築。  
（例）・植物工場によるこれまでにない高付加価値野菜の生産  
・新技術を活用した加工・包装・貯蔵方法による鮮度保持  
・新技術を導入した鮮度保持コンテナによる流通方法確立  
・大ロット、高付加価値品の提供による新市場の創出・拡大など

# 地域中核企業創出・支援事業

平成28年度予算額 **20.5億円**

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 地域経済の活性化のためには、地域を牽引する企業（＝地域中核企業）を数多く創出し、その成長のための支援を行うことが有効です。
- このため、地域中核企業候補の成長のための体制整備や、地域中核企業の更なる成長を実現するための事業化戦略の立案/販路開拓等の取組を支援します。
- 具体的には、以下の事業を実施します。
  1. 地域中核企業創出支援ネットワーク形成事業  
地域中核企業候補が新分野・新事業等に挑戦する取り組みを支援し、その成長を促すため、支援人材を活用して、全国大の外部リソース（大学、協力企業、金融機関 等）とのネットワーク構築を支援するための事業
  2. プロジェクトハンズオン支援事業  
地域中核企業の更なる成長のため、支援人材を活用して、事業化戦略の立案/販路開拓を支援するための事業

### 成果目標

- 地域中核企業候補の平均売上高20億円(2011年度)を、取引先への波及効果も含め、5年間で3倍増とすることを目指す。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

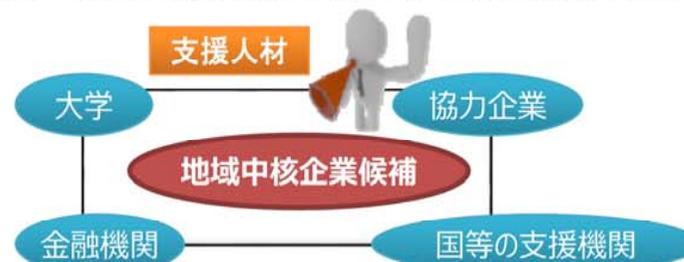
1. 地域中核企業創出支援ネットワーク形成事業
2. プロジェクトハンズオン支援事業



## 事業イメージ

### 1. 地域中核企業創出支援ネットワーク形成事業

支援人材の人脈等を活用して、地域中核企業候補が新分野・新事業等に挑戦する取り組みを支援し、その成長に資するよう、外部リソース（大学、協力企業、金融機関 等）とのマッチングによる体制整備等を支援。  
（対象経費：支援人材の活動費、マッチングに係る会議等の経費 等）



### 2. プロジェクトハンズオン支援事業

支援人材のノウハウ等を活用して、地域中核企業の更なる成長のため、新事業展開に向けた事業化戦略の立案/販路開拓等を支援。

（対象経費：支援人材の活動費、市場調査費、販路開拓のための展示会出展費 等）



# コンテンツグローバル需要創出基盤整備事業

平成28年度第2次補正予算額 **60.0億円**

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 日本の優れたコンテンツの海外展開を促進するとともに、コンテンツを通じて海外における日本ファンや訪日観光客等による国内外需要の創出・拡大を行います。
- 具体的には、コンテンツの海外展開を通じた日本の魅力発信のため、コンテンツの字幕・吹き替え等の現地化や国際見本市への出展等のプロモーション費用の補助の総合的支援を実施します。
- さらに、これらの支援を受けたコンテンツが自立的な海外展開が図られるように、権利許諾が円滑に行われるための権利情報データベースへの登録や活用を通じた効果的なコンテンツ海外展開体制を構築するなどの環境整備を行います。

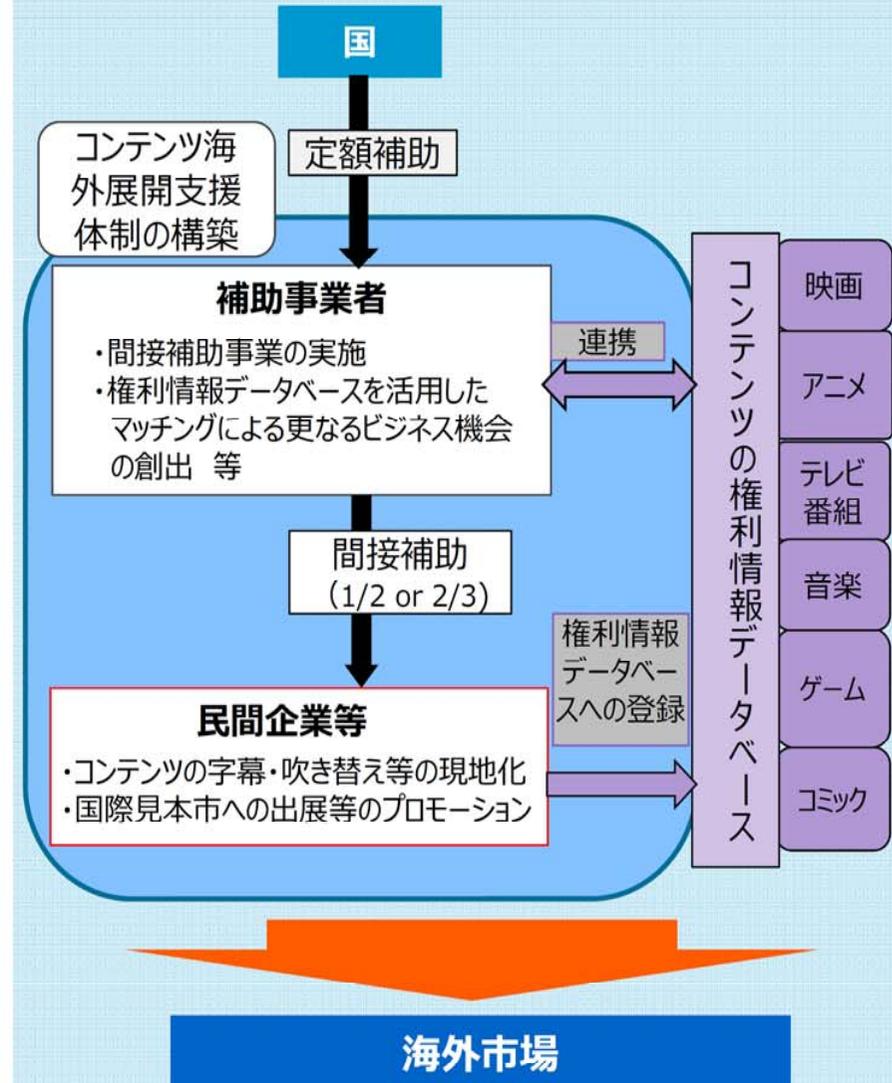
### 成果目標

- 2025年度までに、文化GDP(映画、アニメ、音楽、ゲーム等をはじめとする文化芸術資源の活用によるGDP)を18兆円(GDP比3%程度)に拡大することを目指します。
- 2018年度までに、放送コンテンツ関連海外市場売上高を現在(2010年度)の約3倍に増加させます。

### 条件(対象者、対象行為、補助率等)



## 事業イメージ



## 4. 国土交通分野

## (1) 国土交通分野に係るTPP協定の概要

### 自動車：

#### ○ 基準

- ・ 日米両国は、自動車の環境性能及び安全性に関する基準の国際調和のために協力

※日米両国が参加する国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において、各国の自動車環境・安全基準の国際基準への調和に向けた議論が行われている。

- ・ 国際基準に調和していない一部の日本基準(前面衝突、後面衝突等に係る基準)に関して、対応する米国基準が日本基準より同等以上に厳格であると国土交通省が認める場合には、その米国基準に適合している自動車は当該日本基準に適合しているとみなす

※日本の基準は一切引き下げない。

#### ○輸入自動車特別取扱制度(PHP)

- ・ 我が国は、PHPにおいて、輸入者の書類提出等の事務的負担を増加させる要件を課さない(強制規格の改正に関連する要件、手数料等の増加等を除く。)
- ・ 我が国は、中央政府機関の財政上の奨励措置(税制上の奨励措置を含む。)の対象からPHP車を除外しない形でPHPを適用する。

※PHPは、少数輸入自動車(1型式あたり年間5000台以下)のための合理化された日本の認証手続。PHP手続においても適用される基準は緩和されておらず、型式指定制度では省略できる現車一台一台についての国の検査を受けなければならない。

### 政府調達：

- ・ 中央・地方政府機関及びその他機関(国有企業等)が、基準額以上の物品・サービスを調達する際の規律を規定
- ・ マレーシア、ベトナム、ブルネイとの間で国際競争入札が義務付けられる等、政府調達市場への参入機会が拡大

※これら3か国は、WTO政府調達協定(GPA)を締結していないため、従来は国際入札が義務付けられていなかった。

【Ⅱ 1 (2)】

①中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化

○ 国や地方自治体、商工会、商工会議所等の各種支援機関等によるコンソーシアムを創設し、イノベーションや農商工連携も含めた他産業との連携を通じて、コンテンツや食文化などに代表されるクールジャパンや環境技術など、モノやサービス、コンテンツのグローバル市場 開拓・事業拡大を目指す企業に対し、下記②、③の施策等とも連携しつつ製品開発、国際標準化、知的財産、人材、海外企業とのマッチングや展示会等を含めた販路開拓支援等を含めた総合的な支援を提供する。金融機関(政府系金融機関を含む。)による企業の海外展開支援を促進する。

②コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

○ クールジャパン、ビジットジャパンの発信・連携、推進による販路拡大、「日本ブランド」を活かした対日理解促進等を推進する。

③農林水産物・食品輸出の戦略的推進

○ 日本産酒類等の海外展開を推進するほか、観光プロモーション等を通じて和食文化や食品の海外展開を促進する。地理的表示(GI)の活用を促進する。

④インフラシステムの輸出促進

○ 円借款等手続の迅速化や相手国の状況や事業の性格に応じたリスク・マネー供給拡大、人材育成によるソフト面の協力、トップセールスの実施を通じた案件形成支援等を進め、我が国企業が強みを有する分野等でのインフラシステムの輸出を加速化する。

## 「総合的なTPP関連政策大綱」における記載

### 【Ⅱ 2 (2)】

#### ①地域に関する情報発信

○ 我が国技術等の普及に努めるとともに、農林水産物の国内外の需要・消費の拡大を図る。日本各地の「食・食文化」をテーマとした観光プロモーションの推進や、食・農業体験などの滞在コンテンツの磨き上げ等により、訪日外国人観光客の地方誘致や消費拡大を促進する。

# インフラシステム海外展開に係る戦略的広報の実施

27年度補正予算額 1.0億円

- TPPにより、政府調達分野でマレーシアやベトナム等において一般競争入札が義務付けられること等により、公共事業等への日本企業の参入促進が期待される。
- これを機に、インフラ海外展開の一層の推進のため、日本のインフラシステムの特長である「質の高いインフラ」を分かりやすく伝える広報コンテンツを作成し、効果的なプロモーションを行う。

## 戦略的広報の必要性

- インフラシステム海外展開については、競合国との競争が一層熾烈化。日本のインフラシステムは初期投資が高いのではとの声も。
- 案件獲得のためには、ライフサイクルコストの抑制、環境・防災への配慮といった日本のインフラシステムの特長を相手国政府や国民等に十分理解して貰う必要。

## 国土交通分野のインフラシステムに係る映像作成

- 日本のインフラシステムの特長を効果的にまとめ、「質の高いインフラ」を具体的に伝える内容(共通)
- 発展度等を踏まえたターゲット地域ごとに重点化した(地域特性に応じた)内容  
の2要素構成で作成

ASEAN等の  
東アジア地域

中央アジア、  
中東等の地域

欧米地域

アフリカ、その  
他 未開拓地域

## 具体的な広報内容

- 我が国のインフラ・技術の強み
- ライフサイクルコスト、長寿命、防災・環境への配慮
- 高度技術を要するXX国初の案件の整備
- 現地の人々が日本整備のインフラを喜ぶ笑顔と声、日本のインフラシステムへの信頼
- 政府要人の訪日時のインフラシステム視察の際の様子、評価 等

## 映像の活用、プロモーション

- 相手政府要人へのトップセールス、要人訪日、セミナー等の際に、映像を観て貰う。
- ネット放送・配信等の媒体を活用し、相手国民等により広範に訴求する。

質の高いインフラ投資の例



デリー高速輸送システム建設  
計画 (インド)

ニャットン橋 (日越友好橋)  
建設 (ベトナム)

# TPPを契機とした日本の「食」と「農」をテーマとした訪日旅行促進による農林水産物の海外展開と地方創生の後押し

27年度補正予算額 17.8億円

日本各地の「食・食文化」をテーマとした海外での訪日プロモーションの推進や、日本の食や農業体験、美しい農山漁村の景観等をテーマとした観光ルートの形成の促進等を通じ、農水産物の海外展開や地方創生を後押しする。

予算額 14.8億円

## 訪日プロモーションによるTPP参加国等からの訪日促進・農水産物の海外展開促進

### 「食・食文化」をテーマとしたプロモーションの集中的展開

○TPP参加国等への「食・食文化」をテーマとしたプロモーションを集中的に展開。



日本食イベント

### 訪日リピーターの地方への誘客

○地方や郷土料理にスポットを当てたプロモーションにより、訪日リピーターの地方への誘客を促進。



訪日促進イベント

### 地方航空路線の新規就航等と連動した共同広告

○TPP参加国からの新規就航、増便に対して共同広告等のプロモーションを実施。



共同広告

### 日・シンガポール外交関係樹立50周年を契機としたプロモーション

○「食・食文化」をテーマとした訪日旅行促進イベントの開催等を通じて、日・シンガポール間の交流を一層促進。



旅行博等出展

予算額 2.5億円

## 広域観光周遊ルートの形成促進

食・農業体験・農山漁村風景をコンセプトとした広域観光周遊ルートが形成されるよう、海外旅行者の目線に立って、ルートを構成する観光地の魅力を向上する。

食・農業体験・農山漁村風景をコンセプトとして位置づけているルートを中心に、以下の施策に取り組む

### ＜具体的な取組イメージ＞

- 受入環境整備・交通アクセスの円滑化
  - ・酒蔵における外国人旅行者への接客対応セミナー開催、マニュアル作成
  - ・交通事業者と連携した企画パスの検討
  - ・Wi-Fi環境の整備 等
- 滞在コンテンツの充実
  - ・外国人目線での農林漁業体験モデル事業
  - ・地域の食材を活かした料理体験プログラムの開発 等
- 海外に向けた情報発信
  - ・農林漁業体験を組み込んだファムトリップの開催
  - ・旅行博における地域食の体験 等



地域ならではの食を堪能



美しい農村の景観

予算額 0.5億円

## 地域資源を活用した魅力ある観光地の創造

食・農業体験・農山漁村風景などの観光資源を活かした地域づくり施策と観光振興の施策を海外旅行者の目線に立って一体的に実施し、こうした観光資源を世界に通用するレベルまで引き上げる。

食・農業体験・農山漁村風景を活用した観光地域づくりを実施する地域を支援

### ＜具体的な支援イメージ＞

- 事業計画策定・マーケティング
- 滞在コンテンツの充実
- 受入環境整備・ICT活用
- 交通アクセスの円滑化

### 食・農業体験・農山漁村風景などの観光資源を活用



魅力ある観光地の創造

# 5. 情報通信分野

# 情報通信分野に係るTPP協定の概要

## ①電気通信章

電気通信インフラやサービスに対して、他の締約国の企業に公平なアクセスを確保することや、電気通信市場における競争促進等について規定。

### 【主な規定及び成果】

- ①電気通信インフラ及びサービスに関して、透明性がある合理的な条件及び料金によるアクセスの確保（再販売を禁止してはならない旨を含む）
- ②電気通信サービスの免許取得に関しての透明性の向上
- ③国際移動端末ローミング・サービスに係る競争の促進や透明性の向上等

（例）・現地でのMVNO（仮想移動体通信事業者）等による通信サービスの提供が円滑に行われる市場環境を担保。  
・国際ローミング料金の低廉化に向けた取組を後押し。

## ②外資規制関係（国境を越えるサービスの貿易章、投資章）

サービス貿易及び外国投資における内外無差別等を規定。（ただし、各国はこれらに適合しない自国の措置を留保することができる。）

### 【電気通信分野における主な成果】

他の締約国の留保⇒交渉の結果、改善。

例)ベトナム・・・出資規制を緩和。

	WTO・日ベトナムEPA	TPP
非設備ベース	65%	撤廃（協定発効後5年以内）
設備ベース	50%（付加価値） 49%（基本）	65%（協定発効後5年以内） （付加価値については協定発効時に51%）

（例）・我が国ICT企業による海外進出（出資）の拡大（成長市場の一層の取込み）が円滑に行われる市場環境を担保。

## 「総合的なTPP関連政策大綱」における記載

### 【Ⅱ 1 (2)】

#### ②コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

○ ICT、放送コンテンツ等のコンテンツの海外展開を図るほか、模倣品・海賊版対策や知財保護環境向上、協定国への情報発信等にも取り組む。

#### ④インフラシステムの輸出促進

○ 円借款等手続の迅速化や相手国の状況や事業の性格に応じたリスク・マネー供給拡大、人材育成によるソフト面の協力、トップセールスの実施を通じた案件形成支援等を進め、我が国企業が強みを有する分野等でのインフラシステムの輸出を加速化する。

### 【Ⅱ 2 (1)】

#### ①イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進

○ 我が国産業構造革新の基盤技術であるIoT、人工知能、ロボット等の分野や、共通基盤となる先進的な分野における革新的な技術開発等を推進するとともに、必要となる規制改革に取り組む。

○ 農林水産分野における新技術・新品種の開発を進める。

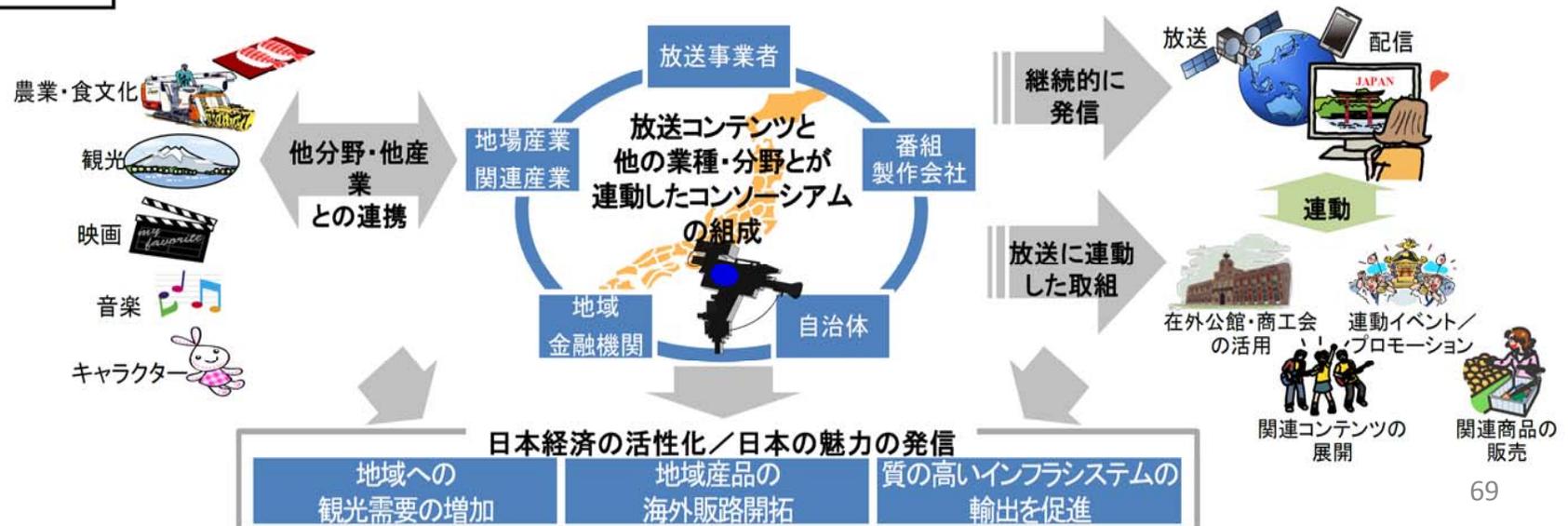
# 放送コンテンツの海外展開総合支援事業

## <概要>

- 放送コンテンツの海外展開を通じて、①農水産品を含む地域産品の海外販路開拓・輸出増加、②質の高いインフラシステムの輸出、③地域への観光需要の増加等を後押しし、日本経済の活性化や日本の魅力の発信を図り、「地方の創生」、「クールジャパン」、「ビジットジャパン」、「TPP協定の活用促進による新たな市場開拓」に貢献。
- 具体的には、放送コンテンツを制作する民間事業者等と、他分野・他産業（観光業、地場産業、他のコンテンツ等）、地方公共団体等の関係者が幅広く協力し、「クールジャパン戦略」、「ビジットジャパン戦略」、「地方の創生」、「TPP協定の活用促進による新たな市場開拓」等に資する放送コンテンツを制作、発信するとともに、様々な連動プロジェクトを一体的に展開する取組を支援。

## 事業イメージ

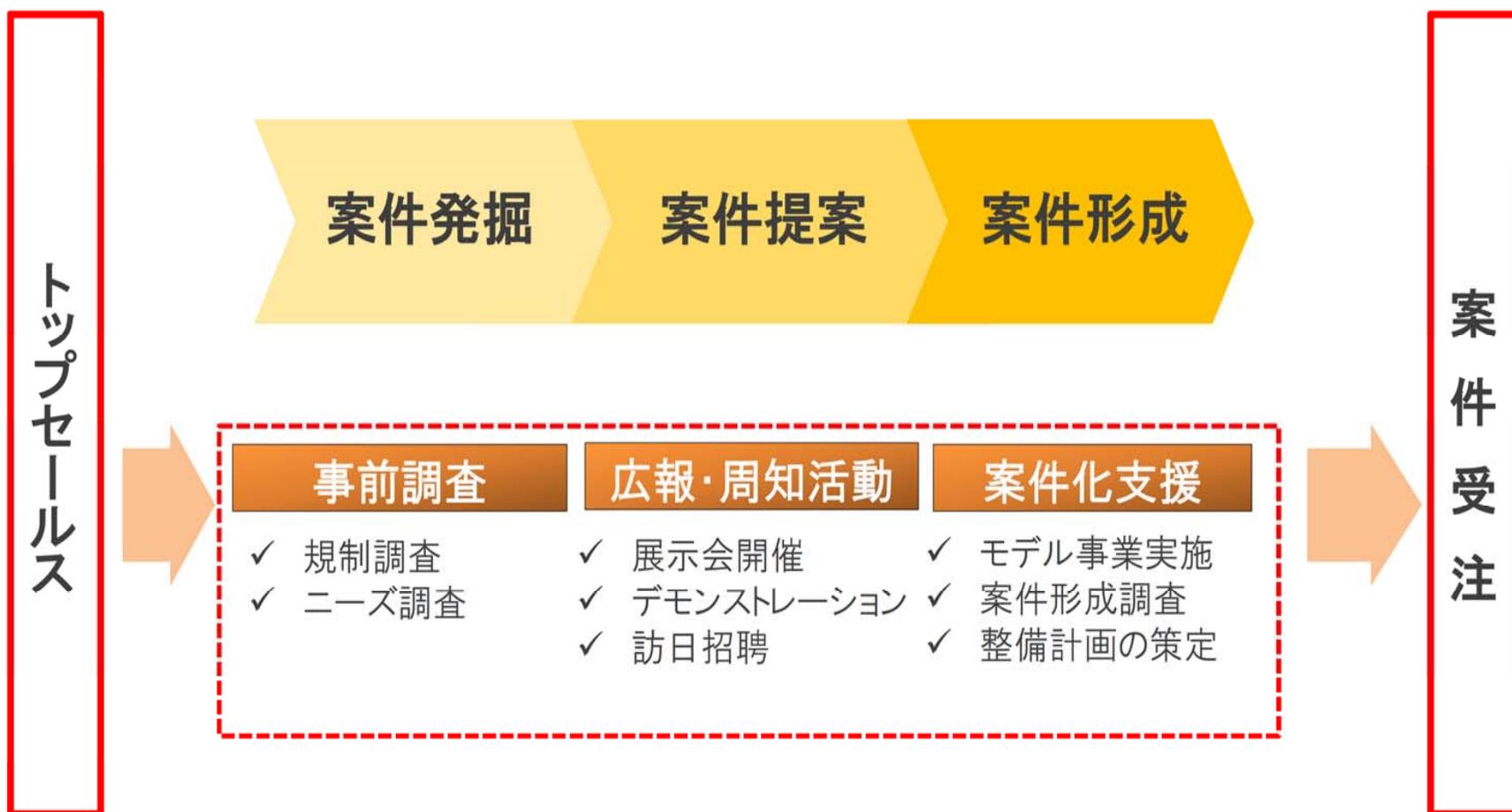
【平成27年度補正予算：12.0億円】



# ICT国際競争力強化パッケージ支援事業

情報通信インフラプロジェクトを相手国のニーズに応じた「パッケージ」で提案することにより、当該国の総合的な社会的課題解決に協力し、国際貢献を図るとともに、ICT産業の国際競争力の強化を推進

H27補正予算:5.0億円、H28当初予算:7.7億円、H28補正予算:5.0億円



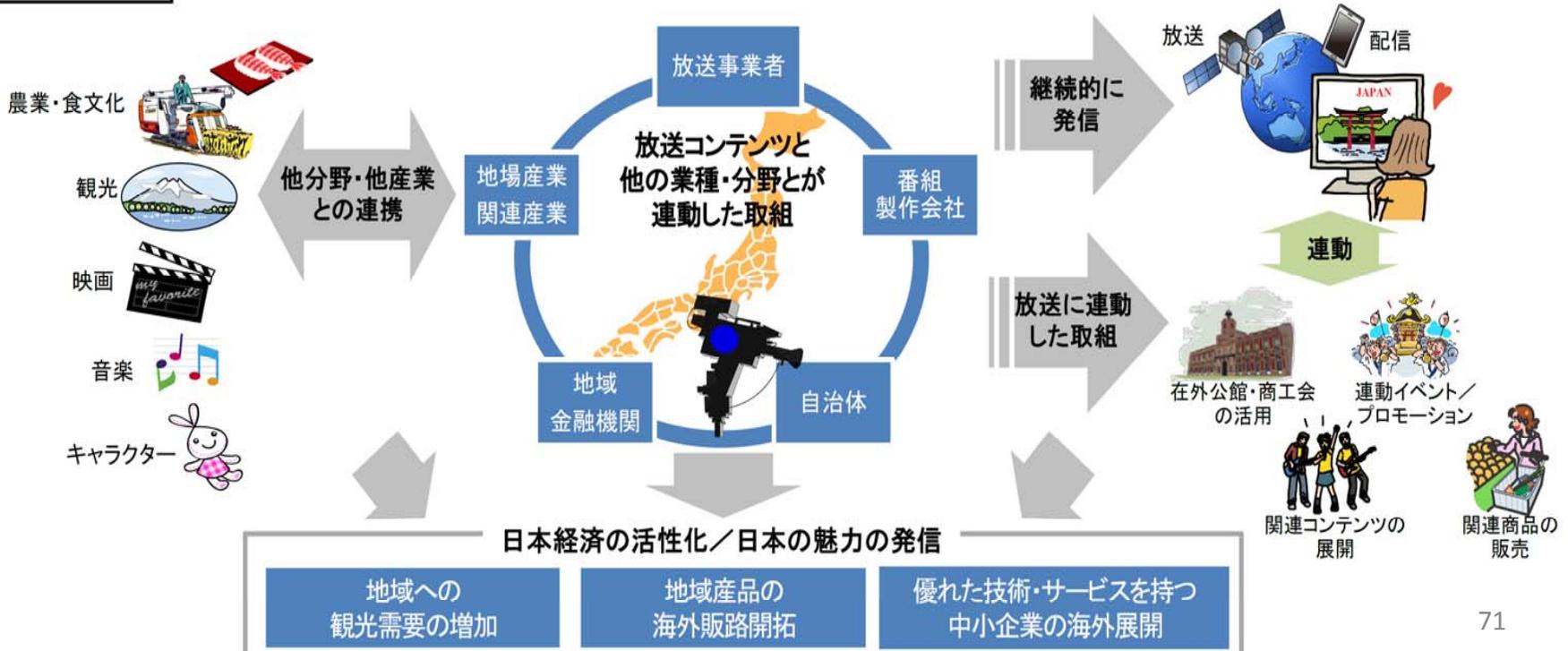
# 放送コンテンツ海外展開助成事業

## <概要>

放送コンテンツを制作する民間事業者等と、他分野・他産業（観光業、地場産業、他のコンテンツ等）、地方公共団体等の関係者が幅広く協力し、「クールジャパン戦略」、「ビジットジャパン戦略」、「地方の創生」、「TPPの活用促進による新たな市場の開拓」等に資する放送コンテンツを制作、発信するとともに、様々な連動プロジェクトを一体的に展開する取組を支援する。

【平成28年度当初予算：2.2億円】

## 事業イメージ



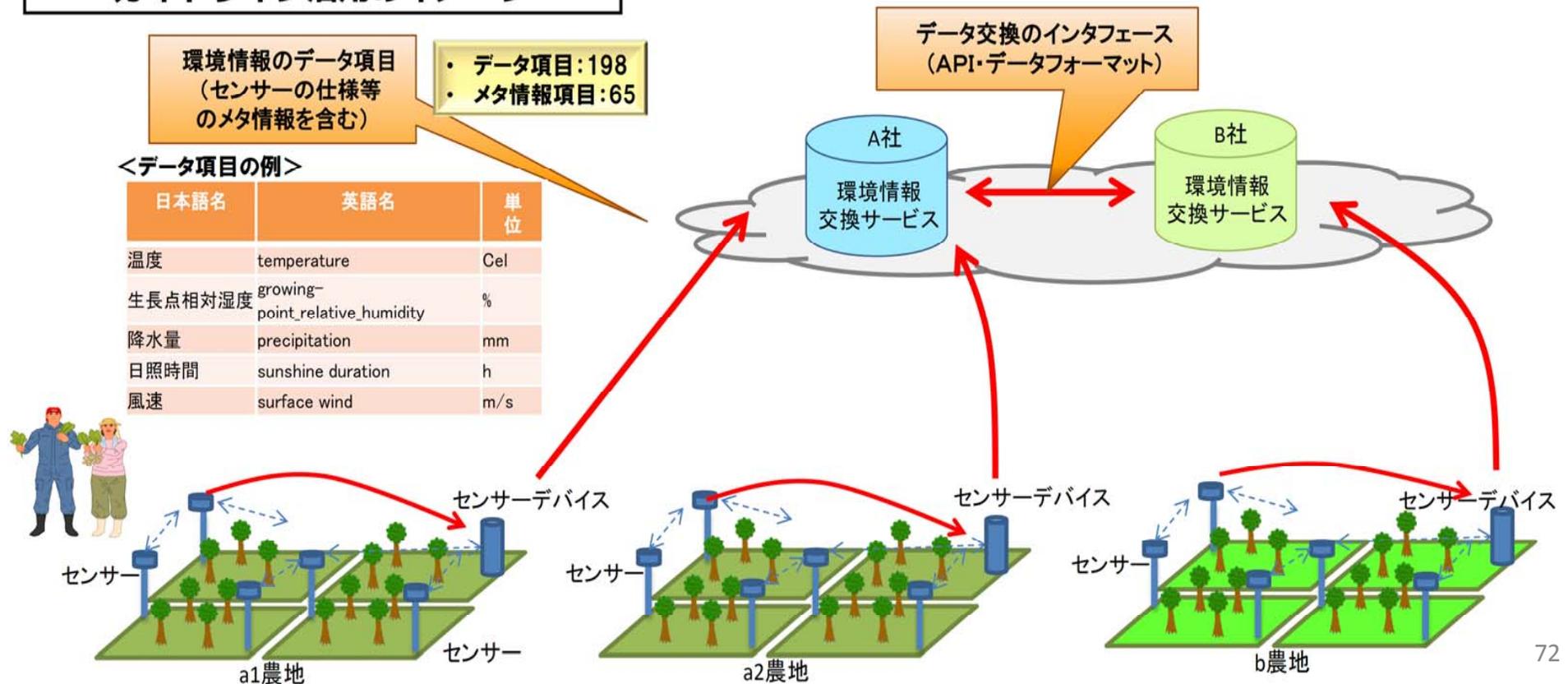
# スマート農業の推進に向けた環境整備

【関連事業 オープンデータ・ビッグデータ利活用推進事業 平成28年度当初予算額 1.9億円の内数】

- ビッグデータなどICTの利活用により、農林水産業の生産性向上・高付加価値化を図る「スマート農業」を農林水産省等と連携して推進。
- 具体的には、「農業情報創成・流通促進戦略」(H26.6.3 IT戦略本部決定)に基づき、農業情報を異なる生産者・機器の間で相互に利活用することを目的とした個別ガイドライン(標準化ガイドライン)\*を策定中。

\* 総務省は、環境情報のデータ項目及びデータ交換インターフェースに関する標準化ガイドラインの策定、普及促進等を担当。

## ガイドライン活用のイメージ



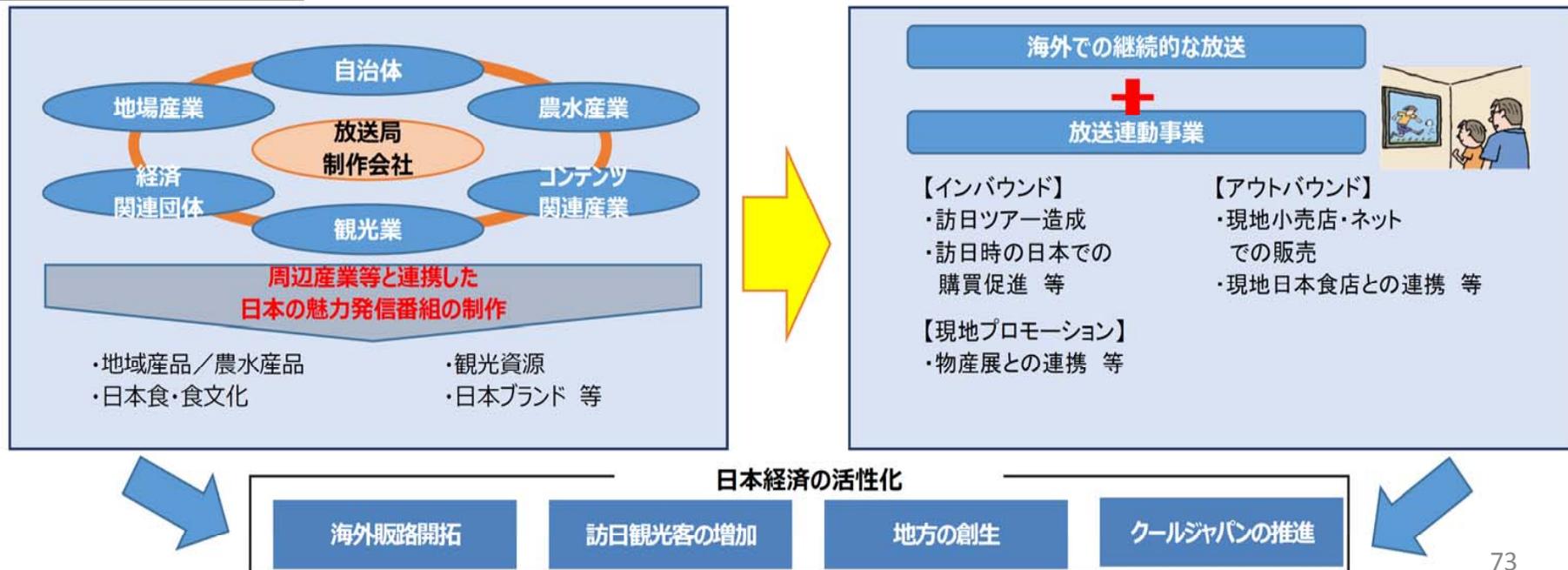
# 放送コンテンツ海外展開基盤総合整備事業

## <概要>

- 放送コンテンツの海外展開を通じて、観光地や地域産品といった日本の魅力の海外発信を強化し、訪日誘客の促進や地域産品の販路開拓等を後押しすることにより、観光先進国の実現、地方の創生、クールジャパンの推進を図り、日本経済の活性化に貢献。
- 具体的には、放送事業者等と、他分野・他産業（観光業、地場産業等）、地方公共団体等の関係者が幅広く協力し、「ビジット・ジャパン戦略」、「地方の創生」、「クールジャパン戦略」等に資する放送コンテンツを制作、海外発信するとともに、様々な連動プロジェクトを一体的に展開する取組等を支援。

## 事業イメージ

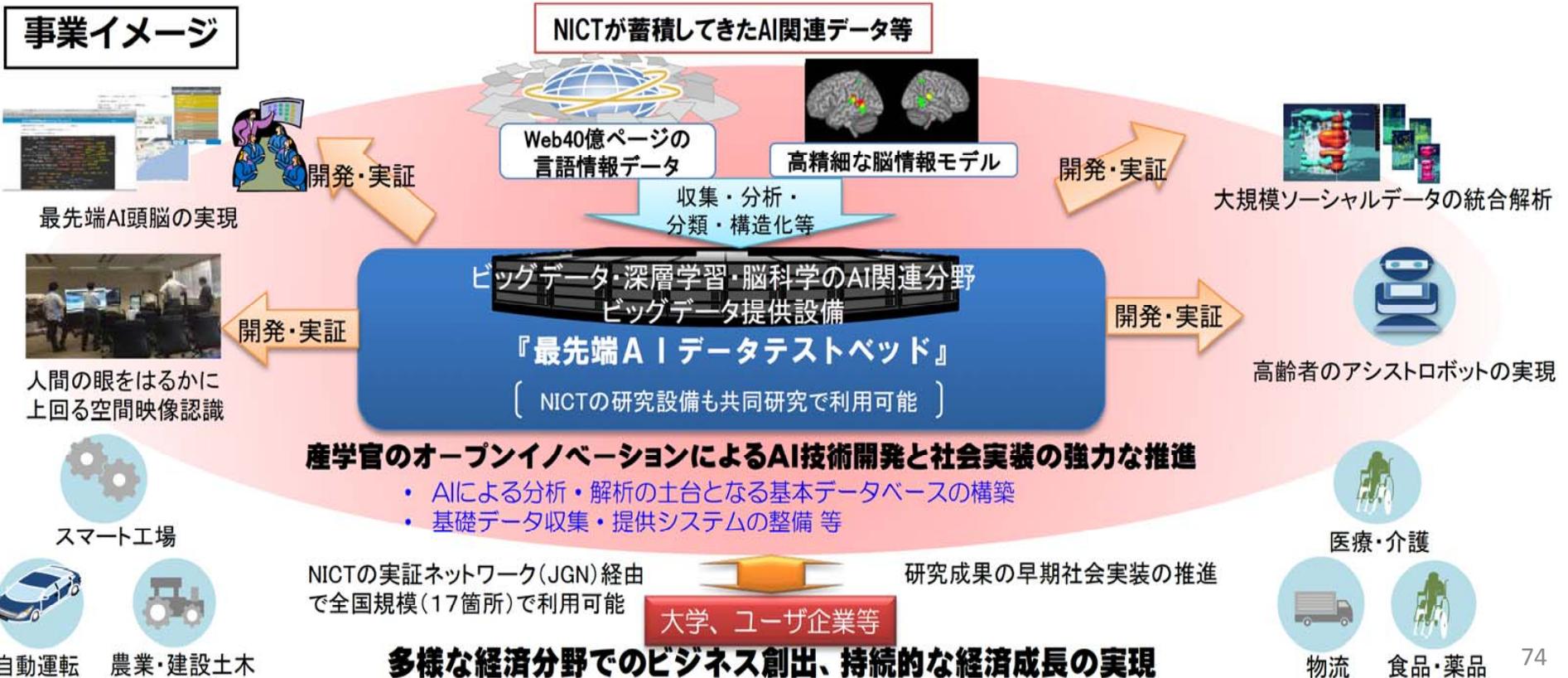
【平成28年度補正予算：13.4億円】



# 多様な経済分野でのビジネス創出に向けた『最先端AIデータテストベッド』の整備

【平成28年度第2次補正予算額：22.0億円】

- 人工知能（AI）技術はあらゆる産業の競争力の源泉として我が国経済の将来を左右する極めて重要な技術であり、3省（総務省、文部科学省、経済産業省）連携の下で産学官の英知を結集し、AI技術の研究開発と社会実装を強力に推進することで、多様な分野でのビジネス創出を図る必要がある。
- そのためには、AIで処理し経済価値を創出するための高品質なデータの利活用が不可欠であることから、NICTが「多言語音声翻訳」「脳情報通信」等の研究開発を通じて蓄積してきた言語情報データ、脳情報モデル等について、NICTの実証ネットワーク（JGN）を通じて全国規模で利用可能とし研究開発と実証を加速する『最先端AIデータテストベッド』を構築する。

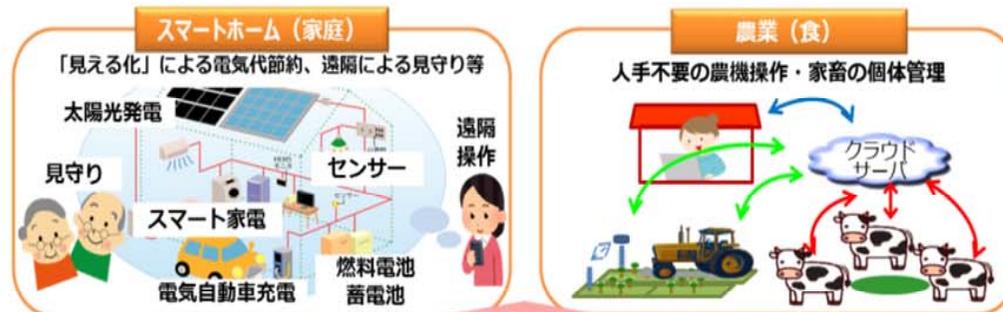


# IoTサービス創出支援事業

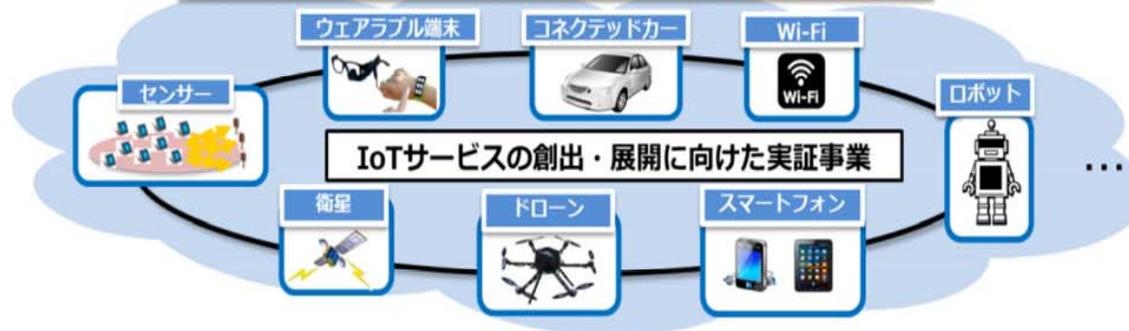
【平成28年度第2次補正予算額 7.0億円】

○ 地方自治体、大学、ユーザ企業等から成る地域の主体が、家庭、食など生活に身近な分野におけるIoTサービスの実証事業に取り組み、克服すべき課題を特定し、その解決に資する参照モデルを構築するとともに、データ利活用の促進等に必要なルールの明確化等を行う。

## 事業イメージ



リファレンス(参照)モデルの構築 データ利活用ルールの明確化等



対象分野: ①都市(スマートシティ)、  
②家庭(スマートホーム)、③放送、  
④医療・福祉、⑤教育、⑥農業、⑦小売、  
⑧防災、⑨シェアリングエコノミー

提案主体: 地方自治体、大学、データを扱うユーザ企業等から構成される地域のコンソーシアム

成果: (1) IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資する先行的な参照モデルの構築  
(2) 必要なルールの明確化等  
⇒ 第4次産業革命の実現(付加価値創出30兆円)に寄与

## 6. 医療等分野

# 医療等分野に係るTPP協定の概要について

## 医薬品の知的財産

(合意の概要)

医薬品の知的財産に関連する規定

- ① 特許期間延長制度(医薬品承認のための試験・審査によって特許権による利益を享受できなくなった期間を勘案し特許期間の延長を認める制度)
- ② 新薬のデータ保護期間の設定(5年以上。ただし生物製剤は8年以上のデータ保護期間、又はその他の手段等による同等の保護を行うこと)
- ③ 特許リンケージ(後発医薬品承認審査時に有効特許を考慮する仕組み)

※ 新薬について、承認取得企業が実際に医療機関で使用したデータを集め、8年間の再審査期間が経過した後有効性・安全性について再度確認するもの。当該期間中に他の企業が承認申請をする場合、新薬としての申請に必要な全てのデータの提出を求めており、新薬と同等性を示すことによる簡略なデータでの申請を認めていないので、実質上のデータ保護期間となっている。

(対応)

- ・ 生物製剤のデータ保護を含め、現行の国内関連制度の範囲内。

【現行の国内制度】

- ①: 最長5年までの特許期間延長制度
  - ②: 新薬について8年の再審査期間
- (※)
- ③: 審査当局は、先発医薬品に含まれている成分に特許が存在することにより後発医薬品が製造できない場合は、後発医薬品を承認しないこととしている

## 医薬品・医療機器に関する手続の透明性・公正性に関する附属書

(合意の概要)

- 国の保健当局が、保険適用希望の申請に対する検討を特定の期間内に完了させること、手続規則、方法、原則及び指針を公開すること等、保険給付における価格決定手続の公正な実施に関する内容を規定。

(対応)

- ・ 全ての規定が国内の保険給付における価格決定手続に関する現行制度の範囲内。

(参考)

- ・ 附属書の適用範囲は締約国ごとに定義されており、日本は適用範囲を医薬品の保険給付における価格決定手続に限定。
- ・ 本附属書は公的医療保険制度に直接関連するが、TPP協定には、我が国の公的医療保険制度のあり方そのものに影響を与えるような民間医療保険の拡大、混合診療の自由化、営利企業の参入等の規定は含まれていない。

## TBT(貿易の技術的障害)

### (合意の概要)

- 製品の「規格」に関し貿易障壁の削減を目的とし、海外に立地する適合性認証機関について、国内に立地する機関と同様の待遇を与えること等を規定。
- 化粧品・医療機器・医薬品に関する承認手続の透明性を確保すること等の附属書\*を設置。

\*規則を作成する場合に国際的な技術的指針文書を考慮すること、時宜を得た、合理的、客観的、透明性、公平な態様で承認手続を行うこと、販売承認を受けるための条件として製造国による販売承認を受けることを要求してはならないこと、不服申立てプロセスの確保等を含む。

### (対応)

- ・ 現行の医薬品医療機器法上想定されていなかった外国に立地する医療機器の適合性認証機関について、新たに命令・監督規定を設けるための法律改正が必要。
- ・ 附属書については、国内制度の範囲内。

## 越境サービス及び投資

### (合意の概要)

- サービス提供に関する内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス(数量制限等)、拠点設置要求禁止や投資家保護等に係るルールを規定。
- 社会事業サービス(保健、社会保障、社会保険等)については内国民待遇等の義務に関し留保を行っている。したがって、必要かつ合理的な措置を採用し、又は維持することは妨げられない。

## 金融サービス

### (合意の概要)

- 金融サービス提供に関する内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス(数量制限等)や投資家保護に係るルールを規定。
- 公的年金計画及び社会保障(公的医療保険を含む。)は適用除外。

## 「総合的なTPP関連政策大綱」における記載

### 【Ⅱ 3 (4)】

○ 外国における医療機器等の認証機関への対応、…(中略)…に関し、必要な措置を講ずる。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要  
 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係)

1. 背景

TPP協定の実施に伴い、登録認証機関（医薬品医療機器法に基づき、管理医療機器、体外診断用医薬品等の認証を行うことができる民間の第三者機関）に関する規定の整備を行う必要がある。

2. 改正の概要

- 登録認証機関になることができる者は、日本又はTPP協定締約国で認証を行う者とし、そのための規定を整備する。
- 厚生労働大臣は、外国の登録認証機関による規定違反等を認めるときは、改善請求等を行うことができるとともに、これに応じないときは、登録認証機関に対し業務停止の請求を行い、又はその登録を取り消すことができる。
- 厚生労働大臣は、外国の登録認証機関における検査を行おうとして拒まれる等したときは、登録認証機関に対し業務停止の請求を行い、又はその登録を取り消すことができる。

(医療機器に関する分類・規制)

小 ← リスク → 大

国際分類	クラス I	クラス II	クラス III	クラス IV
具 体 例	体外診断用機器 鋼製小物 (ス・ピンセット等) X線フィルム 歯科技工用用品	MRI装置 電子内視鏡 消化器用カテーテル 超音波診断装置 歯科用合金	透析器 人工骨 人工呼吸器	ペースメーカー 人工心臓弁 ステントグラフト
法 の 分 類	一般医療機器	管理医療機器	高度管理医療機器	
規 制	届出	登録認証機関 による認証	大臣承認 (PMDAで審査)	

↑  
TPP協定締約国の認証機関も基準を満たして申請すれば登録認証機関になる。

3. 施行期日

環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日。

# 7. 労働分野

# 労働分野に係るTPP協定の概要について

## 労働

### (合意の概要)

- ① 貿易又は投資に影響を及ぼす態様で自国の法律の免除等を行ってはならないこと
- ② 労働者の基本的権利(結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認、強制労働の撤廃、児童労働の実効的な廃止、雇用・職業に関する差別の撤廃)及び労働条件(最低賃金、労働時間等)を規律する法律等を自国で採用・維持すること等を規定。

### (対応)

- ・ 我が国では既に本協定において求められている労働者の権利は基本的に確保されており、我が国の労働関係制度の変更を求められていない。
- ・ 公正・公平な労働条件の確保により、我が国企業の相対的な競争力強化につながることを期待される。

## ビジネス関係者の一時的な入国

### (合意の概要)

- 商用目的の者の一時的な入国の許可、要件及び手続等に関するルールを規定。

### (対応)

- ・ 医師や看護師の資格を相互承認することは求められていない。
- ・ 単純労働者の受入れを義務付けるような内容は規定されていない。

## 「総合的なTPP関連政策大綱」における記載

### 【Ⅱ 1 (2)】

#### ⑤海外展開先のビジネス環境整備

○ TPP協定参加国等において、制度構築や人材育成等、幅広い分野における協力及び能力開発を行うことで、TPP協定の実施及びTPP協定の利益の増大を支援するとともに、日本からの投資や日本企業が進出しやすい環境整備を図る。

### 【Ⅱ 2 (1)】

#### ②対内投資活性化の促進

○ 海外における人材育成を進めるほか、海外からのビジネス関係者の受入れ等促進のため出入国管理体制を整備する。

## TPP協定締約国における労働環境水準の向上

### 【目的】

我が国企業が海外に進出するに当たって常に大きな課題の一つとなるのが労働問題である。特に、開発途上国においては、労働問題は深刻なトラブルに発展しやすく、進出や事業拡大に二の足を踏むことがあるが、本事業を通じて労働法制及び施行体制を改善・向上させることにより、法令の透明かつ公正な施行を確保し、円滑な企業活動を行いやすい最低限の労働インフラ整備を図る。

### 【概要】

TPP協定締約国における労働を取り巻く環境の整備・改善を図るため、国際労働機関（ILO）への拠出を行い、同機関を通じた労働法令及び施行体制の整備・構築等を行う。

### 【問題点】

- ① **労働条件**や**労働安全衛生**の面で多くの問題を抱える
- ② 法令の整備に比べ、**実施体制の整備が遅れている**（政府職員のキャパシティビルディング、労働監督官の育成、民間との連携体制の構築、民間の意識啓発などに課題がある）
- ③ 上記①、②により現地進出企業におけるトラブルのリスク

### 【期待される効果】

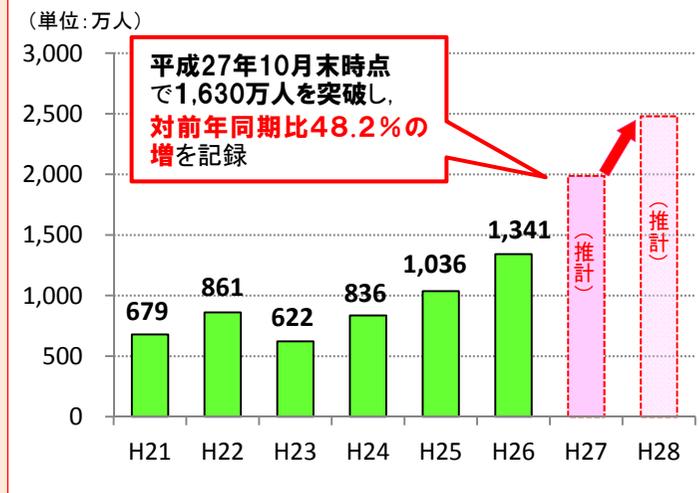
- ① **日系企業**の円滑な経済活動の基盤形成と進出促進
- ② **日系企業**の労働関係トラブル及び評判に係るリスクを未然防止
- ③ **現地企業**の生産性向上と持続的発展による消費市場の拡大を通じた**日系企業**への裨益
- ④ **現地労働者**の労働条件の向上（人道的観点）

# ■円滑かつ厳格な出入国管理体制の整備

平成27年度補正予算 27億円の内数



## 訪日外国人旅行者数



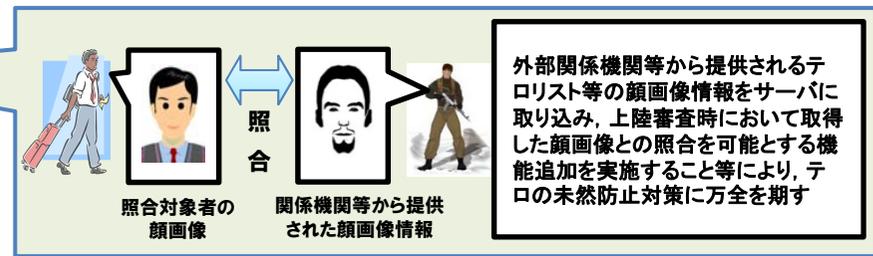
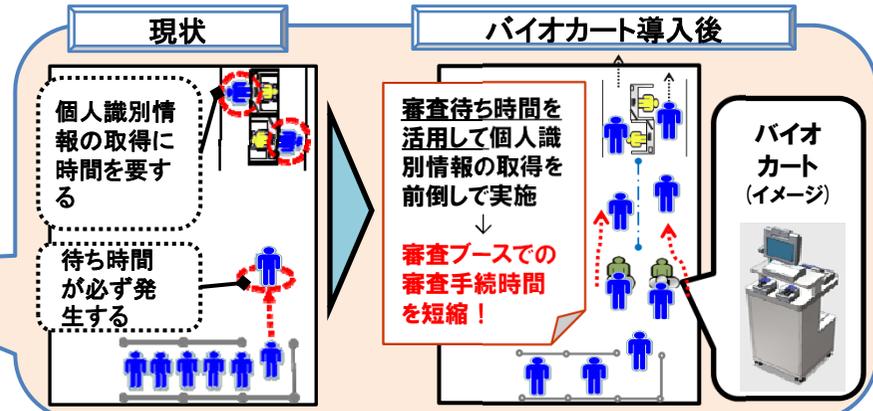
出典: 日本政府観光局 (JNTO)

## 現状・課題

- 訪日外国人旅行者数2,000万人の目標の達成が目前
- 訪日外国人旅行者急増により、大規模空港のほか、一部の地方空港においても、**審査待ち時間が長時間化**  
⇒ビジネス関係者を円滑に受け入れる体制を確保することが必要
- 本年1月 シリアにおける邦人殺害テロ事件の発生  
本年11月 フランス・パリで同時多発テロ事件の発生
- 上記事件を実行したとするISILは、日本人を標的とする旨を表明しており、**日本国民がテロの標的となる危険性が上昇**  
⇒安心してビジネスを行える環境を確保することが必要

## 対応策

- ・上陸審査場における個人識別情報の取得迅速化
- ・空海港における出入国審査体制の整備  
審査ブースの増設及び空港施設拡張等に伴う審査端末機器の配備等
- ・バイオメトリクスシステム顔画像照合機能の強化
- ・テロ対策強化のための偽変造文書鑑識機器等の整備等  
地方空海港の偽変造文書鑑識機器等の拡充



# 円滑かつ厳格な出入国管理体制の整備

平成28年度予算 128億円の内数



訪日外国人旅行者数(単位:万人)

(出典:日本政府観光局)



## 現状・課題

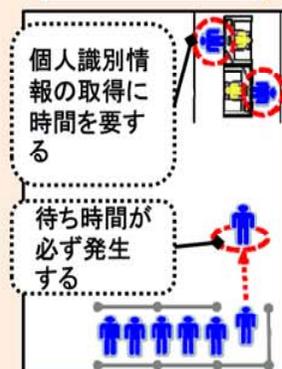
- 訪日外国人旅行者数2,000万人の目標の達成が目前
- 訪日外国人旅行者急増により、大規模空港のほか、一部の地方空港においても、審査待ち時間が長時間化  
⇒ビジネス関係者を円滑に受け入れる体制を確保することが必要
- 平成27年1月 シリアにおける邦人殺害テロ事件の発生  
平成27年11月 フランス・パリで同時多発テロ事件の発生
- 上記事件を実行したとするISILは、日本人を標的とする旨を表明しており、日本国民がテロの標的となる危険性が上昇  
⇒安心してビジネスを行える環境を確保することが必要

## 円滑化

- ◎空港における出入国審査体制の整備
- ◎上陸審査場における個人識別情報の取得迅速化のためのバイオカードの導入・運用開始
- ◎TTP(トラステイド・トラベラー・プログラム)の導入
- ◎日本人出帰国手続への顔認証技術の導入に向けた調査実施
- ◎関西空港第3ターミナルの供用開始に伴う審査端末機器等の整備

等

### 現状



### バイオカード導入後



## 厳格化

- ◎顔画像照合機能を強化したバイオメトリクスシステムの運用開始
- ◎PNR(乗客予約記録)情報取得に必要な経費の確保

等



外部関係機関等から提供されるテロリスト等の顔画像情報をサーバに取り込み、上陸審査時において取得した顔画像との照合を可能とする機能追加を実施すること等により、テロの未然防止対策に万全を期す

# 円滑かつ厳格な出入国管理体制の整備

平成28年度補正予算 41億円の内数

## 明日の日本を支える観光ビジョン



## 課題

○訪日外国人旅行者数 2020年 4,000万人  
2030年 6,000万人 を目指す

世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、20分以内の目標を目指すことなどを踏まえ、革新的な出入国審査を実現



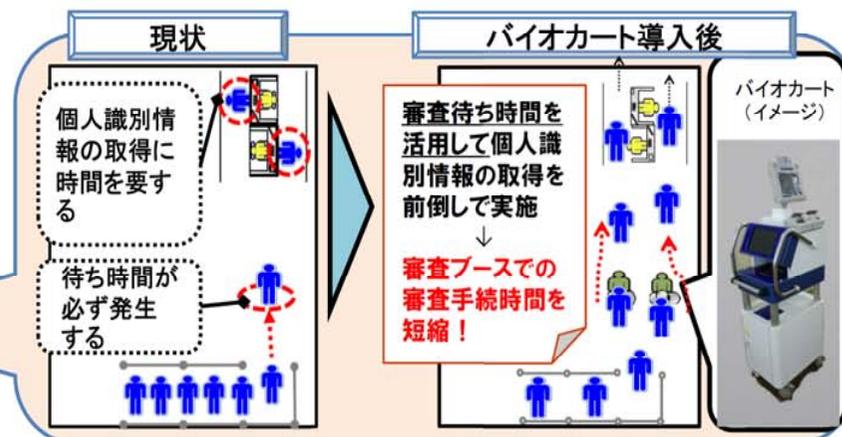
○平成27年1月 シリアにおける邦人殺害テロ事件の発生  
平成28年7月 バングラデシュにおけるテロ事案の発生 等

テロリスト等の入国阻止のため厳格な出入国管理を維持



- ・日本人の出帰国手続における顔認証技術の導入に向けたシステム開発(2年計画1年目)
- ・上陸審査場における個人識別情報の取得迅速化
- ・急増する外国人クルーズ船旅客の上陸審査に必要な審査端末機器の整備
- ・空港における出入国審査体制の整備  
審査ブースの増設及び審査端末機器の配備等

- ・テロ対策強化のための偽変造文書鑑識機器の整備等



## 8-1. 食品分野(食の安全・安心)

# 食品分野(食の安全・安心)に係るTPP協定の概要について

## SPS(衛生植物検疫)

(合意の概要)

- WTO・SPS協定の権利義務を確認した上で、意見提出の機会の付与や説明責任の明確化等、各国のSPS措置の透明性の向上を図る内容を規定。
- 各国の個別の安全基準の変更や統一を目的としたものではなく、SPS措置に関する各国共通の基本的なルールを定めた内容。

(対応)

- ・ 科学的根拠に基づいてSPS措置をとるといふ、WTO・SPS協定の義務に沿った我が国の基本的立場と整合的なもの。
- ・ 我が国の規制制度について変更を求めるものではなく、食品の安全が脅かされることはない。

## TBT(貿易の技術的障害)

(合意の概要)

- WTO・TBT協定の権利義務を維持した上で、強制規格や適合性評価手続等に関する透明性の向上等を図る内容を規定。

(対応)

- ・ 遺伝子組換え食品表示を含め、食品の表示要件に関する日本の制度変更は必要とならない。

## 物品市場アクセス(農業節 現代のバイオテクノロジー製品の貿易)

(合意の概要)

締約国の法令及び政策の採用又は修正を求めるものではない旨規定した上で、

- ① 遺伝子組換え作物の承認における透明性の確保  
(危険性又は安全性の評価の概要及び承認された産品の一覧表の公表)
- ② 未承認遺伝子組換え作物の微量混入事案についての情報の共有※  
(輸出国は遺伝子組換え作物の開発企業に対し、輸入国への情報共有を奨励する)

等を規定。

※ 遺伝子組換え作物の輸入国である我が国にとっても、未承認遺伝子組み換え作物の混入事案発生時の迅速な対応及び未然防止につながる。

## 「総合的なTPP関連政策大綱」における記載

### 【Ⅱ 3 (2)】

TPP協定により、我が国の食品の安全・安心が脅かされることはないが、我が国への海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、引き続き、国際基準や科学的な根拠を踏まえ、リスクコミュニケーション推進も含めた必要な措置を適切に実施する。

- 食の安全・安心を守るため輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化に努める。
- 原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行う。
- 残留農薬・食品添加物等の規格基準の策定を推進する。
- TPP協定締結後、食の安全に関する技術的協議等の場で適切に対応する。

# 食の安全

TPP協定により、我が国への海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、引き続き、国際基準や科学的な根拠を踏まえた対応を行うことで、我が国における食品の安全性を確保する。

## 輸入食品の適切な監視指導の実施

### 目的

検疫所における監視指導や二国間協議等を行い、輸入食品の安全性を確保する。

### 実施内容

- 毎年度策定している輸入食品監視指導計画に基づき、その状況に応じた検査や適切な監視指導等を実施することにより、輸入食品の安全性を確保する。
- 二国間協議等を通じ、輸出国における安全対策の推進を図る。

## 残留農薬・食品添加物等の規格基準の策定の推進

### 目的

食品中の残留農薬・食品添加物等に関して、国際基準や科学的な根拠を踏まえ、我が国の規格基準を迅速に設定するとともに、審査過程の透明性向上を図る。

### 実施内容

- 残留農薬・食品添加物等の審査体制を整備し、国際基準や科学的な根拠を踏まえた規格基準の設定を推進する。
- 審査報告書を公表して審査過程の透明性向上を図ること等により、国民の不安を解消する。

## 協定締結後の技術的協議への対応

### 目的

TPP協定締結後に増加が見込まれる、相手国政府との技術的協議の場で適切に対応する。

### 実施内容

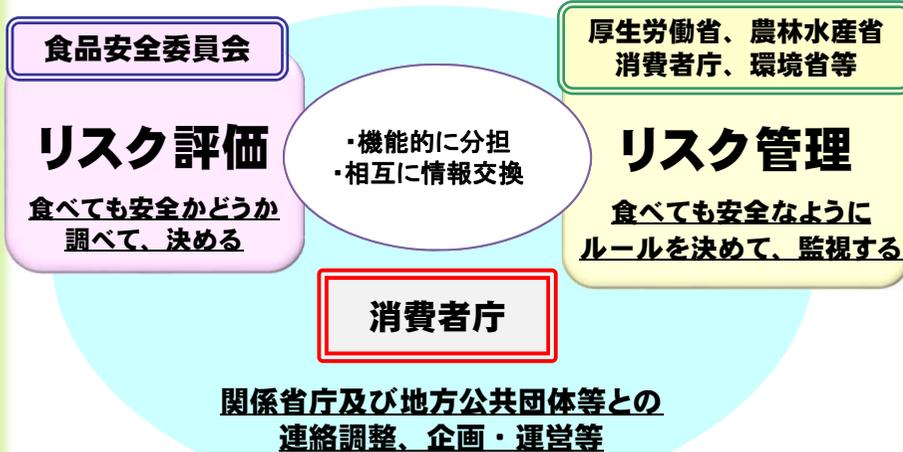
- 科学的知見に基づいた我が国の制度や基準を説明し、相手国との信頼関係を損なうことなく、円滑な協議を行う。

# 食品安全に関する情報提供等

○ TPP協定により、我が国の食品の安全・安心が脅かされることはないが、わが国への海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、食品安全に関する情報提供等を適切に実施する。

## 食品安全に関するリスクコミュニケーション

関係府省(消費者庁、厚生労働省、農林水産省、食品安全委員会)等が連携し、国民を対象とした食品の安全に関する意見交換会を開催する等、リスクコミュニケーションを推進する。



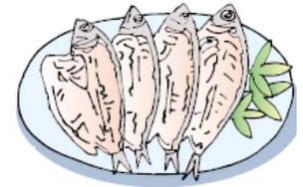
### リスクコミュニケーションとは

リスク評価やリスク管理の全過程において、リスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者、研究者、その他の関係者の間で、相互に情報の共有や意見の交換を行うこと。

## 加工食品の原料原産地表示

消費者の自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に資する加工食品の原料原産地制度について、実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行う。

名 称	あじの開き
原材料名	ニシマアジ(オランダ)、食塩 <small>原産地</small>
内 容 量	1尾
消費期限	2016. 6. 20
保存方法	10℃以下
製 造 者	〇〇食品株式会社 東京都千代田区×××-△△△



### 現行の表示制度

加工食品の原料原産地表示は、食品表示法に基づく食品表示基準で義務表示の対象が定められている(現在、22食品群及び4品目が義務対象)。

## 8-2. 食品分野(酒類)

# 酒類に係るTPP協定の概要

## 1 関税率の引き下げ(輸出)

全参加国において、関税撤廃

例えば、米国:清酒の関税即時撤廃

加:清酒・焼酎の関税即時撤廃

## 2 米国での蒸留酒の容器容量規制の改正

米国の法令改正を経て、4合瓶(720ml)等での流通が可能となる見込み

## 3 米国での酒類の地理的表示の保護

我が国の地理的表示(「日本酒」含む)について、米国で保護される見込み

(参考)我が国の主な譲許内容

ボトルワイン : 8年目に関税撤廃

清酒、焼酎 : 11年目に関税撤廃

清酒の輸出状況(2014年)

	輸出金額		輸出数量	
	(百万円)	構成比(%)	(kℓ)	構成比(%)
TPP	5,596	48.6	6,207	38.0
アメリカ	4,128	35.9	4,341	26.6
シンガポール	512	4.5	455	2.8
カナダ	290	2.5	480	2.9
EU	807	7.0	1,348	8.3
その他	5,104	44.4	8,761	53.7
総計	11,507	100.0	16,316	100.0

焼酎の輸出状況(2014年)

	輸出金額		輸出数量	
	(百万円)	構成比(%)	(kℓ)	構成比(%)
TPP	540	33.7	722	29.8
アメリカ	314	19.6	414	17.1
シンガポール	79	4.9	105	4.3
ベトナム	71	4.4	87	3.6
EU	32	2.0	35	1.5
その他	1,029	64.2	1,666	68.8
総計	1,601	100.0	2,423	100.0

出所:財務省貿易統計

## 「総合的なTPP関連政策大綱」における記載

### 【Ⅱ 1 (2)】

#### ③農林水産物・食品輸出の戦略的推進

○ 日本産酒類等の海外展開を推進するほか、観光プロモーション等を通じて和食文化や食品の海外展開を促進する。地理的表示(GI)の活用を促進する。

# 9. 金融分野

# (1) 金融分野に係るTPP協定の概要(他国の約束)

- 各国の自由化義務の留保事項について、交渉の結果、更なる緩和を実現。
- 新たなルールにより金融機関の海外進出の円滑化や保護を充実。

## 1 各国の自由化義務の留保事項に係る緩和

### (1) マレーシア

外国銀行現地法人の支店数及び店舗外ATM設置数の制限

- ➡ 現状、上限8支店かつ新規店舗外ATM設置は不可のところ、TPP協定締約国にのみ上限16支店、新規店舗外ATM設置を許可。

### (2) ベトナム

地場銀行への外資出資規制

- ➡ 一定の海外投資家による地場銀行への出資比率の上限を15→20%に緩和。  
地場銀行への外資合計出資比率制限(合計上限30%)に例外を認め得る旨明記。

## 2 TPP協定金融サービス章における新たなルール(主なもの)

金融サービス章において規定される新たなルールのうち主要なものは、以下のとおり。  
括弧内は、日本との関係でこれまで同様の規定を有していなかった国。

- 連邦制国家の州政府により、協定の規律に適合しないが留保として維持される措置に関して、情報提供の要請・対応策の協議メカニズムを設置の導入  
(米国、カナダ、オーストラリア)

- ➡ TPP協定締約国12か国の間で、従来のWTO協定や経済連携協定による自由化を更に前進。  
これにより金融機関の海外展開の円滑化や保護規律の充実。

## (2) 金融分野に係るTPP協定の概要(日本の約束)

### 1 日本の自由化義務の留保事項(協定上の義務を特例として適用除外)

 金融分野については、過去の経済連携協定で留保した(約束しなかった)自由化義務について、TPP協定でも引き続き留保しており、新たな国際約束の義務は生じない。

### 2 TPP協定金融サービス章における主たる規律(他のTPP協定締約国にも適用。)

- (1) 保険商品の承認等の保険サービス提供手続の迅速化 ※義務規定ではない
- (2) 投資信託等に関し、投資助言、資産運用等の国境を越えた提供を容認
- (3) 郵便保険事業者に対する民間よりも有利な条件付与の禁止
- (4) 新たな規制の策定に際して利害関係者からの意見を聞くなど透明性の考慮  
※義務規定ではない

### (3) 今後の方針(金融分野)

- 金融分野としても、「総合的なTPP関連政策大綱」等に基づき、金融機関の海外進出や、金融機関による企業の海外展開支援を促進するとともに、経済状況変化の活用のための金融仲介機能発揮支援・促進を進めていく。

#### 「総合的なTPP関連政策大綱」における記載

##### 【Ⅱ 1 (2)】

##### ①中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化

○ 国や地方自治体、商工会、商工会議所等の各種支援機関等によるコンソーシアムを創設し、イノベーションや農商工連携も含めた他産業との連携を通じて、コンテンツや食文化などに代表されるクールジャパンや環境技術など、モノやサービス、コンテンツのグローバル市場 開拓・事業拡大を目指す企業に対し、下記②、③の施策等とも連携しつつ製品開発、国際 標準化、知的財産、人材、海外企業とのマッチングや展示会等を含めた販路開拓支援等を含めた総合的な支援を提供する。金融機関(政府系金融機関を含む。)による企業の海外展開支援を促進する。

##### ②コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

○ 中堅・中小企業の海外展開の支援にも資するよう、地銀を含めた我が国の金融機関の海外進出を促進する。

# 10. 環境分野

## (1) 環境分野に係るTPP協定の概要

### 目的

- ◆ 相互に補完的な貿易及び環境に関する政策の促進
- ◆ 高い水準の環境保護及び効果的な環境法令の執行の促進、貿易に関する環境問題に対処するための締約国の能力向上

### 主要条文の概要

- ◆ 締約国間の相互に補完的な貿易政策及び環境政策の促進、環境法令の効果的な執行の促進
- ◆ 野生動植物の違法な採捕及び取引への対処
- ◆ 有害な漁業補助金の禁止(禁止される補助金は日本には無い)

### 日本への影響

TPP協定の締結により、各締約国において環境技術へのニーズが高まり、日本が有する環境関連技術・物品の輸出にも資することが期待される。

## (2) 環境分野に係る施策の具体例

### 廃棄物処理や水処理技術等の環境技術等の国際展開（我が国の優れた環境技術等の海外展開支援）

- 我が国が世界をリードする環境技術等（**廃棄物処理・3R技術、低炭素技術、環境配慮型製品、水処理技術等**）の海外での案件形成や国際展開を支援、その情報を共有することにより、アジア太平洋州における我が国の環境技術関係企業の海外展開を更に活性化させ、より戦略的な環境ビジネスへの参入機会を拡大する。
- これにより、環境汚染が深刻化している地域の環境を改善するとともに、温室効果ガスの大幅な削減を図る。

#### 低炭素技術



高効率冷却装置

#### 廃棄物処理・3R技術



廃棄物発電施設

#### 水処理技術



既存の排水処理槽

実証で導入した高機能な処理槽



#### 環境配慮型製品



環境ラベルの相互認証により  
我が国の環境物品の国際展開を支援

# 我が国の優れた環境技術等の海外展開支援

廃棄物処理・3R技術

低炭素技術

環境配慮型製品

水処理技術

詳細内容・事例  
(次ページ以降も掲載)

全体の施策

## 主な施策内容

- 現地における実現可能性調査  
現地実証事業、現地関係者へのセミナー  
ワークショップ、訪日研修の開催  
術情報の相互認証  
官民連携プラットフォームでの情報共有
- 制度的基盤についての政策対話
- 途上国の環境規制等の特性を踏まえた、  
今後普及が見込まれる低炭素技術の  
調査・掘り起こし  
優れた低炭素技術・サービス等の普及の推進

## 環境配慮型製品

環境配慮型製品の国際展開促進経費の事例

### ○環境配慮型製品の国際展開促進経費

- 官民連携プラットフォーム  
環境配慮型製品の国際展開を目指し、企業等の  
ニーズの把握・情報共有・課題検討の場の構築と海  
外への情報発信力の強化に向けて、企業、行政、  
環境ラベル機関からなる連携を強化する。

情報発信力の強化を通じた  
海外への環境配慮型製品の展開

日本国内

業界団体 企業  
環境省、  
関係省庁

官民連携  
プラットフォーム

エコマーク  
事務局

海外

各国関係省庁、  
環境ラベル機関

情報収集力の強化と  
海外情報の共有基盤の確立

## 詳細内容・事例

### 廃棄物処理・3R技術

#### 廃棄物処理・3R技術の事例

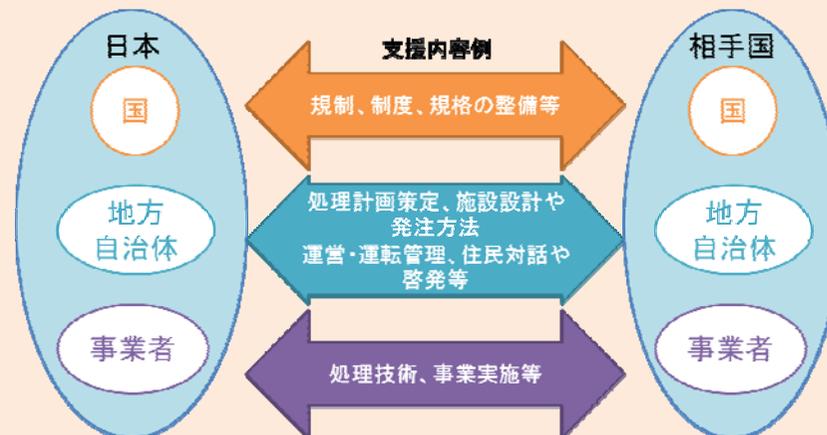
#### ○我が国循環産業海外展開事業化促進業務

我が国循環産業による廃棄物処理・リサイクル分野における具体的な海外展開の計画のある事業について、実現可能性調査等を実施する業務。

- 対象事業
  - 海外において日本の民間事業者が、廃棄物等の収集・運搬、中間処理、リサイクル、最終処分に関わるサービスの提供、施設の建設等を行う事業。
- 業務内容
  - 事業計画案、現状調査、廃棄物の組成・性状等調査、パイロット試験、事業性・環境負荷削減効果評価、実現可能性評価、実現可能性を改善する行政施策の提案、ワークショップの開催など。

#### 【パッケージとしての海外展開】

- 国、地方自治体、事業者が、それぞれの役割分担を明確にした上で相手国にアプローチするような、重層的な活動を推進する。
- 例えば、規制の整備については国、廃棄物処理計画の策定や施設発注については地方自治体、処理技術については事業者と役割分担。



#### 【過去に実施した実現可能性調査の具体例】

#### ミャンマー国グレーターヤンゴンにおける循環型社会形成支援及び廃棄物発電事業の実施可能性調査

事業概要 : ミャンマー国ヤンゴン大都市圏における都市ごみの適正処理・発電を行う。  
実施年度 : 平成24-25年度  
実施事業者 : JFEエンジニアリング株式会社  
共同提案者 : 日本工営株式会社、株式会社コーエイ総合研究所  
成果 : JCMに発展。2015年9月に受注し、2017年春には完成予定。



ヤンゴン市におけるごみ処理の現状 104

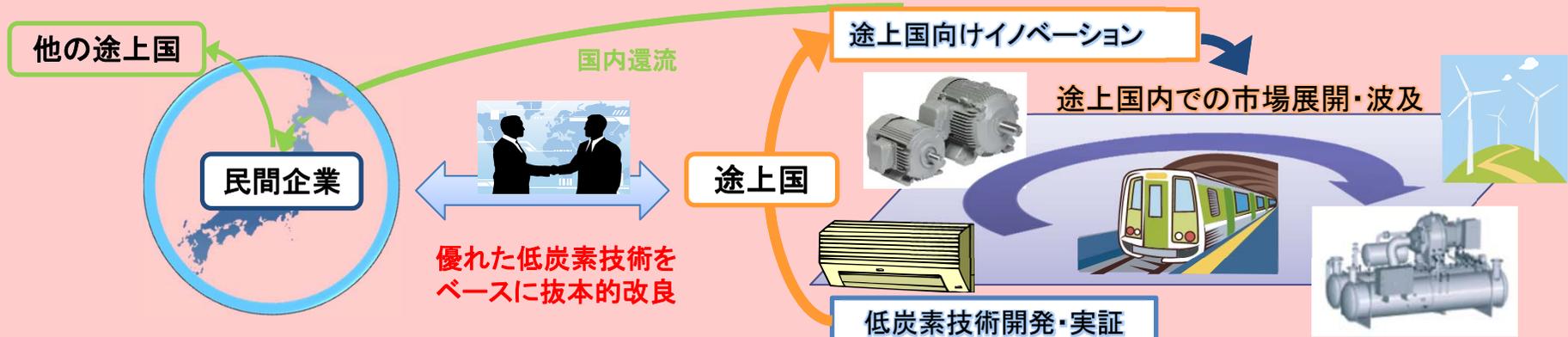
# 詳細内容・事例

## 低炭素技術

低炭素技術の海外展開の事例

### ○低炭素技術の海外展開に向けた施策

- 途上国における環境規制等の特性を踏まえて、低炭素技術の海外展開等を行う国内企業を支援
- 途上国への優れた低炭素技術の普及により、温室効果ガス排出削減に貢献(二国間クレジット制度(JCM)等)



【現在実施中の案件(一例)】現在、約60件の事業を実施中

### 電動三輪車両の改良普及

対象国:ラオス

事業実施団体:(株)プロツツア

概要:道幅が狭く舗装されていない現地の道路に対応した、小型で低価格であり、かつ多様な利用方法にも対応できる共通の車台等を開発。各国の車両法規に適合可能なグローバルモデルの電動車両を普及促進し、CO2排出削減に貢献。



- 小型化・性能向上
- 低価格化
- バッテリー長寿命化
- 多様化対応

### 高効率冷凍設備の導入

対象国:インドネシア

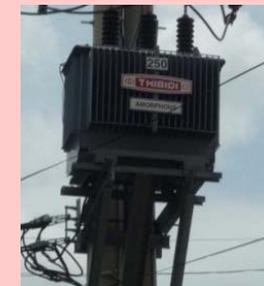
概要:高効率自然冷媒冷凍機を導入。省エネと同時にノンフロン化を実現し温室効果ガス排出削減に貢献。



### 高効率変圧器の普及

対象国:ベトナム

概要:送電ロスの少ない高効率アモルファス変圧器の普及により、温室効果ガス排出削減に貢献。



水処理技術等の国際展開の事例

### ○アジア水環境改善モデル事業

- ・日本の優れた水処理技術の海外展開とアジアの水環境改善の観点から、海外展開を検討中の国内企業を支援
- ・現地での検証を通して現地とのビジネスモデル構築等を進め、日本の高度な水環境技術のアジア各国への導入を目指す

水処理技術等の海外展開事業を公募

実現可能性調査(FS)、現地実証試験

事業効果・ビジネスモデル適用性検証

### ○し尿処理システム国際普及推進事業

- ・日本サニテーションコンソーシアム(JSC)等と連携し、浄化槽等の日本発の優れたし尿処理技術の情報発信や普及促進を図る

### 【国際展開事例(アジア水環境改善モデル事業)】

#### バイオトイレ導入による水環境改善事業

実施国名:ベトナム国(ベトナム国鉄)

企業名:(株)長大他

導入技術:環境配慮型バイオトイレ

展開状況:2015年6月、ベトナム国鉄が発注するパッケージ事業を正式受注。ハノイ市と観光都市を結ぶ区間を走行する127車両を対象に199台のバイオトイレを導入。



バイオトイレ導入車両



導入されたバイオトイレ

### 【現在実施中のアジア水環境改善モデル事業案件(抜粋)】

※現在、アジア各国で実施中の7件のうち、5件をTPP交渉参加国(ベトナム、マレーシア)で実施

#### 水産加工工場における排水処理の水質と施設運営の改善事業

実施国名:ベトナム国(ダナン市)

企業名:(株)環境総合テクノス他

概要:水産加工工場にPVAゲルを用いた排水処理技術を導入することにより、周辺海域の水質改善および汚泥の減量化を図る。

#### 浄化槽整備による生活排水処理事業

実施国名:マレーシア国(スランゴール州)

企業名:(公財)日本環境整備教育センター他

概要:現地の生活排水処理を日本技術である浄化槽に転換し、地域の衛生及び水環境の改善を図る。

## (2) 環境分野に係る施策の具体例

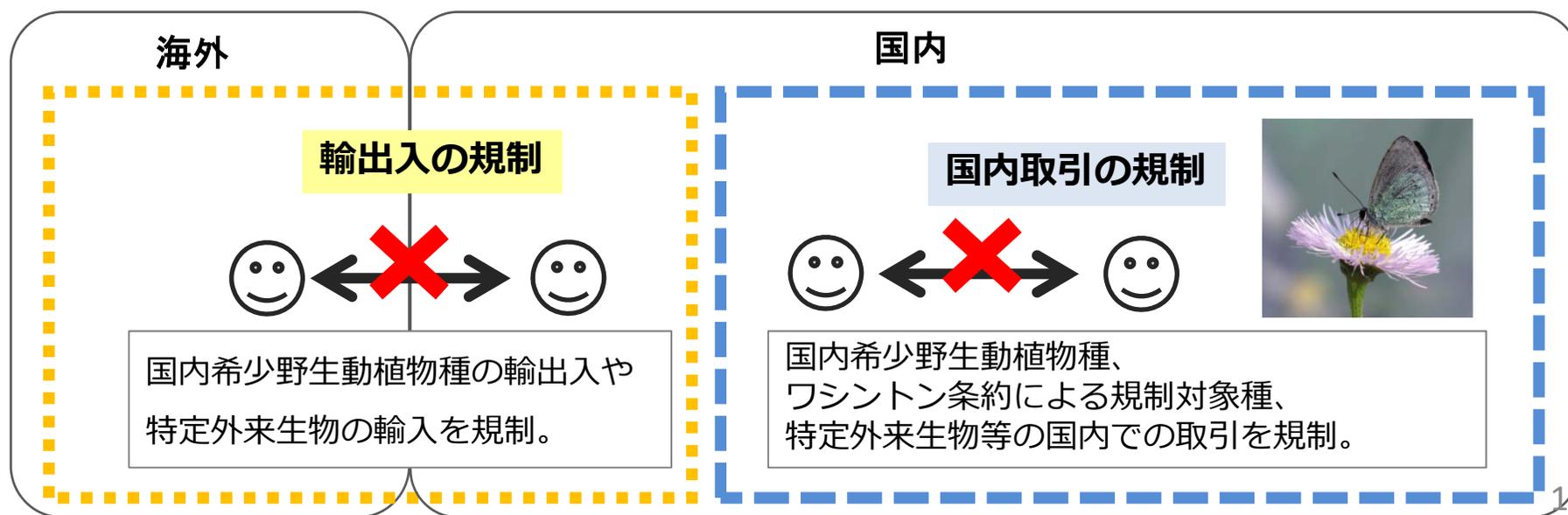
### 環境と貿易の両立

生物多様性の保全や野生動植物種の保全等の高いレベルの環境保全施策を推進することにより、環境の保全と貿易の促進の両立を図る。

#### 主な施策内容

- 希少野生動植物種の国内外における取引管理と取引の影響を受ける国内種の生息状況の把握
- 侵略的な外来生物対策

#### <例: 取引管理>



## 「総合的なTPP関連政策大綱」における記載

### 【Ⅱ 1 (2)】

#### ②コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

- 廃棄物処理や水処理技術等の環境技術等の国際展開を図る。

### 【Ⅱ 3 (4)】

- ISDSをはじめとする国際紛争への対応強化、海外事業者とのトラブルに係る消費者支援、環境と貿易の両立を進める。



# 環境配慮型製品の国際展開促進経費

平成28年度予算額  
25百万円（25百万円）

## 背景・目的

第四次環境基本計画において、経済・社会のグリーン化に向けた国際的市場を視野に入れた取組として下記が挙げられている。

A. 環境ラベリングについて、相互認証の拡大、基準の調和など、各国の環境ラベリングが共に活用される枠組みの作成を進める。

B. グリーン購入をアジア各国で進めるため、国際的ネットワークづくりを進める。

E. 我が国の強みである環境技術・製品の海外展開に際して、必要な支援を行う。

上記の方向性のもと、環境ラベルの相互認証の拡大や基準の調和を図る取組等を進めることで、国際市場における環境配慮型製品等の流通の促進を図り、国際的な市場のグリーン化を実現することを目的とする。

## 事業スキーム



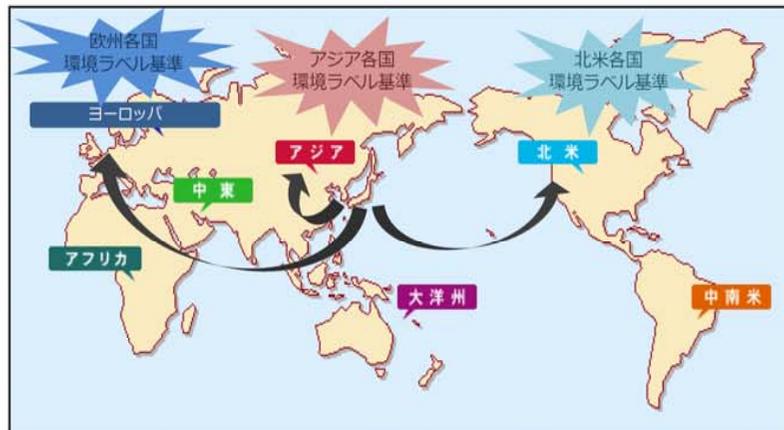
## 事業概要

※本事業は平成25年度より実施。

- 環境ラベルの相互認証の推進  
グリーン購入に係る制度・基準の国際的な調和を目指し、環境ラベルの相互認証を推進する。
- 官民連携プラットフォーム  
環境ラベルや基準等の国際間の調和を官民一丸となって実現するため、企業、行政、環境ラベル機関からなる連携を強化する。
- ASEAN等新興国への制度・基準の展開  
環境配慮型製品調達基準の整備が十分でない国を対象として、各種支援策を講じ、我が国の環境技術・製品の海外展開を促進する。

## 期待される効果

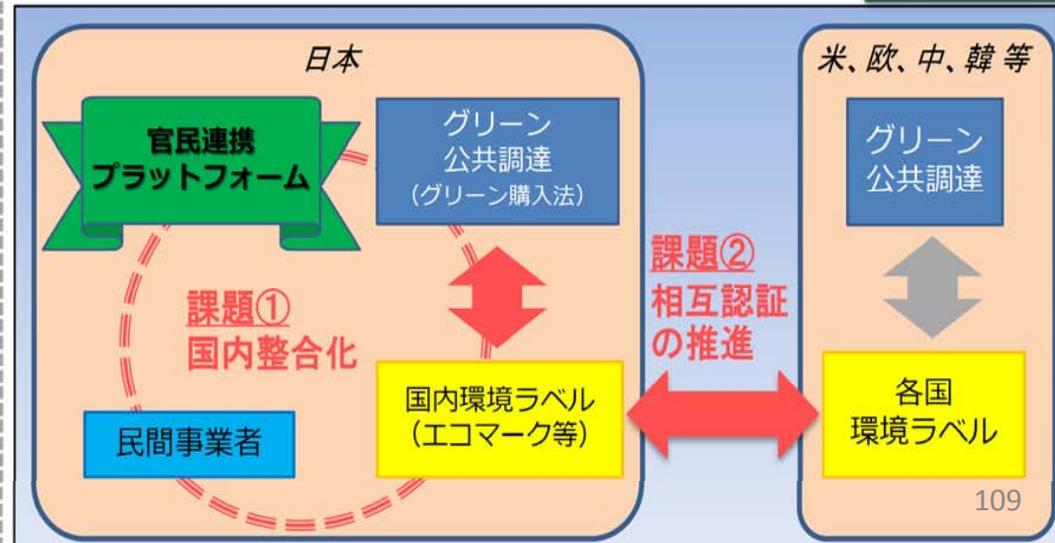
- ・各国の基準策定の支援を図ることにより、国際的な市場のグリーン化へ貢献する。
- ・日本の優れた環境配慮型製品の海外展開が促進される。



国・地域毎に満たすべき基準、規制が異なる

- ・情報把握、手続きに係る 企業の負担が大
- ・各基準を満たすために製品仕様を変える必要。

## イメージ





# 我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業(国際展開支援)

平成28年度予算額  
270百万円(340百万円)

## 背景・目的

- 開発途上国は急激な経済成長の途上にあり、環境汚染の懸念
- 廃棄物を含む循環資源の不適正な越境移動や途上国の一部における不適正なリサイクルも横行
- 我が国は時代の要請に応じて循環産業を発展させてきており、環境保全及び循環資源において先進的な技術・システムを有する
- 本事業により、途上国の求める廃棄物処理・リサイクルの実施を効率的に進め、世界的な環境負荷低減に貢献するとともに、我が国の経済を活性化し、経済全体のパイの拡大・雇用の創出にもつなげる

## 事業概要

- 政府、自治体、事業者等が相互に連携しながら、制度の導入支援とともに、廃棄物処理・リサイクルシステムとしてパッケージ化を図った国際展開を推進
- 二国間協力や多国間協力と有機的に結びつけることにより、戦略的に支援

## 事業スキーム

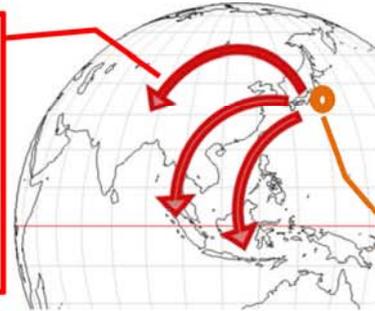
環境省から民間事業者への請負業務

## 期待される効果

- 適正な廃棄物処理・リサイクルシステムをアジアを中心とした国々に普及→ 世界規模での環境負荷低減に貢献
- 循環産業の活発な国際展開→ 我が国経済の活性化

### 【先行グループ】

- ・既に国際展開に踏み出せる事業者を対象
- ・国際展開の可能性が高い国々におけるFS等を支援



### 【次世代グループ】

- ・次世代の国際展開を担う循環産業を育成
- ・新たな視点のリサイクルビジネスを支援
- ・未利用循環資源の輸入の活用等

## 我が国循環産業海外展開 事業化促進事業

223百万円  
(293百万円)

- 環境負荷低減効果の大きい国に対する先行グループの国際展開促進
- 重点国だけでなく、我が国の強みを特定した上で重点事業を明確にしてフィージビリティスタディを実施
  - ① 具体的な海外事業展開や国際資源循環を想定したフィージビリティ調査支援。さらに、さらなる自治体間協力支援、次期フェーズに向けた重点国・分野の特定のための予備調査を実施
  - ② 現地での協力枠組み構築のための関係者合同WS
  - ③ 我が国循環産業の理解促進のための現地関係者への訪日研修

## 我が国循環産業海外展開支援 基盤整備事業

47百万円  
(47百万円)

- 未利用資源の有効利用技術を有する民間企業が海外展開していけるよう、ビジネスモデルの確立を支援
  - (1) 循環産業の国際展開に資する情報収集・発信
  - (2) 国、自治体、事業者、研究者等による会合の開催、情報共有の推進
  - (3) 現地セミナー、展示会の開催



# 循環産業の国際展開に係る海外でのCO<sub>2</sub>削減に向けた実証支援事業 (うちFS調査分)

平成28年度予算  
100百万円 (0百万円)

## 背景・目的

- アジア諸国では、経済発展・人口増加により廃棄物問題が深刻化。
- 廃棄物分野の特定の技術（ごみ発電、メタン利用、燃料化など）では、廃棄物対策がすなわちCO<sub>2</sub>削減対策。
- 上記背景から、途上国では、廃棄物分野におけるエネルギー代替利用等による地球温暖化対策への期待の高まり。
- 他方で、海外における廃棄物・リサイクル分野の温室効果ガス削減技術の確立や現地それぞれの状況（ごみ質等）に適合したオペレーションが必要。
- こうした要素を有する我が国の先進的な循環産業の国際展開を促進。
- 本事業の成果を将来のJCM事業につなげるなど、廃棄物の適正処理とCO<sub>2</sub>削減の同時推進。

## 事業概要

### 循環産業の国際展開による海外でのCO<sub>2</sub>削減支援事業

実証研究を踏まえ、国内事業並みの厳格な対策の検討を行うなど、途上国等でのモデルとなる事業のFS調査等の実施。

## 事業スキーム

### 委託対象

実施期間：1年間（～H28年度）



## 期待される効果

- “現地の事情・ニーズ”と“我が国循環産業の強み”を照らし合わせた、CO<sub>2</sub>削減効果の高い強力な廃棄物処理・3R技術を確立・普及。
- 事業の成果を将来のJCM案件形成に活用するなど、世界的な廃棄物問題の解消と低炭素化の同時貢献。
- 廃棄物政策の政府間・都市間協力と連携しながら、我が国循環産業技術の有効性をモデル的に証明し、認知度を高めることにより、我が国循環産業の国際展開を加速。
- 我が国循環産業の国際展開増加による我が国経済の活性化。

※中国・インド・タイ等アジア主要8か国における都市ごみ市場規模は17兆円（2020年）に拡大。



実証プラント（生ゴミ500kg/日）



野積みされたごみの中を裸足で有価物を回収する人：(財)日本産業廃棄物処理振興センター

## 案件発掘

## 案件形成

## 事業化

## イメージ

循環産業の国際展開による海外でのCO<sub>2</sub>削減支援事業 (FS等)

< J I C A >  
・円借款  
・無償・有償協力  
< J B I C >  
・事業主体への貸付  
など

事業化

JCM等

廃棄物政策との連携（他の予算も活用）

二国間の国際協力（環境政策対話や制度整備支援等）との連携

アジア3R推進フォーラム等の多国間協力との連携

現地関係者を対象とした研修事業を国内で実施

廃棄物管理システムを政策等とのパッケージで提供



# 二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（プロジェクト補助）

平成28年度予算  
7,500百万円（5,400百万円）

## 背景・目的

- 優れた低炭素技術等を活かして、途上国が一足飛びに最先端の低炭素社会へ移行できるように支援し、アジア太平洋地域発の21世紀に相応しい新たなパラダイムとなる、物質文明からの脱却を目指す「環境・生命文明社会」を発信する。
- 世界的な排出削減に貢献し、JCMクレジットの獲得を行う。

## 事業概要

JCM導入が見込まれる途上国において、優れた低炭素技術等を活用したエネルギー起源CO2の排出を削減するための設備・機器の導入（JICA等が支援するプロジェクトと連携する事業を含む）に対して補助を行う。導入後、JCM登録及び測定・報告・検証（MRV）を実施し、発行クレジットの1/2以上を日本国政府の口座へ納入する。

## 事業目的・概要等

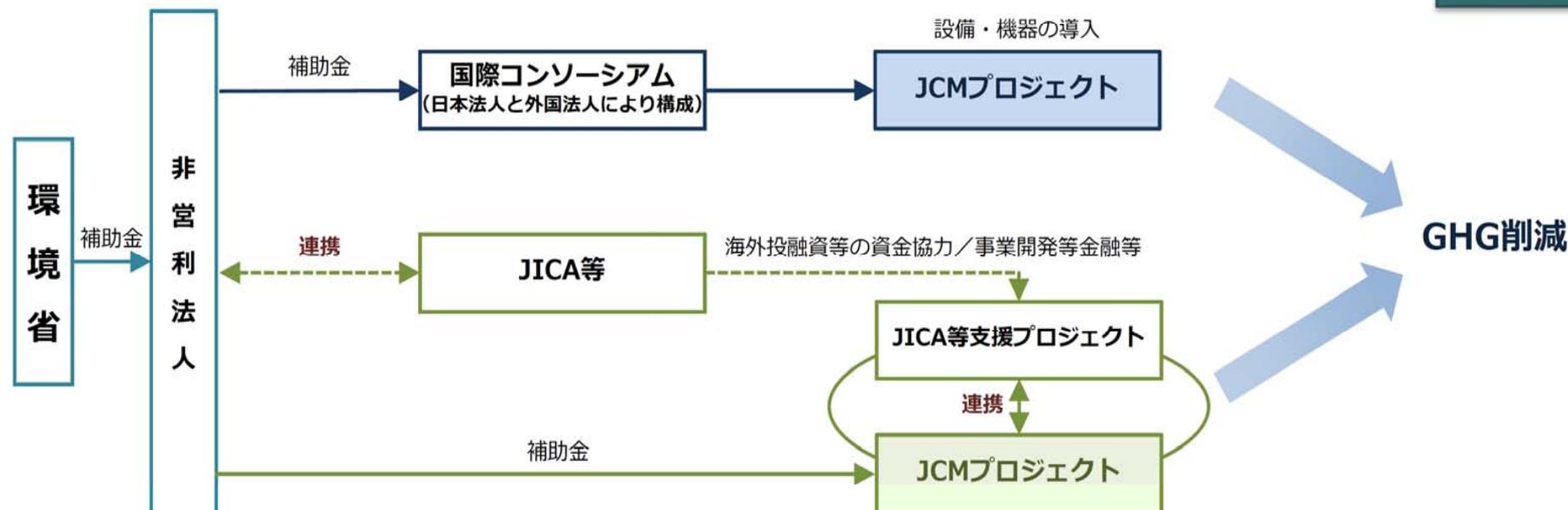
## 事業スキーム



## 期待される効果

- 5,000万から1億t-CO2の排出削減等の見込みに沿って途上国の温室効果ガス排出量を大幅に削減するとともに（年間約30～60万t-CO2）、その削減への我が国の貢献分をJCMを通じてクレジット化し、我が国の削減目標の達成に活用する。
- 優れた低炭素技術等の海外での水平展開を促進し、海外における環境技術の市場を拡大する。

## イメージ





# 二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（ADB拠出）

平成28年度予算額  
1,200百万円（1,800百万円）

## 背景・目的

- 優れた低炭素技術を活かして、途上国が一足飛びに最先端の低炭素社会へ移行できるように支援し、アジア太平洋地域発の21世紀に相応しい新たなパラダイムとなる、物質文明からの脱却を目指す「環境・生命文明社会」を発信する。
- 世界的な排出削減に貢献し、JCMクレジットの獲得を行う。

<該当戦略>

4. 優れた低炭素技術の海外展開を通じた世界全体の排出削減への貢献

## 事業スキーム

拠出先：アジア開発銀行信託基金  
事業実施期間：平成26年度～

## 事業概要

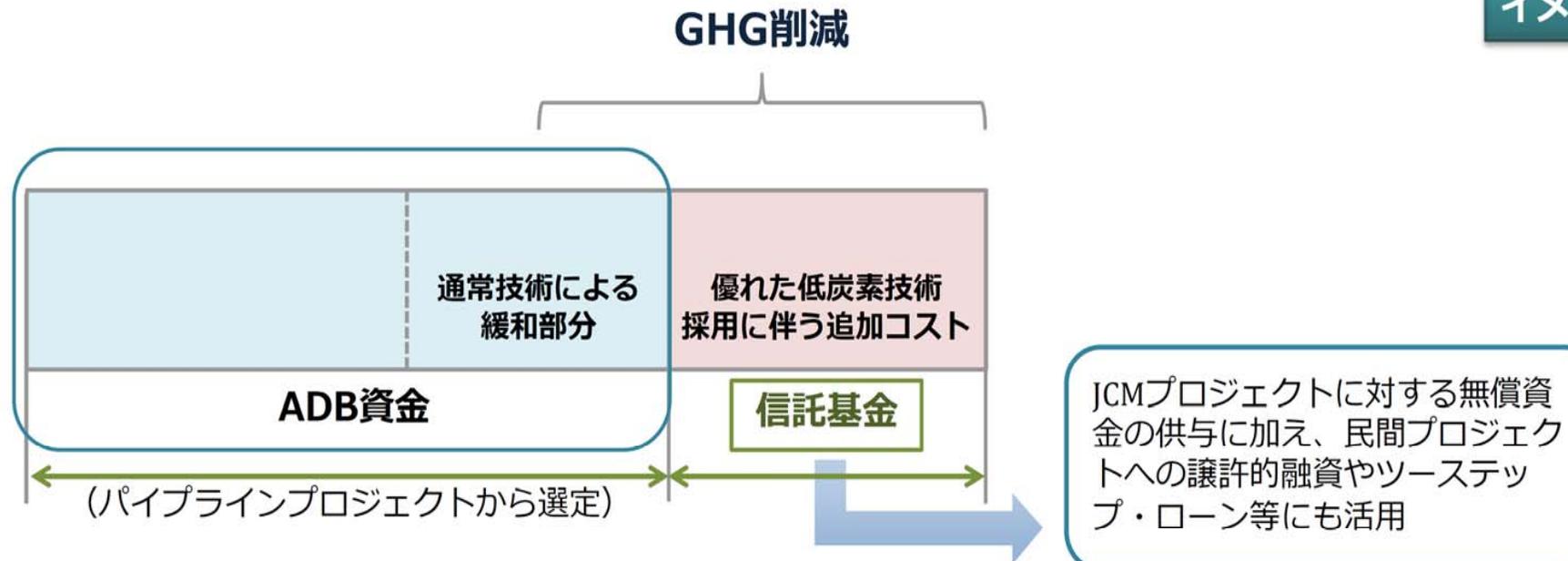
導入コスト高からADBのプロジェクトで採用が進んでいない優れた低炭素技術の採用を促進するため、ADBの信託基金により追加コストを支援する。これにより、一足飛びの低炭素社会への移行につなげるとともに、削減分についてJCMでのクレジット化を図る。

## 期待される効果

- アジア各国で実施されるADBプロジェクトで、これまで導入コスト高から導入が進んでこなかった優れた低炭素技術の採用が促進され（ADBの無償資金や譲許的融資と協調して、3～5件/年のプロジェクトを実施、約4～9万t-CO<sub>2</sub>/年を削減）、JCMを通じて2030年度までに他のJCM資金支援事業と合わせて累積で5,000万～1億t-CO<sub>2</sub>の排出削減・吸収が見込まれることにより、国際的な排出削減に貢献する。
- 途上国において優れた低炭素技術の導入実績が積み上がり、優れた低炭素技術が非効率で安価な技術よりも低コストであることへの理解が広まることで、アジア地域における自発的な市場展開につなげる。

## 事業目的・概要等

## イメージ





# 途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業

平成28年度予算  
1,400百万円 (1,500百万円)

## 背景・目的

- 優れた低炭素技術は、途上国でのニーズが高く、国際的な地球温暖化対策の強化等に不可欠。一方、こうした低炭素技術をそのまま途上国に移転した場合、当該国の環境規制・制度、文化慣習、資源・エネルギー制約等の理由から市場に浸透しない可能性がある。
- これらの低炭素技術を途上国の特性等に応じ抜本的に再構築し、世界をリードする低炭素技術の普及を通じた、JCMの拡大、途上国の低炭素社会構築の実現及び技術の国際展開を図り、CO2削減を同時に達成する。
- こうした過程で生み出されたイノベーションにより、国内の技術開発や他地域への波及等につなげていく。

## 事業スキーム

- (1) 委託対象：民間団体
- (2) 補助対象：民間団体に補助（補助割合：1/2～2/3）  
実施期間：平成26年～30年 最大3年間

## 事業概要

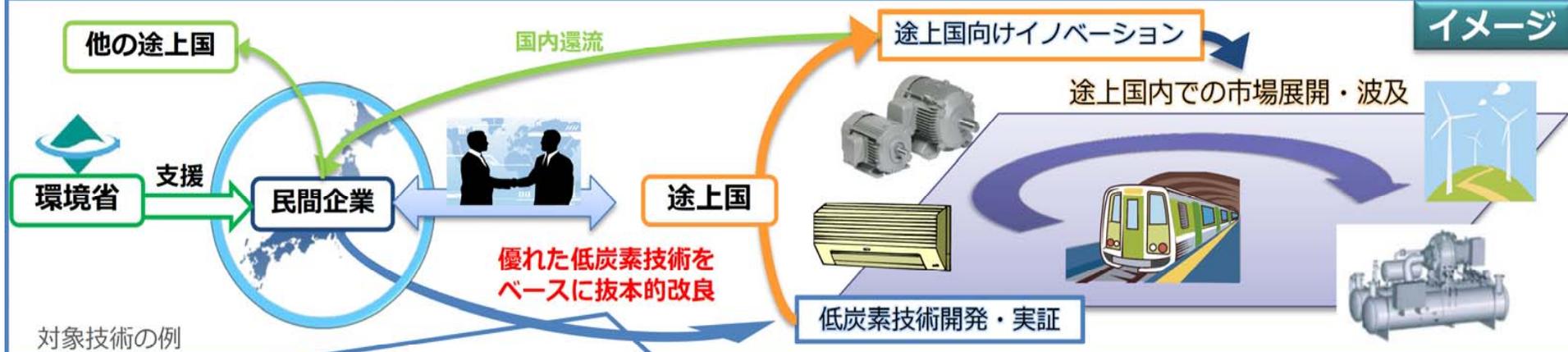
- (1) 今後JCMの拡大が期待される途上国において普及が見込まれる低炭素技術を調査・掘り起こし、途上国の環境規制・制度、文化慣習、資源・エネルギー制約等の特性を踏まえ、技術・製品等のリノベーション要素を調査する。（1億円）
- (2) 優れた低炭素技術を有する事業者と途上国の技術ニーズやリノベーション要素をマッチングさせ、途上国ごとの特性を基に、低炭素技術の抜本的なリノベーションを行う民間事業者に対し当該費用の一部を補助する。（13億円）

## 期待される効果

- 途上国に優れた低炭素技術を普及し、CO2排出削減による低炭素社会の構築を実現するとともに、二国間クレジットの活用拡大や低炭素技術の国際競争力の強化につなげる。
- 本事業の技術が普及することにより、平成42年度に300万t程度のCO2削減を目指す。

## 事業目的・概要等

## イメージ



対象技術の例

社会インフラ	省エネルギー機器	再生可能・分散型エネルギー
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 低炭素な公共交通システム</li> <li>➢ 水道施設の最適運用管理システム</li> <li>➢ 廃棄物関連技術</li> <li>➢ 地域冷房プラントシステム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 高効率インバータ・モーター技術</li> <li>➢ 空調や冷凍機などの低炭素技術</li> <li>➢ 省エネ空気圧縮システム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 再エネ発電・熱・コジェネ等技術</li> <li>➢ 自立・分散型低炭素エネルギーシステム</li> <li>➢ ヒートポンプシステム</li> </ul>

## 背景・目的

- 急激な成長を続けるアジアの多くの地域では、人口増加に伴う都市化や工業化、それに伴う水質汚濁等の環境問題の発生が課題となっている。
- 「インフラシステム輸出戦略」（平成25年5月17日）において、我が国の優れた水処理技術の海外展開を支援するとして「アジア水環境改善モデル事業」が位置づけられており、高成長が見込まれる途上国の水ビジネス市場への、展開支援を行うものである。（成長戦略の一環）
- 途上国における深刻な衛生状況や水環境問題の改善を支援し、衛生に関するポストMDGsへの動きに対応する。

## 事業概要

本事業は、水処理技術等の海外展開事業を公募し、応募された技術提案のなかから技術力と実現性が高い提案を、有識者委員会で採用し、「水環境改善に関する実施可能性調査」、「現地実証実験」を現地企業を対象に行うことで、ビジネスモデルを構築し、アジア各国におけるビジネスモデル形成を支援する。

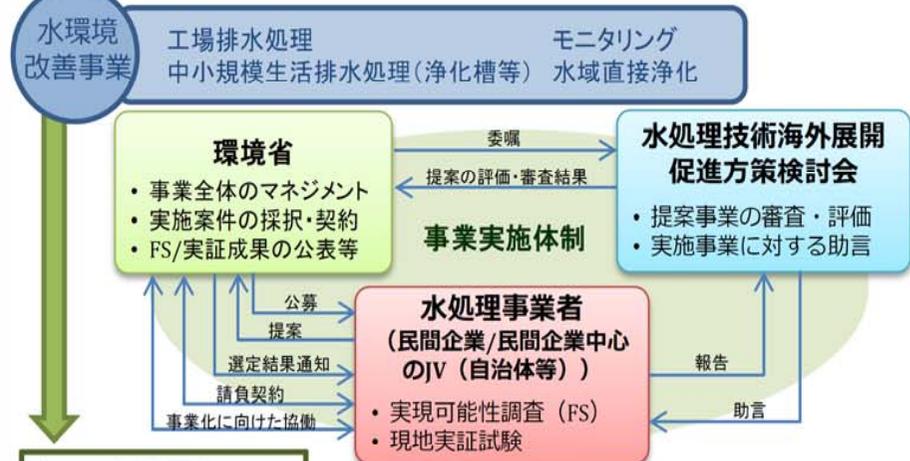
## 期待される効果

- ① 支援した事業の海外ビジネス展開への発展
- ② モデル事業を通じ得られた知見に基づき、水処理技術海外ビジネス推進戦略を策定
- ③ 事業成果を国内企業に還元することによる水処理技術の海外展開活性化
- ④ 上記を通じた海外の水環境改善

## 事業目的・概要等

## イメージ

### 水処理技術等の海外展開事業を公募



### 実現可能性調査 (FS)

- 事業計画の作成

### 現地実証試験

- 「効果を見せて売る」スタイル

### ビジネスモデル構築へ



アジア水環境改善ビジネスセミナー  
(H26.5.13 於東京、約120名が参加)

### ● 様々な国における多様な形態のビジネスモデル形成を支援

モデル事業のサイクルを通じ以下の事項を実施する。

- ① 海外展開対象国の情報収集・分析
- ② ビジネス化に向けた課題抽出
- ③ ビジネスモデル構築に向けた取り組み  
(相手国政府への働きかけ、現地セミナーの開催、現地企業への売り込み、等)
- ④ 事業実績の構築、水平展開



# し尿処理システム国際普及推進事業費

平成28年度予算額  
16百万円 (15百万円)

## 背景・目的

現在、世界で25億人の人々が衛生的なトイレを使用できない状況にあり、2015年までの国連ミレニアム開発目標（「平成27(2015)年度までに、衛生施設（トイレ）を継続的に利用できない人々の割合を半減する」）に引き続き、2016年からの持続可能な開発目標（SDGs）においても同様の目標が定められる見通しである。このことから、日本の浄化槽をはじめとする個別分散型の汚水処理技術やその制度体系を海外に普及させ、世界の公衆衛生の向上に貢献する。

## 事業概要

- 分散型汚水処理技術に関する情報収集及び情報発信
  - ・現地調査、国際会議等への出席、文献調査、資料作成
  - ・し尿処理に関する現地調査及びワークショップの開催
  - ・国際展開の方向性や具体化に関する検討
  - ・関係機関（JICA, JSC等）との連携、ネットワーク構築
- 分散型汚水処理技術の国際普及基盤整備に向けた人材育成
  - ・途上国の行政担当者等に向けた浄化槽導入に係る研修の実施

## 事業スキーム



## 期待される効果

世界のし尿処理施設未普及の解消に貢献するとともに、2016年からの持続可能な開発目標に搭載予定である排水処理に関する目標に貢献し、途上国の水環境の向上に寄与する。また、これとともに日本国内浄化槽関係業者の継続的な発展にも貢献する。

## イメージ

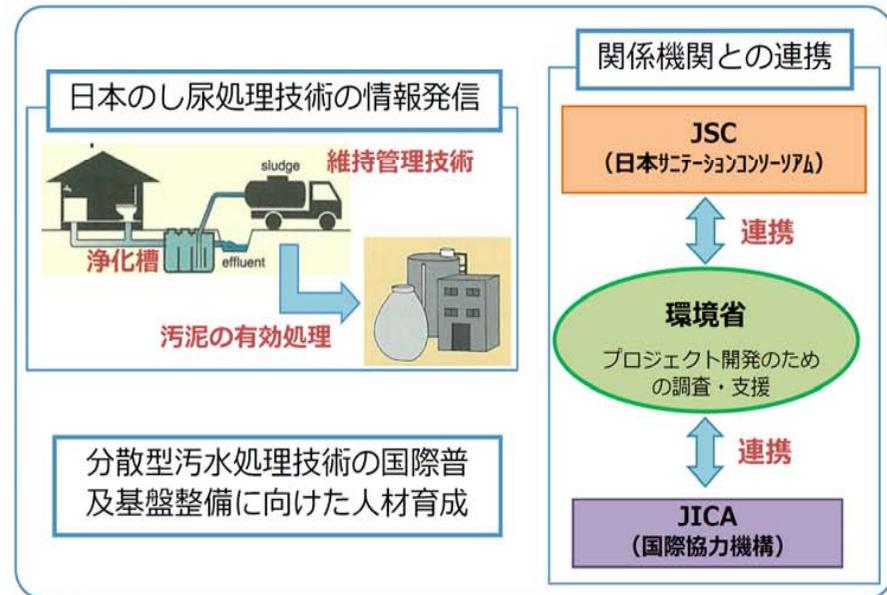
衛生施設へアクセスできない人口 (2011) : 25億人  
WHO/UNICEF(2013)より

### 途上国における課題

- し尿処理の技術・体制が不十分
- 汚泥の有効な処分を行っていない
- 衛生上の問題による健康被害

これらの課題を解決するため、途上国において浄化槽等日本のし尿処理システムの普及を促進する。

### 日本の分散型し尿処理システムによる課題解決



分散型汚水処理技術の国際普及基盤整備に向けた人材育成

持続可能な開発目標 (SDGs) に貢献し  
途上国の水環境の向上に寄与する

# 11. 地方公共団体

# 地方公共団体関連に係るTPP協定の概要について

○ TPP協定の政府調達章では、政府機関等が一定基準額以上の物品・サービスを調達する際のルール・手続を規定。

⇒ 世界貿易機関(WTO)の政府調達協定(GPA)とほぼ同一の内容

## 1. 対象機関・基準額

- ・ 地方公共団体の対象団体：都道府県、指定都市
- ・ 地方公共団体の適用基準額：GPA協定と同額

【参考】GPAにおける適用基準額(平成28年度及び29年度)

・物品等	3,300万円	・建設工事	24億7,000万円
・建築技術サービス	2億4,000万円	・その他のサービス	3,300万円

## 2. 主なルール・手続

- 内国民待遇、無差別待遇原則
  - ・ 調達に際し、国内外の供給者(企業等)を差別することとなるような措置はできない
- 調達手続の透明性確保
  - ・ 公平・透明な手続にのっとり調達しなければならない
- 公示における言語
  - ・ 調達計画の公示：英語を用いる旨の努力規定(義務は負っていない)

【参考】GPAでは、WTO公用語である英語、仏語又はスペイン語のいずれかの言語で概要を付すことが義務付けされている。

⇒ いずれの内容も、地方公共団体に係る現行の国内調達制度を変更するものではない

## 「総合的なTPP関連政策大綱」における記載

### 【Ⅱ 2 (2)】

#### ②地域リソースの結集・ブランド化

- 6次産業化の推進等により、地域の産品、技術、企業等を連携、地理的表示(GI)等も活用しつつ、新事業を創出し、海外展開の拡大を促す。
- ローカルアベノミクスの推進等を通じ、地域の「稼ぐ力」や生産性の向上、地域の人材活用、地方への対内直接投資促進等を実現し、地域経済のグローバルな好循環を拡大する。このため、地方公共団体が行う自主的・主体的な先駆性のある取組等を、情報面・人材面を含めて、支援する。

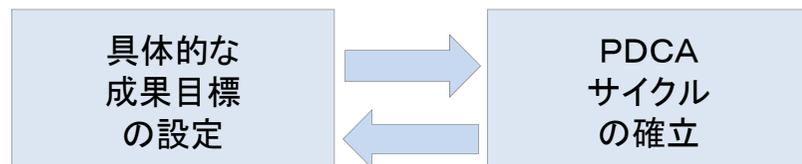
# 地方創生加速化交付金

27年度補正予算計上額 1,000億円 (新規)

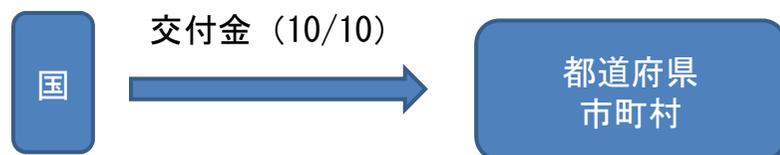
資料

## 事業概要・目的

- 一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として、「希望を生み出す強い経済」を実現するため、また、「子育て支援」や「安心につながる社会保障」も含め「新・三本の矢」の取組に貢献するため、地方創生加速化交付金を創設するもの。
- 地方版総合戦略に基づく各自治体の取組について、上乘せ交付金等での特徴的な事例も参考にしつつ、先駆性を高め、レベルアップの加速化を図る。
- KPIとPDCAサイクルを組み込んだ自治体の自主的・主体的な取組を支援。



## 資金の流れ



## 事業イメージ・具体例

### 【想定される支援対象】

地域のしごと創生に重点を置きつつ、一億総活躍社会実現に向けた緊急対策にも資する、効果の発現が高い事業を対象。

- しごと創生・・・ITを活用した中堅・中小企業の生産性向上や新事業促進、農林水産品の輸出拡大、観光振興(DMO)、対日投資促進 等
- 人の流れ・・・生涯活躍のまち、地方創生人材の確保・育成 等
- 働き方改革・・・若者雇用対策、ワークライフバランスの実現 等
- まちづくり・・・コンパクトシティ、小さな拠点、連携中枢都市 等

## 期待される効果

- 各自治体が地方版総合戦略の取組の先駆性を高め、レベルアップの加速化が図られることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など「目に見える地方創生」の実現に寄与。

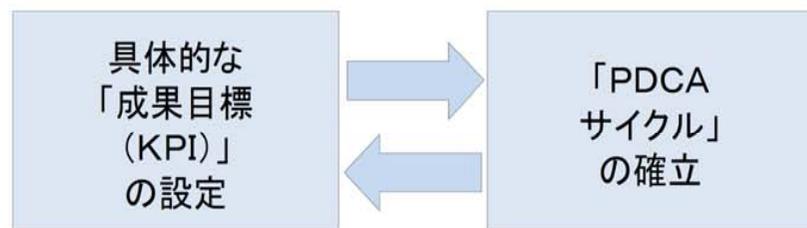
# 地方創生推進交付金

28年度予算額 1,000億円 (新規)  
(事業費ベース 2,000億円)

## 事業概要・目的

○28年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化のための地方創生推進交付金を創設

- ①地方版総合戦略に基づく、自治体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく交付金とし、安定的な制度・運用を確保



## 事業イメージ・具体例

### 【対象事業】

#### ①先駆性のある取組

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成  
例) ローカル・イノベーション、ローカルブランディング (日本版DMO)、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点 等

#### ②先駆的・優良事例の横展開

- ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

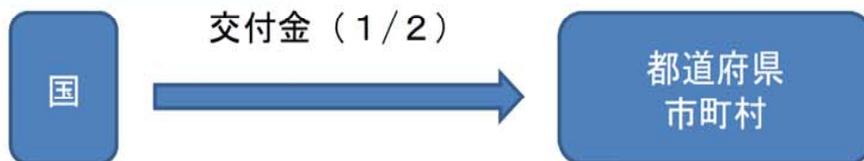
#### ③既存事業の隘路を発見し、打開する取組

- ・自治体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために行う取組

### 【手続き】

- 自治体は、対象事業に係る地域再生計画 (5ヶ年度以内) を作成し、内閣総理大臣が認定

## 資金の流れ



(1/2の地方負担については、地方財政措置を講じる)

## 期待される効果

- 先駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化の実現に寄与

# 地方創生拠点整備交付金

28年度第二次補正予算 900億円（事業費ベース 1,800億円）

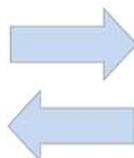
※道、汚水処理施設、港の公共事業（30.2億円）を含む

## 事業概要・目的

○ 未来への投資に向けて、地方公共団体の地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を推進するための交付金を創設。

- ① ローカルアベノミクス、地方への人材還流、小さな拠点形成などに資する、未来への投資の実現につながる先導的な施設整備を支援
- ② KPIを伴うPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組

具体的な  
「成果目標(KPI)」  
の設定



「PDCAサイクル」  
の確立

## 資金の流れ



交付金（1/2）



都道府県  
市町村

## 事業イメージ

### 【主な対象施設のイメージ】

- ローカルイノベーションに資する公設試験研究機関（附帯設備を含む）の改修等
- 地域経営の視点に立った観光地域づくりに効果的な観光施設の改修等
- 地域全体としてのブランディング戦略の確立に資する収益施設等（6次産業化施設等を含む）の整備
- 生涯活躍のまちの推進に資する多世代交流の拠点施設（既存施設の改修等を含む）の整備
- 移住定住促進のために行う空き施設の改修等
- 小さな拠点づくりに資する地域コミュニティ組織の日常的な活動の場として機能する基幹的な拠点施設の整備（廃校舎、旧役場、公民館等の改修を含む）

### 【手続き】

- 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定。

## 期待される効果

- 未来への投資につながる施設整備等を行うことにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化に寄与

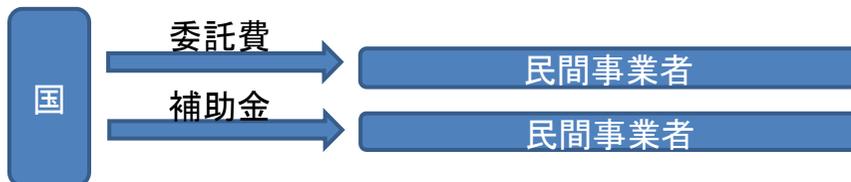
# 地方創生リーダーの人材育成・普及事業費（内閣府地方創生推進室）

27年度補正予算要求額 13.9億円

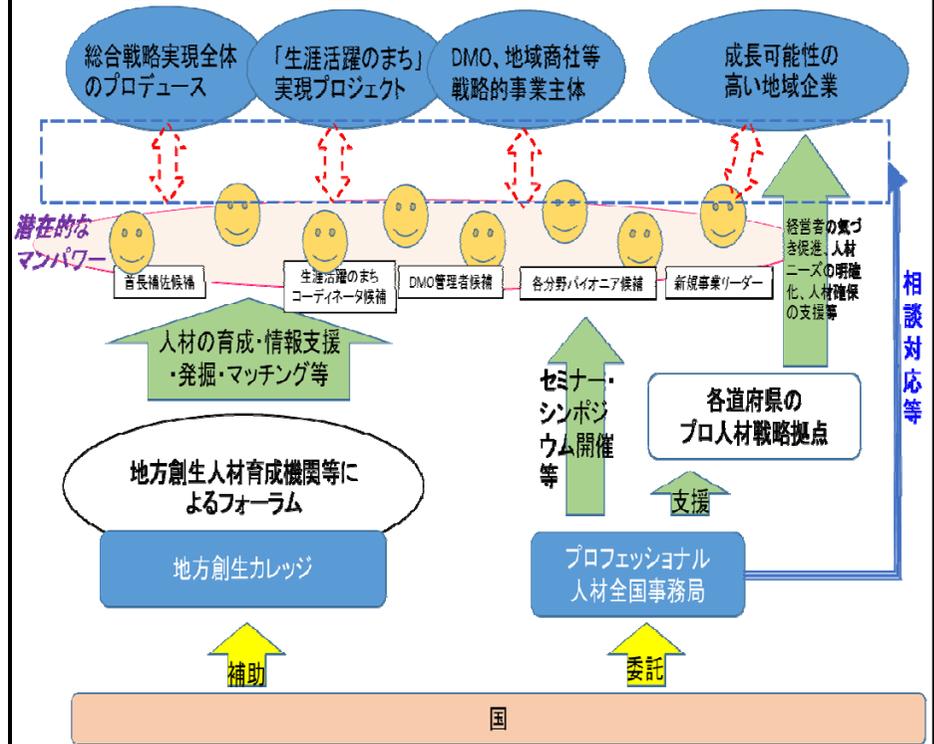
## 事業概要・目的

- 今後、各自治体においては、地方版総合戦略の策定から実行にステージが移っていく。その際には、地域企業の成長を実現するプロフェッショナル人材や戦略に掲げるプロジェクトの事業化に取り組む地方創生リーダー人材の発掘・育成が急務。
- そのため、以下の事業に取り組む。
  - ①プロフェッショナル人材全国事務局事業  
プロ人材を多く抱え、その戦略的活用に悩んでいる大企業等へのアプローチ強化や、求職者の発掘・確保に関する支援の強化等を図り、各道府県が行う拠点事業のサポートの強化をしつつ、地域企業が必要とするプロ人材の確保を支援。
  - ②地方創生カレッジ（仮称）の構築  
地方創生人材育成に関わる教育機関等のフォーラムの立ち上げ、ポータルサイトの構築、eラーニングやカリキュラムの開発等を支援。
  - ③地方創生FS調査等に関する相談対応等の支援  
地方創生リーダー候補者に事業可能性調査を行わせる取組（別途交付金で対応）及び調査内容・依頼先等に関する相談対応等の支援。

## 資金の流れ



## 事業イメージ・具体例



## 期待される効果

- 地方への人材還流における民間マーケットが発展することとなり、地方の中堅・中小企業の生産性向上・経営改善に加え、地域全体の活性化に繋がる。
- 各地方における総合戦略を実行するための人材の確保が容易になり、円滑かつ効果的な取組が期待できる。

# 地方創生カレッジ運営事業費（内閣府地方創生推進室）

平成28年度第2次補正予算要求額 7.0億円

## 事業概要・目的

### 【概要】

- 地方創生カレッジを創設し、真に必要なかつ実践的なカリキュラムをeラーニング等により幅広く提供することとしている。今後、カレッジのカリキュラムを追加・強化することで、人材の育成・確保を早め、一億総活躍社会や21世紀型のインフラ整備を実現する。

### 【目的】

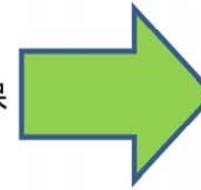
- 来年度以降の一億総活躍の加速化を実現するため、地方で不足しがちなインバウンド促進、攻めの農林水産業実現、生産性革命などに必要な高度な専門知識を有する人材を今年度から前倒しで育成・確保する。

## 事業イメージ・具体例

### 地方創生カレッジ

- 地方創生に真に必要なかつ実践的なカリキュラムを幅広く提供

育成・確保



総合プロデューサー  
地域コミュニティーリーダー  
観光分野などのプロデューサー

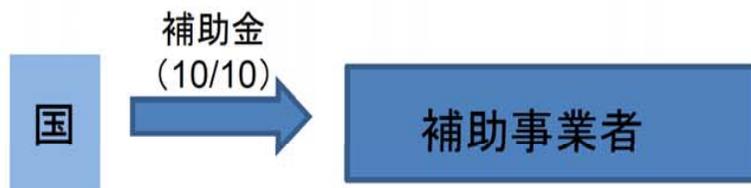


地方版総合戦略の実行  
具体的な事業の実行



一億総活躍社会の実現  
インバウンド促進  
攻めの農林水産業の実現  
生産性革命に向けた取組の加速

## 資金の流れ



## 期待される効果

様々な取組を実際に担う専門人材の育成を加速化することで、一億総活躍、地方創生の加速化が実現できるものと期待される。

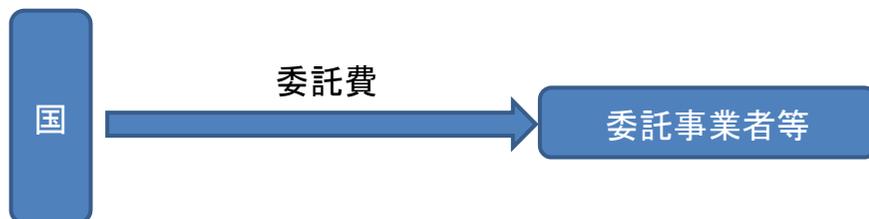
## 地方創生推進に関する知的基盤の整備（内閣府地方創生推進室）

補正予算要求額 13.4億円

### 事業概要・目的

- 政府は、地方自治体の地方版総合戦略の策定等を情報面から支援するため、地域経済分析システム（RESAS：リーサス）の提供を平成27年4月から開始しています。このシステムは、地域経済に関する官民の様々なビッグデータを活用し、地域の特性や課題をわかりやすく「見える化」するシステムです。
- 本事業においては、RESASの公開以降、地方自治体のみならず、住民やNPO、民間企業、中学・高校・大学など多くの方に利用いただくなどの国民レベルでのRESASに対するニーズの高まりに対応するため、RESASの活用を支援する環境の整備や利便性の向上等の取組を実施します。
- また、全国の日本版DMOが観光地域のマネジメント・マーケティング機能を果たす上で必要かつ効率的に利用できるシステム・ツールの研究・開発を実施します。

### 資金の流れ



### 事業イメージ・具体例

- RESASの活用を支援する専門人材の育成を通じ、施策のPDCAの実施を支援するとともに、地域の住民やNPO、企業、教育機関等の様々な主体による地方創生の取組を支援する。
- RESASについて利用者の利便性を短期間の向上させる観点から、利用者から強い要望のあったユーザインタフェースの改善等を実施する。



### 期待される効果

- 地方自治体及び企業、教育機関等による地方創生の実現に向けた取組の実施にあたり、データに基づき地域の課題分析や関連情報を把握することで施策の有効性が高まることが期待される。
- 自律的な日本版DMOの展開に寄与。

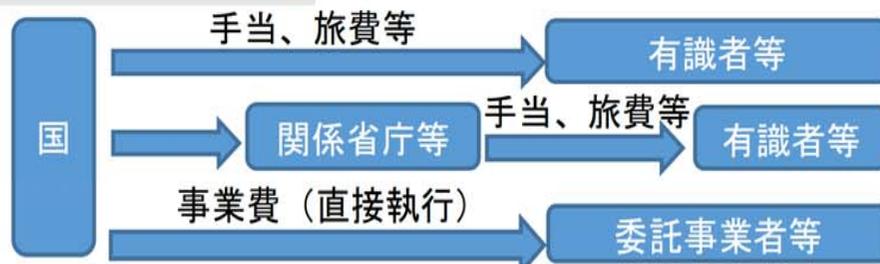
# 地域経済分析システムによる地方版総合戦略支援経費（内閣府地方創生推進室）

28年度概算決定額 **1.1億円**【うち優先課題推進枠1.1億円】  
 （平成27年度予算額 0.9億円）

## 事業概要・目的

- 政府は、地方自治体の地方版総合戦略の策定等を情報面から支援するため、地域経済分析システム（RESAS：リーサス）の提供を平成27年4月から開始しています。このシステムは、地域経済に関する官民の様々なビッグデータを活用し、地域の特性や課題をわかりやすく「見える化」するシステムです。
- 本事業においては、地方自治体の地方版総合戦略の策定及び円滑な実施やPDCAサイクル構築等を情報面から支援し、更には国民一般の活用を通じて地域ぐるみでの地方創生を実現するため、リーサスの本格的な普及・活用を推進します。
- 具体的には、①地方自治体への有識者の派遣、②地方創生推進室及び関係省庁の地方局に、活用支援業務を補佐できる政策調査員の配置、③全国での説明会、④地方自治体職員及び国民向けの説明会の開催等を実施します。

## 資金の流れ

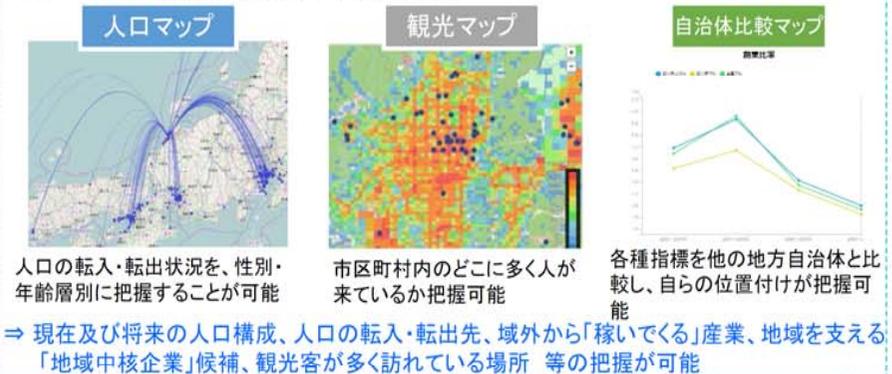


## 事業イメージ・具体例

### 地域経済分析システム（RESAS：リーサス）について

- リーサスは、地域経済に関する官民の様々なビッグデータを活用し、現在及び将来の人口構成、人口の転入・転出先、産業集積（企業間取引）、観光地における人の流れ、各種指標の地方自治体間の比較等を簡易に扱うことを可能とし、地域の特性や課題をわかりやすく「見える化」するシステム。
- 各地方自治体による、客観的なデータに基づく、地方版総合戦略策定における目標・KPIの設定や、PDCAサイクルの確立等を支援。

<リーサスの備える機能(マップ)の例>



## 期待される効果

- 地方自治体が、地方版総合戦略の策定及び戦略に基づく具体的施策の実施にあたり、データに基づき地域の課題分析や関連情報を把握することで、地方創生の実現に向けた地方自治体等による各施策の費用対効果が高まることが期待される。

# 生涯活躍のまち（日本版CCRC）構築支援事業費（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局）

## 27年度補正予算要求額 2億円

### 事業概要・目的

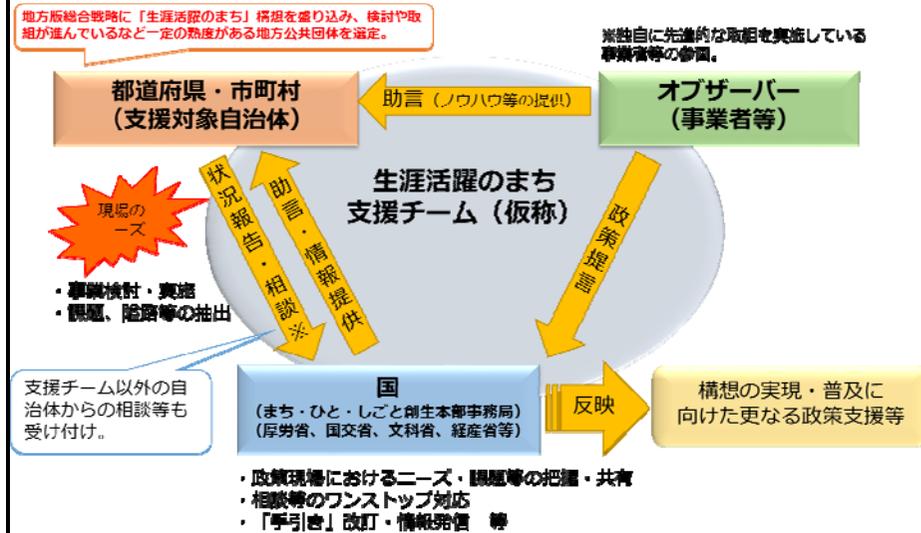
生涯活躍のまち（日本版CCRC）構想を実現・普及していくため、制度的支援や財政支援の検討のほか、自治体や自治体と協働して事業に取り組もうとする事業者等に対し、適切に人的支援・情報支援を行っていくこととする。具体的には、次のような支援事業を行う。

#### 【業務内容】

1. 運営管理等を行うコーディネータ人材の養成カリキュラムの開発、モデル実施、モデル実施結果を踏まえた必要な見直し等
2. 先行事例、検討中の事例、自治体の意向についての調査・分析
3. 先行事例集の作成
4. 財務諸表イメージを含むビジネスモデルの作成
5. 「生涯活躍のまち」構想の具体化プロセスに関する手引き（改訂版）の作成

### 事業イメージ・具体例

生涯活躍のまち（日本版CCRC）構想の実現・普及に向けた地方公共団体の取組が一層円滑に進められるよう、既存制度上の課題や隘路、関係施策が連携した支援策の在り方等について検討し、関係省庁が連携して地方公共団体や関係事業主体の事業具体化の取組を支援する。



### 資金の流れ



### 期待される効果

- 生涯活躍のまち（日本版CCRC）構想の実現・普及に向けた地方公共団体の取組が一層円滑に進められる。
- これにより、ひいては、①高齢者の地方移住の希望実現、②地方へのひとの流れの推進、③東京圏の高齢化問題への対応等の一助とすることができる。